

第一章

運動の歴史 —分野・課題別—

第一節 全国よい仕事研究交流集会の歴史

「利潤企業は国民、利用者、消費者のために良い仕事ができなくなっている。」

よい仕事の第一期 (一九八九年～一九九五年)

(一) 一九八九年五月、第一回全国よい仕事研究交流集会の開催

「今、なぜ、よい仕事なのかを問う集会」

日本労働者協同組合連合会（以下、労協連）は、一九七九年に中高年雇用・福祉事業団全国協議会（以下、全国協議会）として結成した時期から「七つの原則」を定め「よい仕事」をすることを第一原則に掲げてきた。そして、「よい仕事」は組合員・団員がみんなで話し合い、主体性を高めていく「団づくり」と一体だという認識のもと、集会に向けて「よい仕事、団づくり全国交流月間」も設定されていく。

最大のテーマは「今、なぜ『よい仕事』なのか」という問いにあった。初代理事長の中西五洲氏はそのことに触れ、理事会で次のように提起している。

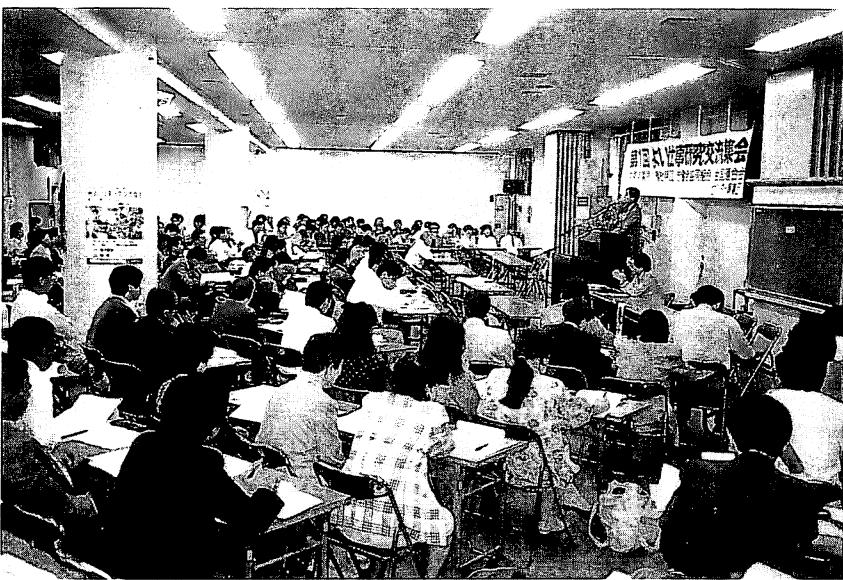
まり、仕事や労働に対し主体的に関わっていくことが労働者協同組合運動の出発点である。この問題は全ての労働者の課題である。良い仕事に関する理論上の問題、政策上の問題、団員の成長にとつての問題、技術上の問題などを研究交流集会で出し合ってみたい」。

当時の「じぎょうだん新聞」（以下、「新聞」）にこの視点での問題提起を載せ、全国の事業団、団員での議論を呼びかけ、第一回よい仕事研究交流集会を開催していくた。

一九八九年五月に開催された集会は、一日目「よい仕事研究交流会」、二日目第一回「いま協同を問う五月集会」という構成であった。

よい仕事研究交流集会は、労働者協同組合内部でよい仕事を発展させることを焦点とし、協同集会は「儲け主義の世の中に代わる『協同』を中心とした社会へのつくりかえを考えている人が一堂に会する」外に開かれた集会として開催された。

第一回よい仕事研究交流集会では、阪神中高年企業組合のヘルパーの取組みや、センター事業団倉敷事業所でのチーム介護を導入した病棟ヘルパーの取組み、島根中高年事業団の家事補完事業、京都高齢者事業団の住民運動を組織しながらの公園緑化事業、群馬中高年事業団の障害者の仕事づくりとつながりについていた団員が、この社会にとつてその仕事がどういう意味があるのか、仕事の中での労働者同士の関係はどうなのかと考える様になつていく。つ



第1回全国よい仕事研究交流集会（1989年）

(I) 第一回よい仕事集会の前史

—雇われ者根性の克服—

「よい仕事」の源流は、失業対策事業で働いていた労働者がつくりた全日本自由労働組合（以下、全日自労）の失対制度打ち切り反対闘争の中から生み出されました。「町のために役立つ失対事業」への提案＝民主的改革路線の推進である。その闘争の中から労働者の自主管理企業的な発想も含めて事業団

運動が生まれ、そこから質的に転換して労働者協同組合運動に発展していった。

よい仕事の思想を発想する上で、次のような興味深いエピソードが全日自労委員長で事業団全国協議会理事長でもあった中西五洲氏の著した本に出てくる。「国の失対打ち切り攻撃を前に『どうすれば失対事業と仲間を守れるのか』という難問をかかえて私は必死に苦しむのです。昭和四一年（一九六六年）本部委員長をやめて松阪に帰つてからものこの難問を解くために取り組みました。そこから私の大転換が始まるのです。現在の『民主的改革』『合意・賛同』『町づくり』という新しい闘いの方向が生まれるのです。難問を解くきっかけはごく平凡なものでした。ある日姪が、私の家に来て話のついでにこんなことを言いました。『おじさん、私の家の近くで失対の人が仕事をやっているが、失対の人は仕事をせんね。一日一時間も働くやろか？ 村の人はみんな文句を言うとするよ。おじさんは失対の大将かね。あんなやり方変えないかんね』。姪にこうはつきり言われてみると改めて考えざるを得ませんでした。『なるほど、俺たちは世間から孤立しているんだな。労働省は失対攻撃がやりやすいはずだな。座り込み、デモ、スト、署名と汗水流して闘つても肝心の所でしりぬけになつているんだな。そうだ、ここを変えなきやダメなんだ』。

このようにして私の考えは徐々に熟していくまし

た。昭和四二年（一九六七年）つまり私が本部から帰つて一年程してからのことです。私は松阪分会の仲間に『失対事業を町と市民のために役立つものにしよう』という提案をするのです。（中略）市内の

一八〇人の自治会長に手紙を出し、新しい事業計画と全日自労の民革運動への協力を要請しました（中西五洲著「労働組合のロマン」労働旬報社、一九八六年）。

中西氏の言葉である「雇われ者根性の克服」、ここに、よい仕事の思想が生まれた原点があると言えるだろう。

(II) 捨てるゴミの向こうに人がいる キャンペーン

初期の労協運動は、公園清掃や緑化の仕事と同時に、民医連や医療生協の病院清掃を中心とした事業から広がつていった。その中で使用済みの注射針を誤つて刺してしまったなどの事故が全国で相次いでいた。それは、最悪の場合、死につながる事故である。そういう事態の広がりを前に、労働者協同組合は、委託元、委託先、看護師、医者、清掃労働者などのちがいを超えて安心、安全な病院をどうつくるのか？ という視点から「捨てるゴミのむこうに人がいる」というキヤツチフレーズをつくり、安全・安心な病院づくりに向けた運動を全国で展開し大きな成果を上げた。

この運動が始まるきっかけは、一九八七年七月一日号の「新聞」に掲載された病院清掃の現場で働く組合員からの投書だった。

そこには、ゴミ処理をしようと病院職員の部屋にあるゴミ箱の中に手をつっこむと割れた瀬戸物が入って手を切ってしまう事故の例や、割れたガラスの破片がゴム手袋を貫通し指を切ってしまった例などが指摘され、最後に「捨てる人は捨てられたものを処理する人が見えない。相手の姿が見えないと人間は無責任になるようだ。捨てる人たちにもっとアピールしたい。『捨てるゴミの向こうにも人がいる』ってことを」という言葉で結ばれている。こういった実態を大変なことだと感じた「新聞」は「捨てるゴミの向こう」というタイトルの連載記事をスタートさせる。

この連載記事の反響は大きく、全国の病院との間で、注射針事故ゼロをめざした運動が始まっていく。また、院内感染防止アンケートを全国四〇の病院、二二三人に実施し、清掃組合員の半数が針を刺したことがある（ゴミ処理中が八割）という衝撃的な実態も明らかになった。

一九八八年九月の「新聞」紙上では「捨てるゴミの向こうで何が変わったか」をテーマにした中間総括の座談会が開かれている。そこに参加した仲間は次のような感想を述べている。「事業団はただ清掃をしている業者ではなく、社会的に意味のあること

を提起していく団体だということを実感した」。「新聞のキャンペーンが始まって、事業団は本当に仲間のため、病院の職員、患者さんのために連帯して一所懸命やつてきたと思う。こういうキャンペーンができるというのも労働者が主人公の事業団だからだし誇りを感じる」。「私の病院では生ゴミだらうとビンだらうと注射針だらうと全くゴチャゴチャに捨てられていました。あまりひどいのですぐに提案してもだめだらうと、とにかくきちんと仕事をして信頼を得てからこういう処理をしてくださいと提案し

ようと言っていたんです。ところが、たまたま総婦長が現場のおばさんに『いまゴミどうなっているの？』と聞いていたというので、新聞記事を持つて総婦長のところへ行つたんです。そうすると『そうだよね、病院の中から事故とかケガとか出したら大変だよね。いい資料をもらいました。婦長会議に出します』と言つてくれ急速に分別が進んだんです。口で言うよりもこの新聞記事を渡すだけで納得してもらえたという事で本当に助かりました」。

（一）全国ケアワーカー集会の開催

（二）よい仕事の第一期 (一九九六～一〇〇三年)

「捨てるゴミの向こう」の取組みは安全な病院を共につくる大切な労働を担つてているという、パートナーとしての組合員の誇りにつながつていった。

そして、より根本的には、働く者同士が分断されることによって利益を拡大していく資本主義的なあり方ではなく、労働者の共通の利益を事実で示し、

つていて、という「当たり前だが最も大事な連帯の思想をこのキャンペーンは世に問うことになつた」。

これらの取組みは、協同労働運動初期のよい仕事運動の象徴的な取組みであり、私たちのよい仕事の原点を問うものでもあつた。

八年五月一五日）。

それを象徴するように一九九六年から一〇〇四年

は、全国での高齢者協同組合の設立運動と一〇〇〇年四月の介護保険制度スタートを目前に控えた、ヘルパー養成講座と地域福祉事業所設立運動の時代と言える。

までは、よい仕事研究交流集会に代わって「全国ケアーカー集会」が連続的に開催され、「ケアとは何か」「コミュニティケアとは」などのテーマを取り上げてきた。

この段階での特長を永戸理事長は次のように述べている。

「入札や委託で仕事を獲得する段階は、社会との関係は基本的に閉ざされていた。しかし、介護保険など社会にとって不可欠な仕事をするようになると『仕事おこし』の発想が大きな意味を持つようになる。

『人と地域が必要な仕事を起こす』段階になつたとき、それまでのよい仕事をはちがうレベルに入つたのではないか。委託された仕事をしっかりとやり評価されても、仕事の中身は委託した人によって決定される訳だから、よい仕事の半ばまでしかいかない。

しかし、生活と地域が必要としている仕事を自分たちから起こすことが始まるとき、出発点から『よい仕事』が位置付く。その意味では『仕事おこし』を通じて『よい仕事』をすることの視点が限りなく広がっていく」（「協同の発見」誌、二〇一六年五月、永戸祐三理事長インタビュー）。

二〇〇三年一〇月には、全国ケアーカー集会の集大成となる、沖縄・名護で集会を開催した（参加者数一七七七人）。

その中で、当時の厚生労働省老健局振興課長であ

り、介護保険の創設にも中心的に関わって来られた香取照幸氏は協同組合への期待を次のように述べている。

「介護保険の原点である地域に密着したサービス、在宅・地域にこだわることをお願いしたい。簡単に施設に入れてしまふことがまだまだあります。最後はその人の生活を在宅で支援する、その人らしい生活を支援するという自立支援の考え方を明確にしてほしい。『介護予防』『生活支援』となります。これを日常の活動の中に位置づけてほしい。先ほど、地域包括ケア、地域にネットワークをつくることで高齢者を支えていくと言いましたが、地域に根ざした主体でないと、生活的機能は担えない。つまり、利用者、市民が事業体の運営に主体的にかかわることがないといけない。それは市民参加の理念、情報公開、利用者とサービス提供者との対等な関係がどうだけ実現しているかの鏡になるのではないかと思います。（中略）介護保険制度は保険料を決めたり、事業計画をつくったり、いろいろな局面で市民参加の契機を組み込んでいます。これを生かすも殺すも自治体だし、自治体にどういうことをさせるかは、地域の中核的な活動をしているみなさんのような事業体だと思います」。

この「共に生きる」というケアの思想が、その後のよい仕事のあり方のベースをつくつていった（詳細は第二節を参照）。

(II) 清掃改革 —新清掃方式の創造と清掃改革完成宣言—

一九八〇年代から続いたバブル景気の破綻の中で、労働者協同組合の事業の中心を担つてきた病院清掃や生協物流の経済環境も急速に悪化していく。そういうた経済状況の中で委託額の減額や、仕事の水準の向上などが厳しく求められるようになつていく。

そのような情勢の中、センター事業団は一九九九年に設立以来初めての赤字決算になり、自立積立金の取り崩しや理事会の責任をめぐつて、総代会では、厳しい議論が展開された。

また、それら外部要因と共に、仕事の質の向上が大きなテーマとして浮上していた。

特に、当時の屋台骨であつた清掃分野の改革は焦点のテーマであり、一九九八年の総代会に於いて「清掃を科学する」をテーマにした新清掃方式と「清掃現場改革の原則と基準」が承認され、その後の全国の清掃現場向けの講習や各現場ごとの新清掃方式完成宣言に向けて一大運動が展開されることになる。

新清掃方式はMRSA（メチシリソ耐性黄色ブドウ球菌）など当時大問題になつていた院内感染を防ぐことなどを大きな目的とし、極力水を使わず、ほこりの除去を重視した。

そして、そのための用具、カート、薬剤などの開

発も、ひかり情報技術と連携し創造していく。

ちなみに、全国の完成宣言の第一号はセンター事業団奈良第一事業所であり、その後全国の現場で次々と完成宣言が出され、清掃改革の大きなうねりが生まれていった。

三 よい仕事の第二期 (1004～1010年)

—官主導の公共から

市民主体の公共づくりへ—

1003年9月に施行された地方自治法の一部改正により、「指定管理者制度」が導入され、これまで自治体立の公社・公団か社会福祉法人などに限られていた公共施設の管理、運営を株式会社などの民間事業者、NPO法人、市民団体などが受託できるようになつた。

これは当時の小泉内閣のもと進められた「構造改革」「規制緩和」「民営化」路線のなか打ち出された新自由主義的な改革であり、後の日本社会の格差、貧困を決定づける施策ともなつていった。

これらの変化を前に、労協連は、指定管理者制度の導入を「公共サービスの市場化、営利化」ではなく、「市民化、社会化」につなげようと全国でこの取組みに挑戦していく。それは、「市民がつくる公共」に向けた、よい仕事の新しい段階へのスター

トでもあった。

指定管理者制度への挑戦の中でとりわけ広がつていった分野が、学童クラブや児童館などの子育て分野であった。その広がりはそれまで中高年齢層が中心であった組織の中に大量の若者が加入するきっかけにもなり、子育て分野のよい仕事集会や研修が開催されるようになつた。

1007年には、「生きづらさを超えて—競争から共感、協同の子育てを市民の手に」というテーマ



子ども若者フォーラム2014

で第一回の全国子育て協同集会を開催している。この集会はその後も連続的に開催され1000人を超す規模の集会に成長していく。また集会を通じて、東京家政大学元学長の片岡輝氏や、同大学教授の新澤誠氏、大阪のアトム保育園理事長で和歌山大元学長の山本健慈氏、白梅大学学長の汐見稔幸氏、そして日本教育学会元会長の大田堯氏、沖縄大学名誉教授の加藤彰彦氏などと出会い、その後のワーカーズコープの子育て分野のよい仕事の思想に多大な影響を与えていただいた。

また、「守本方式」と呼ばれた情報の共有や話し合いなど全組合員経営に基づく、清掃分野の「よい仕事コンテスト」が開かれるようになり、「公共サービス分野」の研究・交流会も開催された。1009年6月には、食と農のコンテストが小林史磨氏（現グリーンファーム会長）を招いて東京の多摩社会教育会館で初開催されている。

この時期は、分野ごとのよい仕事に流れてしまふ弱点があり、分野ごとの関連や生活と地域に総合力で立ち向かう、そういうよい仕事の視点はまだまだ薄かつたという弱点も抱えていた。

また「よい仕事」や「仕事おこし」と「協同労働」の関係などが深く問われた時期でもあった。

よい仕事の第四期

(一〇一～一〇一七年)

—協同労働と社会連帯による

仕事おこし・まちづくりの段階—

一〇一一年三月一日、東北を中心とした大地震と福島第一原発の爆発による放射能の大量放出という日本の歴史上初めての大惨事が発生する。

労協連はこの事態を受け、あらためて戦後日本社会が当然のこととして推し進めてきた経済成長第一主義、市場万能主義を改め、人間の生命(いのち)、自然、地域社会に立脚した新しい社会、経済のあり方を掲げ、F(食)・E(エネルギー)・C(ケア)の自給圏(コミュニティ)づくりを進めていく方針を確立していく。

一〇一一年一〇月に埼玉県狭山市で開催した「全国よい仕事研究交流集会」は、「地域をよみがえらせる、ゆたかにする、今こそ市民の仕事おこし」という主旨の発言がされていて、「仕事をテーマとして開催された。集会のパネルディスカッションでは、吉原毅城南信用金庫理事長、植田和弘京都大学大学院教授と永戸理事長の鼎談が行われた。

吉原氏からは「現代社会の人のつながりがお金だけの関係になり、連帯ができず不幸になつていく。そういう社会を直そうと生まれたのが協同組合だ。

原発事故に際してホームページに原発に頼らない安心できる社会にというメッセージを掲げ三割の節電も実施した。

社会が新しいもの求めているなかで、新しい形態の組織がそれを生んでいく。協同労働の協同組合は、協同組織として純粹で、あるべき姿。いろいろな可能性を秘めていると思う」。

植田氏からは「地域資源を活用した仕事おこしをやるべきだ。自然エネルギーも地域資源の一つ。廢油もがれきも。今まで資源と思われていなかつたものを見直してみる」。

それが仕事おこしにつながるためには、法律の制度的基盤が必要だ。さらに、誰がやるか=主体と金融がうまくつながるか。地域金融機関が地元でやれることをもっと組織化することがあつていいのでは」。

一〇一一年一〇月に埼玉県狭山市で開催した「全国よい仕事研究交流集会」は、「地域をよみがえらせる、ゆたかにする、今こそ市民の仕事おこし」という主旨の発言がされている。

一〇一一年以降、ワーカーズコーポのよい仕事は、農業、養蜂、森林、廃油回収とBDFづくりなど、第一次産業の協同労働による地域と人間の復興を最大の焦点としたよい仕事に向かっていくことになる。

それは、清掃や物流など業種別のよい仕事観から各業種の枠を超えて、ワーカーズの総合力がまちづくりに生かされる段階のスタートでもあった。

また、子どもの貧困率が一六%を超えるなど、経済のグローバル化の果てしない競争の中で広がり続ける格差・貧困への対策として、一〇一五年より生活困窮者自立支援法が制定され、困窮を生まない、共に生きる地域づくりが国の方針としても打ち出される。

一〇一三年のよい仕事集会は直木賞作家でもあり、映画「ワーカーズ」への熱いメッセージを寄せくださった作家の天童荒太さんに大雪の中、講演していただいた。

天童さんは、共に生きていく社会づくりに向けて、協同労働の意味を次のようにまとめている。「仕事は社会とつながる大きな扉だと思う。本来、政府や行政の役割は、あらゆる人に仕事を用意すること。心にまで入つてくる必要はない。仕事があり、人とつながつていけば、道徳などは自然と育つものだ。競争社会、自己責任社会をつくり、社会保障を削る中で、国を愛せと言わっても愛せるはずがない。仕事をつくり、そこから人がつながり、生きていける」という感覚を持つことが大事だが、そこを国や行政に期待することは無理なので、自分たちでつくつていくしかない。自分たちで人間と人間が共に助け合い、共に生きていく、共に支え合う社会をつくつていくことが本当の道徳や、国を愛する気持ちを支える。ワーカーズコーポは、その実践を広げていこ

うとしている。とてもすばらしいことだと思うし、できる限り応援していきたい」。

二〇一五年二月のよい仕事集会は「はたらく」とは人を命につなぐもの。社会的孤立と排除に抗し、『ともに生きる』地域をつくる—自らの果たすべき役割を問う—としている。

二〇一六年二月の集会のテーマは「市民の手、市民の主体的力による新しい地域、新しい社会づくり

は可能か。協同労働、社会連帯による地域からの新しい生活、文化運動の創造へ」。また二〇一七年二月の集会テーマは「市民自身が地域・社会をつくる時代を拓く 社会連帯経営の深化が『よい仕事』の全面的発展を促す—」となっている。

このテーマに表現されているように、現段階でのよい仕事はいよいよ社会連帯運動と協同労働による本格的なまちづくりの段階を迎えたといえる。

第一節 全国ケアワーカー集会と

地域福祉事業所の発展

第一期（第一回集会一九九五年～第四回集会一九九年）

「新しい福祉社会の創造へ—地域福祉事業所を市民の手で—」

神中高年企業組合を皮切りに伊丹、神戸、島根の地域事業団によるホームヘルプ事業が先行し、センタービジネスにおいては一九八〇年代半ばに、横浜や倉敷での病棟ヘルパー事業の開始、本格的には高齢者協同組合の設立運動とヘルパー講座の開催、受講生の手による地域福祉事業所の設立運動で一九九五年から一気に全国化していく。

この時期は、労協運動の大きな転換期でもあった。映画「病院で死ぬということ」の上映運動の中から、高齢者が主人公となり人生の完成期に生きがい、福祉、就労を自らの手でつくり出す「高齢者協同組合」を構想し、その設立を市民に呼びかけ、運動の躍動

「新しい福祉社会の創造」を
テーマに、地域福祉事業所
づくりへ

労協運動におけるケアの仕事は、一九七九年の阪

を生み出していく。その一方で、中心事業であった

病院清掃や生協物流、自治体の入札業務等の契約解除や契約金額の引き下げが相次ぎ、委託を中心とする事業構造の矛盾や限界におつからっていた。高齢協運動の中でつかんだ市民の持つエネルギーや力への確信、そして私たちがめざす事業・運動の根本を問う中で、当面する目標として「新しい福祉社会の創造」を掲げた。誰もが生きがいを持ち、その力や役割を発揮できる福祉社会を市民自身の手でつくり上げること。そのために「労働の人間化」と「地域の人間的再生」を自らの役割として定めた。その実践的テーマとして、新たに創設される介護保険制度と切り結び、直接地域とつながり、ヘルパー講座で出会った市民にワーカーズコープ方式による仕事をおこしを呼びかけ、地域の福祉を自分たちの手でつくり出していく取組みの中に委託事業も位置付け、共に発展させていこうという戦略を描いた。

高齢協に集う地域の高齢者たちも、労協の清掃や物流、食や緑化で働く仲間たちもヘルパー講座の開き方を学び、自らも受講しながら、受講生に地域福祉事業所づくりを呼びかけ仕事おこしに挑戦していく——そんな新たな運動を全組織上げて開始した時期もある。

二 地域福祉事業所の構想、ケアワーカーの任務を明確にして

ヘルパー講座の開催が全国化する中で、一九九六年一〇月に第一回全国ケアワーカー集会を開催。以降第四回（一九九九年）までの集会は、介護保険制度の市民の側からの評価を定め、その可能性と危惧（市場主義と官僚主義にゆがめられる危惧）を明確にし、市民主体の地域福祉事業所づくりの理念と構想を確立する上で、極めて大きな役割を果たした。

第一回集会のスローガンは「新たな福祉社会の創造に向けて—ケアワーカーの自立と協同をめざして」。ケアの仕事の本質は命の尊厳を支える役割であり、それは労働者協同組合の本質とも重なるもの。だから自らをヘルパーではなく「ケアワーカー」として位置付け、全国で一万人の養成とケアワーカーのネットワークづくりを呼びかけた。

三 四つの任務と

地域福祉事業所の四つの目的

第二回集会（一九九七年）では「新しい福祉社会」を「尊厳・発達・自立が保障され、お互いに支援し

合う仕組みができ、生きる喜びをもつ人が多数になる社会」とし、高齢者協同組合という高齢者自身の当事者組織と、市民の立場に立ったケアワーカーの集団が手をつないでコミュニティケアの創造に向かう方針を掲げた。竹内孝仁先生（前日本医科大学教授）との出会いも大きかった。「コミュニティケアとは住民が主役、地域内の問題を自らの手で発見、自ら解決するのが原理。住民自身が持っている潜在力はとても大きなものがあり、地べたにくついた住民、市民の運動をつくりながら、専門性あるサービスをつくり出す皆さんは今、一番求められる集団だ。コミュニティケアの主役は自分たちだ。自分たちが地域をつくり、支える、という気概を持つて進んでほしい」と激励を頂いた。

また、ケアワーカー四つの任務とケアワーカーネットワークの設立もこの集会で提起された。

■ケアワーカー四つの任務

- ①よい仕事を高める
- ②地域ケアのネットワークづくり
- ③全国的なケアワーカーの協同
- ④高齢者本人、家族との協同

さらに、第三回集会（一九九八年）は介護保険制度を地域づくりに結ぶ自治体政策について深め、私たちの地域福祉事業所の構想を明らかにした。

「右を見ても左を見てもなだれこむように介護保険」という今日だからこそ、一〇年、二〇年の視野で本質的に二一世紀の福祉社会の姿を探り、何のために何をどう自分の地域で創造していくのか、しっかり見極めたいと思うのです。誰もが人間らしく生きられるような、明日を引き寄せるために」の呼びかけのもと、延べ九〇〇人が参加。

初日の夜の楊興新（ヤン・シンシン）コンサートの、胡弓から流れる哀しく美しい調べはケアワーカーの心に沁みわたり、いのちのいとおしさがこみ上げるひと時となつた。

二日目は、「コミュニティケアの創造へ」にふさわしく、ケアから食、住まい、子育て、環境、自治などテーマは一二分科会に及び、内外から九二本のケアワーカーによる実践報告が熱く語り合われた。こうして私たちは、介護保険制度のスタートを高まる緊張と期待の中で迎えることとなる。

- ①元気な高齢者をつくる
- ②自立支援のケアを生み出す
- ③多世代共生のまちづくり
- ④生活総合産業を担う仕事おこしの拠点へ

■地域福祉事業所の四つの目的

第二期（第五回）1000年～

第九回 100回年

「市場の論理を超えて」「ミニユニアティケアへ—市民はこの制度にどう挑むのか」

一 1000年の介護保険制度開始を迎えて、ワーカーズコープによる仕事おこしへ

私たち、労協・高齢協合わせて全国で100カ所を超える地域福祉事業所を設立して、1000年4月を迎えた。非営利・協同組織としての期待が自治体、地域から高く、仕事は急増。ヘルパー講座の開催もいつそう広がり、家政婦紹介所や施設職員、講座受講生らがワーカーズコープ方式で地域福祉事業所を立ち上げる流れが、二～三年で大きく加速していく。「仕事おこしハンドブック」の作成、ミニユニアティケアを軸に据えたヘルパー講座テキストの発刊、そしてヘルパー講座の受講生の自発意志によるゼロからの地域福祉事業所の立ち上げは、文字通り仕事おこしの協同組合としての労協運動の新たな質を切り拓くこととなる。こうした地域、市民の力と結んだ運動、事業の高まりを背景に、私たちは労働者協同組合がめざす働き方の本質として「雇用労

働」に対し「協同労働」という概念を手にすることとなる。

第五回集会（1000年）、第六回集会（1001年）のケアワーカー集会は、「介護保険制度と市民の役割」をテーマに掲げ、市場に席卷され矛盾や欠陥が顕在化するこの制度に、市民がどういう立場や方向で挑んだらよいのか、市民の制度参加と自主的な取組みを進め、まちづくりに資するものへどう高めていくのか、労協連としての政策を明確に提起した。

また、ケアの質の向上に向けて、竹内孝仁先生を講師に自立支援のケアと介護予防（閉じこもり予防）について学び、事例検討を積み重ねていく。

二 挑戦 ミニユニアティケア創造への

1001年には、ミニユニアティケアへ向けて訪問介護から通所介護の複合化へという流れが本格化。また、制度の枠を超えた町田の「さくらはうす」や大阪高齢協・枚方の地域の支え合い活動の展開、高齢者ケアに留まらない子育て支援や路上生活者、障がい者のヘルパー講座と働く場づくり、商店街活性化の取組みなど、多様なケアの広がりが生まれていく。

そんな実践を背景に、第七回集会（1003年）は、「市場の論理を超えるミニユニアティケアへ」をテーマに、井上英晴氏（九州保健福祉大学）、広井良典氏（千葉大学）から、人間存在の本質から「ミニユニアティケアとは何かを深める提起をいただいた。また、労協連・菅野正純理事長の「ほんもののミニユニアティケアを求めて」の問題提起は、今日にも通用するミニユニアティケアの定義とケアワーカーの役割を規定したものとして、私たちに深い示唆を与えてくれた。

そして、沖縄・名護で延べ200人が参加する第八回全国ケアワーカー大集会の開催へ（1003年10月）。香取照幸氏（厚労省老健局振興課長、当時）からは、介護保険制度の五年後の見直しの課題と高齢者の地域の暮らしの連続性を保障するため、小規模多機能サービス拠点の整備と地域包括ケアシステムの構築の必要が語られ、地域に密着し、利用者・市民が主体的に運営に関わる理念と仕組みを持つ協同組合への高い期待が示された。

最も心に残っているのは、初日の夜のサンセットレセプションである。心づくしの沖縄の手料理と、時折襲うスコールの度にひさしの下に隠れてはまた舞い戻りの交流と、尽きないカチャーシーの輪…。ケアワーカーが沖縄で思いつきり自らを開放し、語り合い、ケアに真摯に向き合う全国の仲間の存在を肌で感じる二日間となつた。

第三期（第一〇回～一〇六年）

元気な高齢者が地域で活躍する取組みの先駆け

第一期から第二期にかけて、全国の仲間に大きな影響を与えたケアワーカーの一人に小菅恵子氏がいる。

一九九五年六月に、在宅ケアをめざす有志七人でワーカーズコープけやきを東京都町田市に設立したときの初代所長である。二〇〇一年には介護保険事業を仲間に委ね、「要介護になる前からの高齢者の出会いと主体的な参加・交流の場が必要」と、制度外で高齢者が通いたくなる地域の居場所、「さくらはうす」を開設した。この実践はその後、武蔵野市のテンミリオンハウス、墨田区のいきいきプラザや高齢者福祉施設の事業へと全国に広がっていく。制度に頼らず、地域の本当の必要に応え、高齢者の居場所と役割をコミュニティに根差して生き生きとつくり出す、今を先取りした本当に先駆的実践だったと思う。人間の尊厳を支えるケアワーカーの自立的創造的な働き方の必要と協同労働の価値を自ら体現し、その実感と確信をこれほど自分の言葉で語り続けてくれた仲間はいない。あらためて心から感謝したい。

運動を焦点に協同労働運動への社会的な期待が高まつていく。

一方で、介護保険制度や指定管理者制度など、事業の広がりと共に、その制度の中に巣ごもり、閉塞する矛盾も顕在化していく。これを本格的に突破するために「社会連帯委員会」を設立。地域福祉事業所の事業の複合化、総合化への努力と合わせて、コミュニケーションケアのベースとなる利用者や市民との地域での協同・連帯の活動が、仲間の主体的な意思で、事業を越えて生き生きと取り組まれていく時期でもあった。

「制度に閉塞する介護の状況をどう打ち破るのか」

地域福祉事業所の総合化・複合化をめざす

一 介護保険制度は、二〇〇六年改正以降、改悪の一途をたどっていく

私たちのこの分野の事業も閉塞的状況におかれ、介護保険制度に閉じこもらず、地域の必要に応えて事業を複合化、総合化し、ケアワーカーの力をどう地域で全面的に發揮できるのかが、取組みの焦点となる。

日本社会の情勢も厳しさを増す中で、民営化される公共サービスを市民の手で担い、地域の再生に生かす取組み、子育て支援、若者の孤立や失業問題など、社会的課題に向き合う取組みが、協同労働運動の中心テーマとなっていく。

その中で、人間の成長・発達を支える労働の方と三つの協同が仲間の手で実践的に深められ、協同労働が地域、市民から見える存在となり、法制化厚労省による事業者に対する一斉監査と指導の強化

市場原理主義による介護の市場化、貧困、排除、孤立を超えて

第一回集会（二〇〇七年）は、NHKの「ワーキングプア」プロデューサーの春原雄策氏と、宮本

みち子氏（放送大学教授）をパネリストに招き、孤立・排除・貧困の克服の視点から社会連帯の必要とコミュニケーションケアを深め、地域福祉事業所の役割を明確にした点で、新たな画期をなす集会となつた。そして同年四月のコムスン事件―大手三社の「不正問題」とコムスンの指定取り消し、市場からの撤退が介護保険制度への信頼を搖るがすこととなる。

厚労省による事業者に対する一斉監査と指導の強化

第二章 運動の歴史

一分野・課題別一

その中で、人間の成長・発達を支える労働のあり

方と三つの協同が仲間の手で実践的に深められ、協

同労働が地域、市民から見える存在となり、法制化

にすくむのではなく、介護保険制度を市場に委ねた問題の本質と国・自治体の責任を問い合わせ、今こそ地域、市民が主体となるコミュニティケアの実現に立ち上がる。八月に明治大学で緊急ケアワーカー集会（第一回）を開催。参加した三八三人の市民・ケアワーカーの熱気が会場一杯にあふれ、現場からの怒りと制度改革への切実な声をあげる場となつた。

そして、第一三回集会（二〇〇八年）、第一四回集会（二〇〇九年）では、利用者、家族の声を聞き取るアンケートの結果報告を基に、介護保険制度の総括と私たちの提言を発表。「高齢者保健福祉事業の再生を軸に、介護の閉塞状況を打ち破り、『予防重視型社会』への大転換を」と題したもので、「大手三社が五割」を占める現実から、利用者・市民・働く者の連帯の力で、「ケアを基本価値とした生活と地域の創造」へ、ともに一步を踏み出すことを呼びかけた。

さらに、第一五回集会（二〇一〇年）、緊急フォ

ーラム（二〇一一年）はこの提言を実践的に深め、介護保険制度の枠を超えたコミュニティケアへの仲間の模索が本格化していく。

そして、二〇一一年二月の緊急ケアワーカー集会では、「人が支える社会—絆ゆたかな社会・安心社会は可能か—私たちは何をすればいいのか」をテーマに、辻哲夫氏（元厚労省事務次官）、山崎章郎氏（ケアタウン小平クリニック院長）、村上智彦氏（タ

張希望の杜クリニック院長、当時）をパネリストに迎え、二〇一五年を見据えたこれからの新しい社会づくりを議論。超高齢社会を、生きがいを持つて過ごせるために、死ぬまで働ける社会づくり、癌になつても最後まで住み続けられる地域づくりと協同労働の可能性が語り合われた。

その後、東日本大震災が発生する。

第IV期（第一六回）二〇一一年

年）
「制度の限界を超えて」「コミュニティケアの本格的な創造へ」

— 生活と地域を焦点に、
人と自然と共に
「総合福祉拠点」づくりへ

東日本大震災から、私たちは自然界の一部としての人間の存在、そして人間とは何か、本当の豊かさとは何かを根底から問われ、命に最も価値をおくる「FEC自給コミュニティの創造」を実践のテーマに掲げた。

そして、「里山資本主義」との出会いの中から、地域福祉事業所をマネー資本主義の対抗軸として、市民が地域のあらゆるテーマを持ちより、生活と地

域の本当の豊かさを自らの手で創造していく場として位置付け、「総合福祉拠点」へと発展させる方向を明確にする。

経済成長の中で価値なき物として切り捨てられてきた自然も含めて、命あるものの力を生かし、循環する持続可能な地域づくりへこの方向は、仲間の協同労働運動への共感を高めていった。そして、林業、農業など一次産業への新たな挑戦や、自然とながるケアの実践が始まつていく。

さらに、二〇一五年度から始まる生活困窮者自立支援制度の創設をにらみ、生活困窮問題を社会の焦



緊急ケアワーカー集会2007

点とし、分野を超えてあらゆる現場・事業所が地域の困難と向き合い、社会的困難にある当事者と連帯し、ともに居場所づくり、仕事おこしに向かうことと協同労働運動の共通の戦略に据えた。この取組みが、仲間たちが困難の中にある当事者と出会い、現実を知り、制度や事業の枠組みを打ち破って地域づくりに向かっていく底力を生み出すことになる。

第一七回集会（二〇一三年）、第一八回集会（二〇一四年）は、高齢者・障がい者全国プロジェクト会議とケアワーカー集会実行委員会を重ね、一年かけて仲間の手で準備した。この実行委員会は全国の地域福祉事業所のリーダーたちの結集軸となり、制度が一層劣化する中での自分たちの事業・運動の発展方向を真剣に議論し、あらたな実践を生み出す格闘を励まし合う場として重要な意味を持った。

二 「はたらくことは人を命につなぐもの」

「はたらくことは人を命につなぐもの」をテーマに掲げた第一八回集会（二〇一四年）は、認知症、引きこもり、生活困窮など、社会的困難の中にある当事者がたくさん登場し、仲間と出会い、居場所を得てはたらくこと、誰かの支えになることを通じて、生きる力を蘇らせていく姿が参加者を圧倒した。そ

して、当事者には社会を変える力があること、社会的孤立や排除を超えて、誰もが居場所と役割（はたらく）を持てる「ともに生きる」地域づくりこそが、協同労働のあらゆる分野をつなぐケアワーカー（組合員）の共通の役割であることが、仲間の心に深くおちる集会となつた。

さらに、「当事者主体」を軸に据えた全領域でのケアの実践の深まりと、協同労働運動の郡部での広がり、一次産業や里山再生の仕事おこしの挑戦が合流を始める中で、二〇一六年度の総会・総代会では市民の手による新しい社会創造の根底に「いのちの尊厳」をおき、「自然」と「ともに」が仲間の協同労働の実践上の合言葉となつていく。

三 コミュニティケア集会への発展

こうした実践の到達点のもとで、二〇一六年の一九回集会は、「ともに生き、ともにはたらく社会をつくる」をテーマに、二〇年を経て初めて、全分野が一堂に会する全国コミュニティケア集会として開催した。制度の限界を超えて、市民主体のコミュニティケアの本格的な創造へ、そして、地域づくりへどう向かっていくかを実践上の焦点に据えた。

介護保険制度は、軽度者の切り離しや、生活支援・



全国コミュニティケア集会2016全体会

福祉用具・住宅改修に全額自己負担を持ち込もうとする等、この制度の根本理念を覆す重大な国民との約束違反ともいえる改悪の動きの中にある。そして、制度創設から二〇年、私たちは『介護の市場化』に対抗する力になり得てきたのだろうか。制度の内にとどまりその限界や矛盾を大きくは超えられずに来たのではないか。高齢者・当事者や住民が主体になるような運動や地域づくりに役割を果たそうとしてきたのかーが鋭く問われた。

そして、制度に振り回されるのではなく、もう一度

度コミュニティケアとは何かの本質を原点に返つて問いかねし、ケアと地域づくりをしっかりと結び、本格的な実践の創造に向かって行くことを改めて決意した。そんなとき、オランダのピュートゾルフの玉ねぎモデル（本人と本人のつながりを活性化するケア）と、中島康晴氏の個別支援と地域づくり（地域社会の変革）を結ぶケア論との出会いは、とても大きかった。ようやく、制度から人間を見るのではなく、人生、暮らし、地域丸ごとを見ようとし、本人の願いに寄り添いながら、持っている力やつながりを地域の中で生かすケアの視点が、仲間の中ではつきりと共有され始めた。そして、利用者が地域の中で役割を持ち、元気になっていく姿が、仲間のケアの喜びや“これでいいんだ”という自信にもつながり、話し合いの深まりや主体性の高まりが生まれている。

三五年間の長い長い格闘を経て、ようやく私たちは制度や事業（サービス）の呪縛から自らを開放し、雇用労働の受動性を超えて、「組合員として」と「一人の市民として」が一つに重なり合い、一人ひとりが全面的に力を發揮する協同労働の本格的な発展がつながっていく。

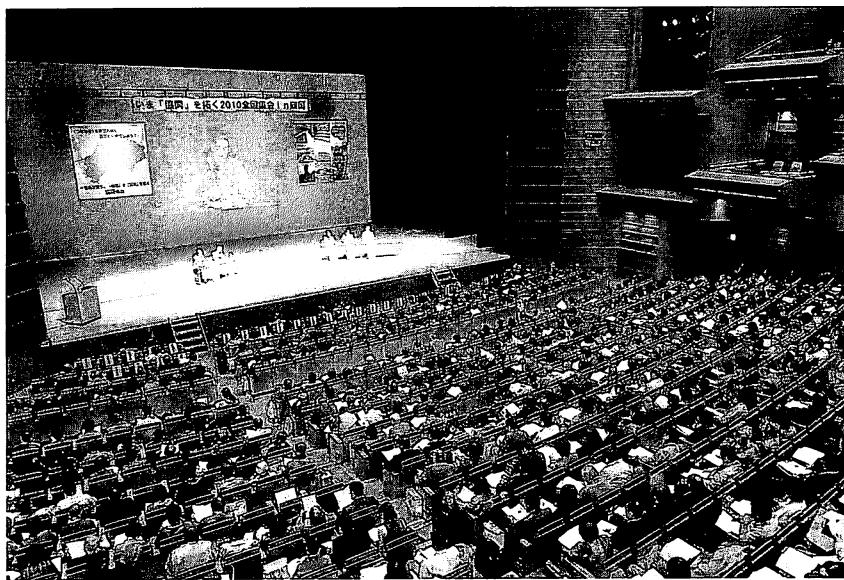
第三節 全国協同集会の歴史と可能性

—はじめに／なぜ「協同」か、 —をあらためて問う時代へ

「協同」とは何か、というシンプルかつ本質的な問い合わせから始まつた全国協同集会。この集会は当初、「そんな問い合わせのために人々は集まらない」という助言も乗り越えてきた。協同組合・労働組合・研究者による自発的な集まりから、市民・NPO・行政・福祉・産業・経済・環境・文化などへ、圧倒的な裾野の広がりと普遍性を拓いてきた。そして今、再び「協同を問う」時代の始まりを感じる。それは、社会そのものの存続危機に直面している今だからこそ、人と人、命と命が「つながる」必然性と普遍性

展の入り口に入った。
仲間、そして市民自身が自らの手で暮らしをつくる、仕事を起こす、地域をつくる主人公になる新しい時代、新しい社会を協同労働を力に切り拓いていきたい。

者協同組合の必要性を問い合わせ、協同労働の可能性を地域に拓き、協同労働運動の社会的ステージを形成する役割を果たしてきた。またそれは、とかく閉じこもりがちな組合員と組織が、地域や社会と出合う貴重な挑戦と体験の機会となってきた。
失業と貧困が人々を襲い、地域の存続が危うくななる事態が進行している今、この危機は社会のあり方や人間の生命活動のあり方が、大きな転換期にあると捉えることができる。この危機は、「孤立」と「排



いま「協同」を拓く2010全国集会 in 四国

除」がまん延する社会をつくり出し、それが人間の生命の本質に適っていないと感じる気運を高めている。しかし、事は簡単ではない。この社会は、幾重ものしがらみによって成り立っており、たちどころに全体構造は変わらないかもしれない。つまりそれは、相当の困難や痛手を伴いながら、一定の時間をして変革されていくことだ。

翻つて、「孤立」と「排除」の対極にある営みは、「協同」と「連帯」であろう。現局面では、「孤立」

始めているのではないだろうか。本質的な格闘によつて生まれる「協同」と「連帯」というものが重要になり始めているのではないだろうか。社会は動かない。扉を開く。覚悟と決意がなければ、社会は動かない。問われているのは「協同の質」であり「協同の再組織化」ではないだろうか。こうした「協同」の本質に迫り続けてきた、全国協同集会の歴史を振り返り、これから協同集会を展望する。

二 労働者協同組合の挑戦と共に 始まつた「いま協同を問う」 集会 伊東プレ集会（一九八七年）～ 名古屋集会（一九九四年）

中高年雇用・福祉事業団から労働者協同組合へと、発展の方針を確認した翌年にあたる一九八七年。今協同労働運動の発展プロセスにおける節目の役割を果たす「全国協同集会」が始まつた。静岡県・伊東で開かれたプレ集会には、「協同を問う」という一点で二二〇人が集い、熱い交流が始まつた。生協・農協・労金・労組・争議団・自主管理企業、文化団体、研究者、そして労協などから集まつた人々

や「排除」された状態から脱する上で、「協同」し「連帯」する営みの創造は必然性がある。しかし、もつと根源的に言えば、時代や社会が変わろうとする軋みの中で、新しい時代を展望し、希望と苦労を伴つた「協同」と「連帯」というものが重要になり始めた点は、こうした関心が「研究課題」であつたことも示している。

この傾向は、一九八九年（東京）、一九九〇年（東京）、一九九二年（京都）の全国協同集会に引き継がれた。特に実質的な第一回協同集会となつた一九八九年五月集会には、初めてスペイン・モンドラゴン協同組合関係者が来日参加し、講演が行われた。また、池上博京都大学教授（当時）の「仕事おこしと人間発達」をめぐる協同の価値と可能性が語られた記念講演もあり、この五月集会は、その後の協同集会を性格づけるものとなつた。

もともと協同集会は、労働者協同組合の誕生を契機に始まり、協同のネットワークづくりと、その中の労働者協同組合の発展を描くことから始まつた。その意味では、初期の協同集会の主要な目的は、「労働者協同組合」、「労働の協同化」に向けられ、実践的には「自主管理企業」、「争議団」などの労働組合運動からのアプローチが強かつた。こうした傾向から新しい段階へと向かつたのが、一九九四年名古屋集会である。

一九八〇年前後という同時期に誕生しながら疎遠な関係だったワーカーズ・コレクティブと我々がつながり始めたのが、名古屋集会である。おりしも、バブル崩壊後の雇用不安が広がる中で、「新しい効

き方と仕事おこし」が焦点となつた。併せて、国際協同組合同盟（ICA）結成一〇〇周年を控え、世界的な「協同組合宣言」と「協同組合原則」の策定・改定議論が進められる中、協同集会の到達点を世界に発信するという任務も併せ持つものとなつた。しかし、その後二〇世紀中の協同集会における「協同組合」の位置は相対的に低下していくこととなる。

三 「非営利・協同」の大連合への摸索 東北集会（一九九六年）～東京集会（一〇〇〇年）

一九九六年の東北集会は、客観的にも集会の質が大きく変化した集会だつたといえる。

一言で言えば、市民活動・NPOとつながつた協同集会であり、全米最大のNPOであったAARP（全米退職者協会、当時）の参加もその象徴である。

しかし、一九九五年という時代のターニングポイントと並行し、集会が準備・開催されたことも、質的变化に大きな影響を与えた。阪神・淡路大震災、オウム事件、沖縄少女暴行事件など、「生命」の大切さに向かう「協同」が意識化され、メインストリート「生命・労働・地域の再生—二一世紀の協同へ」となつた。また、地方における初めての広域＝東北集会というバックグランドも、井上ひさし氏の講演

によつて「文化」的フィールドとして一体感を生んだといえる。また、東北中の食材と食文化を結集した交流会もまた、集会の質の転換を強く印象づけた。

一九九八年の広島集会は、内橋克人氏の講演が基調となり、「協同と共生」の時代を拓くという位置づけを鮮明にした。さらに東北から始まつた「市民」という視点や参加が一層充実し、ネットワーク化していくイメージが膨らむ集会となつた。

二一世紀に向けた「協同」の問いは、東北・広島集会を経て一定のビジョンを獲得したように思う。

両集会の時期に、労協連合会は二つの大きな方針を実践し始めた。ひとつは「高齢者協同組合」づくり

という、新しい協同組合づくりであり、もうひとつは「地域福祉事業所」づくりという仕事おこしである。こうした生命と労働と地域を結ぶ実践が始まる

中で、協同を「問う」段階から「拓く」段階へと位置づけを高めたのが、二〇〇〇年東京集会であつた。

それは、「協同の発信」であり「協同のネットワーク化」、そしてその実践に普遍性を見出す段階であつた。

小泉政権の誕生を機に、「官から民へ」の大合唱の中、公共サービスをめぐる民営化の波が湧き起こつた。その先鞭をつけたのが「介護保険制度」だつたといえる。「介護の社会化」をめざした介護保険制度は、「市民の制度参加」の理念を置き去りにし、

「介護の市場化・営利化」へと突き進んだ。この中には、労協連合会は「ヘルパー講座」の全国展開から「地域福祉事業所」づくりを推し進め、仕事おこしの本格的な取組みが広がつていく。そして「指定管理者制度」の導入によって公共サービスの民営化が進む中、「協同労働」による公共サービス・公共的事業の「市民化」をめざす事業拡大が加速していく。徹底した競争と市場化に対抗し得るのは、共生の文化を地域や生活の中から創り出していく、市民連帯の営みに徹底して依拠することであることが、これらの実践の中で示されていく。その要とな

の質を変化させていった。

四 「新しい公共」を担う「協同」への挑戦 北九州・千葉集会（一〇二年）～兵庫集会（一〇〇六年）

二一世紀に入り、「協同」は「新自由主義」との対抗関係で「拓かれる」実践の時代を迎えた。協同集会を「拓く」集会へと発展させる最初のテーマは「新しい公共」であつた。

小泉政権の誕生を機に、「官から民へ」の大合唱の中、公共サービスをめぐる民営化の波が湧き起こつた。その先鞭をつけたのが「介護保険制度」だつたといえる。「介護の社会化」をめざした介護保険制度は、「市民の制度参加」の理念を置き去りにし、

「介護の市場化・営利化」へと突き進んだ。この中には、労協連合会は「ヘルパー講座」の全国展開から「地域福祉事業所」づくりを推し進め、仕事おこしの本格的な取組みが広がつていく。そして「指定管理者制度」の導入によって公共サービスの民営化が進む中、「協同労働」による公共サービス・公共的事業の「市民化」をめざす事業拡大が加速していく。徹底した競争と市場化に対抗し得るのは、共生の文化を地域や生活の中から創り出していく、市民連帯の営みに徹底して依拠することであることが、これらの実践の中で示されていく。その要とな

るが、競争と市場化によって荒廃した「労働」現場の再生であり、その中に「協同」を根づかせる必要性が社会的な要望として高まつていった。

二ヵ所開催となつた二〇〇二年、北九州集会に次いで千葉大学で開かれた協同集会は、堂本千葉県知事（当時）が参加し、「協同労働の協同組合法」についての強い関心が示された。開催県の首長の参加はこの千葉集会が初めてとなり、集会の報告者・参加者にも、千葉県内の多くの自治体関係者が並んだ。以降、開催地域の首長や自治体関係者の出席はさらに一般化していく。

二〇〇四年の長野集会は、伊東でのプレ集会を地域に引き継いでいた「長野県非営利協同懇談会」が実行委員会の中核をなし、「地域」を全面に押し出す新しいスタイルを切り拓いた。古代米で「協同」の文字を浮かび上がらせる田んぼづくりと、稻わらで作った大わらじ（これは全体会のステージ中央に鎮座した）が編まれ、準備段階から協同の実践化が意識された。地元の郷土色に徹底してこだわった交流会。脱ダムの現地視察や「農」を中心とした地域や仕事づくりの実践など、信州・長野からの発信と全国の「地域づくり」を交流する、スケールの大きな集会となつた。また、千葉集会に続いて、当時の田中康夫長野県知事が全体会のメイン企画に参加。集会告知では県内のはば全ての自治体の後援を得るなどの盛り上がりの中、史上初めて全体会が一〇〇

〇人を超える規模に膨れ上がつた。

「地域」にこだわった長野集会の後、二〇〇六年の兵庫集会は、労協運動発祥の地であると共に、日本の市民活動隆盛のきっかけとなつた阪神・淡路大震災の被災地という二つの面で、歴史的な「協同」の振り返りと未来展望を語るものとなつた。震災以後の復興がどのように進み、その中で地域の協同がどのように育ってきたのか。日本最大の都市近郊農業の地である兵庫県の中で取り組まれる有機・無農薬の農業やコウノトリの野生復帰と結んだ環境経済戦略の展開。復興の原動力となつた市民活動・NPOと行政との協働。そして、日本最大の生協だった

コーポ神戸をはじめとする協同組合と地域づくりな

ど、無数の実践が「協同」によってコーディネートされていく予兆であつた。併せて、神野直彦東京大学教授（当時）の基調講演は、人間再生の経済学の方向性を語つていただき、「地域づくり」から「社会の再生」へと視野を広げる契機となつた集会であった。

二〇〇八年の新潟集会では、実行委員会の準備段階から、「協同労働の協同組合法」を強く意識したものとなつた。プレ企画では、新潟総合生協が音頭を取り、スペイン・モンドラゴン視察が行われた。

また、「平成の大合併」による行政のあり方と市民

自治の推進が課題となつた。併せて、日本海側の地

域で初めて開催され、第一次産業の再生や集落その

ものの再生の進んだ事例なども示された。こうして

新潟集会は、「労働」と「地域」をつなぎ、「生命」

を守り育むという、「協同」の集大成的なテーマを

掲げ、「協同労働の法制化」を待望する機運を高め

るものとなつた。その機運が集会後のネットワーク

づくりへと引き継がれ、「協同のネットワーク・組織化」という課題に挑戦する質を生み出した。

五 労働の再生と「持続可能な仕事と地域づくり」に向けたネットワークへ 新潟集会（二〇〇八年）～四国集会（二〇一〇年）

一分野 課題別一 運動の歴史

第二章 運動の歴史

「協同で拓く」課題を、「公共」、「地域」、「社

その後の本格的な政権交代が実現する中で、四国集会が開かれた。四国四県が結び合いながら集会が準備され、疲弊する地域をどう再生するか、が大きな結節点となつた。各県で実行委員会が結成され、それがプレ企画に取り組み、「四国はひとつ」を合言葉に、その価値と可能性を探り当てる努力が重ねられた。「四国アイランドリーグ」という野球の独立リーグによる四国四県が結び合う試みや、地域の文化や観光を軸にした地域産業を重視しながら、地域の価値の再発見とその持続的発展を仕事や地域づくりに生かすことを主眼とする集会となつた。全体会のメイン企画となつた「弁当の日」と「丸亀町商店街の再生」の取組みのパネルディスカッションは、一人では生きられない、社会やつながりの中で人と仕事は育つ、という当たり前の真理を呼び起こす、優れた四国発の実践であり、これから「協同」を考える大きな問題提起となつた。

六 「協同組合」の主体性をあらためて問う

東北・埼玉集会（一〇一年）～九州・沖縄集会（一〇四年）

「同集会」の存在と「協同」の価値を本質的に問う契機となつた。徹底してグローバル化する経済が、「生命」を軽視し犠牲にすることを突き付ける中で、「協同」の普遍性や全体性が問い合わせられ、協同によつて何を生み出し、何を取り戻すのかが、集会の焦点となつていった。とりわけ協同組合の価値が再び問われる時代が始まつた。なぜ人々は「協同」する必要があるのか。何のために人々は社会を形成してきたのか。人と人が結びつく必要性が問い合わせられる中で、集会は「協同が創る」具体的な内実を模索する段階に入った。

岩手、埼玉と続いた二〇一二年の協同集会は、生みの持続可能性を取り戻すための協同が焦点化され、部分的テーマではなく社会全体のテーマとして、「食」「農」を軸とする「震災復興」「人間復興のコミュニティ」と「連帯経済」への志向を強めた。両集会では「自給・循環」を基盤とする地域づくりの実践と可能性が交流された。

また埼玉集会では、各種協同組合の主体的な参加が強まり、全国の国際協同組合年記念企画とのコラボレーションも実現した。

埼玉集会では二〇〇〇年以来となる海外ゲストの登場により、世界的な「連帯経済」の胎動を共有した。国際的な協同組合運動の研究者でもあるジョンストン・バーチャル氏（スコットランドスターリング大学）による国際協同組合年の意義の発信と、方創生などの政策や「生活困窮者自立支援」など

同集会」の存在と「協同」の価値を本質的に問う契機となつた。徹底してグローバル化する経済が、「生命」を軽視し犠牲にすることを突き付ける中で、「協同」の普遍性や全体性が問い合わせられ、協同によつて何を生み出し、何を取り戻すのかが、集会の焦点となつていった。とりわけ協同組合の価値が再び問われる時代が始まつた。なぜ人々は「協同」する必要があるのか。何のために人々は社会を形成してきたのか。人と人が結びつく必要性が問い合わせられる中で、集会は「協同が創る」具体的な内実を模索する段階に入った。

岩手、埼玉と続いた二〇一二年の協同集会は、生みの持続可能性を取り戻すための協同が焦点化され、部分的テーマではなく社会全体のテーマとして、「食」「農」を軸とする「震災復興」「人間復興のコミュニティ」と「連帯経済」への志向を強めた。両集会では「自給・循環」を基盤とする地域づくりの実践と可能性が交流された。

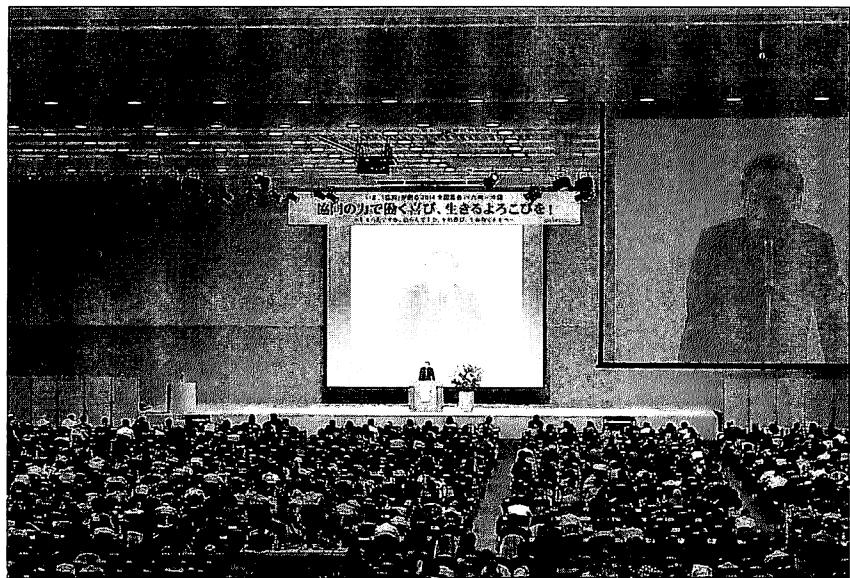
また埼玉集会では、各種協同組合の主体的な参加が強まり、全国の国際協同組合年記念企画とのコラボレーションも実現した。

埼玉集会では二〇〇〇年以来となる海外ゲストの登場により、世界的な「連帯経済」の胎動を共有した。国際的な協同組合運動の研究者でもあるジョンストン・バーチャル氏（スコットランドスターリング大学）による国際協同組合年の意義の発信と、方創生などの政策や「生活困窮者自立支援」など

フランスの経済学者であるジャン＝ルイ・ラヴィル氏による連帯経済の意義についての発言が、集会の今日の意味を鮮明にした。そして、水野和夫氏（埼玉大学教授、当時）による資本主義の歴史的終焉との先の社会・経済に向かう方向性を示す基調講演が、協同集会のスケールとボリュームを大きく膨らませた。

そして、二〇一四年の九州・沖縄集会では、東日本大震災と原発破綻の教訓から、社会全体を復興するための協同、というテーマを引き継ぎ、各県でのプレ企画が積み重ねられた。特に沖縄集会は、辺野古基地建設反対を結集軸とし、「オール沖縄」によって誕生した翁長知事を先頭に、沖縄の自治を取り戻そうとする機運と呼応するものとなり、協同集会に「平和」という恒久的なテーマを投げかけた。

本集会は、準備段階での韓国との往来によつて、朴元淳ソウル市長のビデオメッセージ、韓国から七〇人を超える参加、そして韓国地域自活センター協会と労協連による「包括的協働協定」の締結など、韓国と日本という、国際連帯の彩りを強めるものとなつた。また、こうした雰囲気に呼応し、福岡プレ集会に統いて記念講演をいただいた姜尚中聖学院大学学長（当時）は、日韓の国際連帯が民から進み始めたことに希望を見出し、困難な時代の中自分たちの「根拠地」づくりを呼びかけた。そして、「地方創生」などの政策や「生活困窮者自立支援」など



いま、「協同」が創る2014全国集会 in 九州・沖縄

の制度・政策が動き出す一方、特定秘密保護法やTPP推進といった、相反する政策混迷の時代にあって、新しい社会と地域づくりの契機をつくる集会となつた。

埼玉・九州の両集会は、それぞれ参加者が延べ三〇〇〇人に迫る規模となり、新しい社会を待望する人々が一堂に会し、新たな胎動をダイナミックに感じるものとなつた。そして、広島、新潟、埼玉に続き、実行委員会から後継組織づくりへと、集会の成

果を引き継ぎ、事実を創る流れは、集会を集会で終わらせない、持続的な協同実践の文化形成の本格化と言える。このことは、全国集会と並行し発展しつつある全国各地の「地域協同集会」の隆盛にも表れている。

七 今とこれから～二〇周年の節 目を迎えて、「持続可能な社会」 に向かう全国協同集会へ

二〇一七年一〇月、伊東でのプレ集会から三〇周年となる節目の集会が滋賀県で開催される。

滋賀県は今年、「抱きしめて琵琶湖（通称抱きびわ）」から三〇年を迎える。「抱きびわ」は、障害者施設である「びわこ学園」移転資金の呼びかけから始まり、琵琶湖の周り二三五キロメートルを約二十五万人が手をつなぎ、琵琶湖と共に暮らし生きる人々の、分野の垣根を越えた一大イベントである。偶然にもその滋賀県で三〇年周年の全国協同集会が開かれることになり、歴史の必然を感じる。

滋賀県は、近江商人の「三方よし」や、「この子らを世の光に」で有名な糸賀一雄氏らの障害者福祉の実践、そして琵琶湖の環境を守る数多の取組みなど、これから社会展望を語るにふさわしい歴史と文化、実践が集積した地である。また、二〇一五年に国連が定めた「持続可能な開発目標（SDGs）」

を地域づくりの共通基盤とするという意味において、今回の全国協同集会は歴史的な危機の時代といえども、認識を深め、歴史的な人類と社会の普遍性を問い合わせ直す機会となるだろう。

それは同時に、人間とは？　社会とは？　命とは？　といった、根源的な問いと同時に、この「社会を変革する」ための協同を鮮明にする使命を持つだろう。その意味で、協同を「問い合わせ」「拓き」「創る」ため全国集会は、「協同」の価値を本質的に問う契機となるだろう。それは、徹底してグローバル化を突き進んできた成長経済・市場経済の幻想から目覚め、全ての生命の尊厳とその持続、そして命と命の交流によって編み出されるこの地球の生態系のあり方を視野に收め、これまでとは異なる「経済」と「労働のあり方」に歩みを進めることを意味する。地域内の連帯と循環、そして地域と地域が連帯する経済へ。これを支え、人々の豊かさの証としての「生業」づくり。そのためにこそ、協同労働の協同組合と、その法制化を地域と社会に開く時代の創造。集会の歴史もまた、新しい社会の創造をテーマとしながら、その持続可能性が問われる時代を迎えている。それは、人々と時代の間を流れる「協同の文化」の積み重ねを問い合わせ直すことでもある。

第四節 「協同労働の協同組合」

法制化運動の歴史

はじめに

案以降の基調である。

労働者性の争点処理を跡付けると、以下のようになる。

①「雇用関係のない働き方」をする者（一〇〇一年三月、坂口厚労大臣による立法事実認定）

〇〇八年五月、長勢議員（自民党・議連幹事長）

「骨子」案）

②「みなし労働者」（一〇〇九年五月、坂口議員連盟会長案～一〇〇九年六月、仙谷議員骨子案：一〇一〇年四月、枝野議員起案議連案）

③「労基法九条の労働者」（一〇一一年二月、民主党内外ワーキング・チーム骨子案）

④「労働者性は法律事項ではなく事実判断問題」（一〇一一年七月、民主議連総会「立法趣意書」）

⑤「雇用関係のない働き方」をする者（一〇一一年一月、坂口議連会長見解）

といふ流れである。

法制化運動の歴史は、「雇用関係のない働き方」をする組合員、これら組合員が「共同で所有・経営」する組合についての概念構築を経て、立法府への情報発信の後、設立手続きにおいて認可か準則か、組合員は労働者か否か（労働者性）にかかる法的処理を争点として展開する。準則主義による設立は二〇〇九年六月、仙谷由人衆議院議員（民主党、当時）

（一）自己規定の発見

労働者協同組合法の制定運動は、労協、協同労働者にかかる運動側での自己意識の形成と共に始まる。中高年雇用・福祉事業団として出発しての原則は「事業団七つの原則」（一九七九年）であり、「労働組合の果たす重要な役割」（第四原則）を確認し、「良い仕事」（第一原則）がめざされる。「新七つの原則」（一九八六年）となり、「『協同組合原則』を守り、労働者の生活と権利の保障を図る」、「協同組合運動・地域住民運動等との提携を強める」（第三原則）との文言が登場する。

国際協同組合同盟（ICA）への加入を果たすことになる東京大会（一九九二年一〇月）の年の第一回定期全国総会で採択された原則は、その名も「労働者協同組合七つの原則」である。ここで「全国的観点と変革の立場に立つて協同組合運動を発展させる」（第五原則）との方向が明示され、「人類の危機を克服する運動」の一翼を担い、国際的連帯を強化する（第七原則）と記される。

運動発起に至る諸段階

(II) 法規範上での自己規定

①労働者協同組合法研究への取組み、労協へのメテ ィアの関心

「労協原則」への途次において多くの論者が労協、組合員について本質的把握を試み、一九九一年の協同総合研究所の設立と共に労働者協同組合法制研究会が組織される。以来、菅野正純主任研究員を中心にして労協にまつわる海外事例の調査、海外の運動の指導者、識者との意見交換、彼らからの助言の取得など、精力的取組みが開始される。

一方、マス・メディアは、仕事おこしや、介護の市場化に対抗して非営利の福祉事業を構想し高齢者協同組合づくりに着手していた労協に熱い注目を寄せ、法制化の必要を世間に訴える記事（一九九四年一月五日、「朝日」主張・解説「労働者協同組合法の制定を」）を掲載する。

②労協法要綱案の確定

労協連は、論説に示される社会的関心の高まりを追い風とし、労協とその法制の理論研究から、労協による雇用問題の解決に軸足を移していく。と同時に、法設計の最終的検討に着手する。その成果は、労働者協同組合法第一次要綱案（一九九六年四月二〇日）として公表され、同案は第二次案（一九九六年七月）、第三次案（一九九六年八月）を経て、翌一九九七年に宮坂富之助氏（早稲田大学名誉教授）

を座長とする一年間にわたる研究の成果が法案化され、第一回定期全国総会に特別議案として提出する旨と報じられた（一九九七年五月「協同の発見」誌第六一号、以下、「発見誌」）。

③労協連総会による法案の承認

法案は、識者らに全面的賛同をもって迎えられている（一九九七年八月「発見誌」第六四号）。しかし、同法案は第一回定期総会に提出されず、一年にわたる組織内討議が行われた末、翌一九九八年に第一回定期総会に提出、採択される。

同年一〇月には労協連主催で「労働者協同組合法制定運動推進本部」開設出陣式が開催され、法案要綱案を確認し、法制定運動の開始を宣言した。

以上の経緯からすれば、労協・協同労働にかかわる基本的観念等は、一九九六年の法案取りまとめの開始以前にすでに成熟していたとみてよい。かくして法制化運動が日程に上る。

(III) 「協同労働の協同組合法制化を

めざす市民会議」設立

法案を用意しての法制化の陳情運動は、必ずしも有効ではないことがやがて判明する。法案を提示する陳情は議員の發意を制約し、または狭めるとして敬遠されたからである。また、九五条からなる法案では新法を必要とする理由が議員に端的に伝わらない難もあつた。もちろん、「三つの協同」の観点か

ら市民サイドに運動のウイングを拡大するという実践的要請も大であった。

そうした必要は、「市民事業を促進する協同組合法制化をめざす市民会議」、「協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議」（会長・大内力東京大学名誉教授）の設立（二〇〇〇年一月二五日、東京学芸大学）につながる。「労働者協同組合法」を「協同労働の協同組合法」と位置付け直し、同市民会議は労協連、協同総研に支援され設立され、労協連自体が団体会員として参加する市民組織の形をとつた。結果、労協連採択法案は市民会議が参照すべき法案に止まるものとなる。とは言え、運動の推進者が労協連であり、その主力部隊がセンター事業団であることに変わりはない。

やがて、労協連は二〇〇〇年一月三〇日に社民党労働法制調査会で「協同労働の協同組合法」について説明の機会（「労協新聞」二〇〇〇年一二月一五日（以下、「新聞」）を得、党側は介護や福祉を担う「雇う、雇われる関係のない働き方」、協同労働を制度化する必要を認め、これが時の厚生労働大臣、坂口氏に対する衆院本会議での社民党・市民連合の中川智子議員（現・宝塚市長）による代表質問、同大臣による立法事実としての労協の認定発言、立法の必要への言及の成果をもたらす。

立法府への法制化陳情行動

(一) 労働者協同組合の立法事実認定

地域雇用促進法案に関する総括審議が衆議院本会議で行われた（二〇〇一年三月一五日）折、中川智子衆議院議員が坂口厚労大臣に対し「EUでは、雇用関係のない、みんなが一体となって働く協同組合があります。働く者が出资もし、維持・管理もする働き方です。生産分野やサービス分野でのワーカーブコレクティブなどの協同労働に対し、体系的な法制度や助成制度の確立に向けてぜひ取り組んでいただきたいと思うのですが、決意をお聞かせください」（「新聞」二〇〇一年三月一五日）との質問を発し、大臣は「雇用関係のない働き方の導入に向けた体制整備について…我が国においても、ワーカーズ・コレクティブなどを含め、多様な生き方を前提とした就労環境の整備は重要で…人々の意欲と能力が生かされる社会の実現に向けて真剣に取り組んでまいりたい」と答弁を行った（質疑、応答、「官報」号外平成一三年三月一五日版）。

大臣答弁は労協などが法律の整備によって規律するに値する事実（立法事実）として認定されたという意味で決定的に重要で、他面で、「雇用関係のない

働き方」としての協同労働への関心が広がり始める。

(二) 爭点質疑

社民党・市民連合の議員と坂口厚労大臣との質疑応答は、法設計の争点をめぐる質疑応答（二〇〇一年一月七日、衆議院本会議での植田至紀議員による質問、二〇〇三年二月一三日、同議員による衆議院予算委員会全体会での質問）に引き継がれる。省側が争点とした事柄は、労協は企業組合法人、NPO法人と、どのような意味、構造で区別されるのか、というものである。

NPO法が規律するのは「ボランティア活動をはじめとする市民が行う自由な社会貢献活動」にかかる団体であり、企業組合は、その法人格がワーカーズらに利用されてはいるものの、本来は、元事業者が再び営利法人企業になるための合理的かつ促進的仕組であつて、労働者を組合員とする協同組合になじまない。

(III) 国会陳情行動

①運動に参加する組合員

坂口大臣答弁は、衆参両院議員に対する法制化陳情行動を発起する決定的な弾みとなつた。労協連、市民会議は二〇〇一年一〇月四日に国会行動（「新聞」二〇〇一年一〇月一五日）に四八人の参加を組織し、同年一二月末までに都合三波にわたる対国会

行動を起こす。その当時、ILS協同組合振興の新勧告採択（二〇〇一年六月）も予定され、運動の輪は、日経連（「新聞」二〇〇一年三月五日）、東京商工会議所川村耕太郎常務理事、連合笠森清会長（「新聞」二〇〇一年三月一五日）が関心を寄せるまでに広がる。

こうしたさ中、法制化を二〇〇二年度中に決着させるとの機運が強まる。その最大規模での国会行動となる二〇〇二年四月四日には、総数一〇六人が参加（「新聞」二〇〇二年四月一五日）。その際、陳情に参加する組合員は、労協、労協での働き方、NPO法人などとの相違点、地域の持続可能な発展において果たす労協の役割等々、多くの事柄を学び直し、組合員相互が議員―陳情者の役回りで、かつ、交互にその役割をたがえて模擬応答を行い、説明、解答を簡単明瞭にするために意見を出し合う準備を経て二人を一組とし衆参全議員に対する陳情に取り組んだ。

院外行動のピークは五月二〇〇日。国会要請を経た夕刻、自民党の労働部会長、長勢甚遠衆議院議員（第一次安倍内閣の法務大臣）、連合会長の笠森清氏らが出席する「早期制定へ五・二〇市民集会」が開かれ、早期制定への期待が一挙に高まる（「新聞」二〇〇二年六五日）。長勢議員が関心を向けた点は、日本の伝統的な結（ゆい）に類似する「雇用労働と

も自営の働き方とも異なる第三の働き方としての協

「同労働」というものであった。

②巣ごもりらず運動を組織する組合員

労協への社会的関心の広がりをつくり出した国会行動は、組合員の間に協同労働への確信と、社会的に認知・期待される働き方の担い手としての誇りを強く育むきっかけとなり、法制化への決意を不動のものにしていく。今にして思えば、労協運動を社会に普及、推進しようとする組合員の固い決意、自發的な学習意欲は数次にわたる国会行動によって培われたとみてまちがいなく、それは、「協同労働の協同組合法（仮称）の早期制定を求める意見書」採択が八〇〇余の自治体議会で達成される行動力の源泉となる。さらには、指定管理者制度の下で地域住民などを前にして行うプレゼンテーションを介する事業拡大への積極的参加にもつながる。

二〇〇二年に法制化は実現されなかつたが、法制化を求め組合員がつくり出した運動が組合員そのもののを変えたという意味で、それは貴重な取組みとなつた。

（四）踊り場的移行状態に

ILOの新協同組合勧告が二〇〇二年に採択され、ILO駐日事務所とのつながり（「新聞」二〇〇二年八月二十五日）もつくりあげられる中、使い捨て労働と鋭く区別されるディーセントワークの推進が焦点となる。協同組合、特にディーセントワーク

を実現する仕組みとして期待される労働者協同組合への世界的な関心の高まりの中で、早期制定を求める市民集会への参加者数は想定を超えて、二〇〇二年九月二八日の「早期制定をめざす市民大集会」に七〇〇人、二〇〇三年一二月一日の「法制化をめざす市民集会」に三五〇人が参加した（「新聞」二〇〇二年一〇月一五日、二〇〇三年一二月一五日）。

しかし、運動を海外情報面でサポートした大谷正夫氏（元日本生活協同組合連合会常務理事）、戦後の生協運動の組織者として法制化陳情行動においても与党との太いパイプを活用した勝部欣一氏（元日本生活協同組合連合会副会長）の相次ぐ逝去、大内力市民会議会長の辞任（二〇〇四年一二月）もあり、運動は「踊り場的移行状態」（停滞状態）に陥る。

院内交渉は引き続き推進され、二〇〇六年四月にICAバルベリーニ会長の来日の折に同氏による国際会表敬訪問も試みられ、ようやく運動に曙光が見え始めた頃、痛恨の極みであるが、菅野正純労協連理事長が不慮の事故（二〇〇七年二月二十四日）に遭い、長期入院のすえ翌二〇〇八年一月一一日に逝去する。

第一ステージ



法・骨子案／要綱案論議

（一）議員連盟の設立に向けた行動

二〇〇七年五月、元連合会長の笛森清氏が市民會議会長に着任し、法制化運動の第一幕が開始される。同氏は、同年の労協連総会で「一年以内に法制化を達成する」との決意を表明する。

一挙に議員連盟を立ち上げ、速やかに立法手続を完了させるために二つの手立てが図られる。第一は、衆参両院議長宛ての法制化を求める団体請願署名一万筆を年内に達成する、そのためには、この署名運動の呼びかけ人に法制化支持を表明させていた各界の著名人になつていただくこと、第二は、それを追い風として、立法事実としての認定答弁をかつて行つた坂口力衆議院議員を議員連盟の会長とし、全ての党・会派から議連の役職者を募り、次の通常国会冒頭に議員連盟の創立総会を院内で挙行し、予算関連法案の審議後すみやかに決着を図る、というものである。

団体賛同署名は、市民会議、労協連の組合員の行動により、協同組合や労働組合、NPO、市民団体、中小・零細企業や商店、また自治会・町内会などの地域・地縁団体からも多数寄せられ、広く地域に法制化の意義と目的を広める大きな契機ともなった（団体賛同署名は二〇〇七年六月三〇日集約で、九六三六筆）。また、法制化を求める大規模な全国総断市民集会が連続的に開催され、そのほとんどが集

会に笹森会長が参加された。

これら法制化を求める運動を背景に、超党派の議員連盟「協同出資、協同経営で働く協同組合法を考える議員連盟」が、二〇〇八年一月の発起人会、役員会を経て二月二〇日に、七七人の議員の参加を得て設立される（「新聞」二〇〇八年二月二十五日）。

議連の設立趣意書には、「多様な働き方の制度整備により、誰でも人たるに値する生活を可能にしなければならない。日本においては、使用者と労働者



「協同出資・協同経営で働く協同組合法(仮称)を考える議員連盟発会式

の関係は労働基準法をはじめとする労働法令によって定められている。しかし、協同出資・協同経営によつて共に働くことに対する法律は存在しない。私たちはここに議員連盟を設立し、日本においても新しい働き方が可能になるよう、法制化を含めて検討するため出発するものである」と明記された。

また、笹森会長の推薦により、労協連は二〇〇六年に労働者福祉中央協議会（以下、中央労福協）への加盟が認められ、国に提出する政策・制度要求書の中に、協同労働の協同組合法の制定が盛り込まれ、中央労福協の一員として法制化の働きかけを行うこととなつた。

(1) 議連幹部側からの法・骨子案／要綱案についての提案

① 二〇〇八年五月与党案

野党が参院で議席多数を占める「ねじれ国会」の下で、長勢議連幹事長が、法・骨子案（二〇〇八年五月案）を市民会議側に提示してきた。同案は、就業者の中に新たに自営業者の集団の働き方を付け加えることで、雇用労働者でもなければ自営業者でもない「第三の働き方」を保障するとするものであった。しかし、同案では、労働者性が保障されないと永戸祐三市民会議会長代行（労協連理事長）は不同意を表明した。法案設計の詳細は二〇〇九年二〇〇九年別冊「発見誌」（二二二ページ）を参照いた

だくとして、法・骨子案の概要は以下の通りであつた。

(一) 組合員の働き方は、「相互にその働き方を尊重しながら働くことを目的として出資をした組合員がその経営を行い、かつ、その事業に従事する協同組合」（総則一）では、「組合員は：組合との雇用関係によらず、自由な意思に基づき、かつ、他の組合員からの具体的な指揮命令を受けることなく：組合の事業に従事する」（二、組合の基準、④）ものであつて、「組合の事業には、労働基準法等の労働関係法規を適用しない」（五、組合の事業に対する労働関係法規の適用）し、（二）組合員は、労災保険、雇用保険が強制適用される事業所で働く労働者ではないので、これらの代用として企業内で積立金を設定（管理二、会計）し、保険事故が発生した際は必要な給付を組合員に対し行う、また、組合員の所得は剰余分配に当たる事業所得なので事業成果如何では無配分も可とする、というものである。

かかる内容は、一九八九年以來積み上がつてきた労協法の検討成果に表面上は符合するものであつたが、これでは、働くなければ生計を確保し得ない組合員は清水の舞台より飛び降りる覚悟が要る。

② 二〇〇九年案、五月案

二〇〇八年五月案をベースとする法・骨子案の修正案が福田政権時代に坂口議連会長より出された。この二〇〇九年二月案は、実体として就業規則

であるが、名称を「就労規程」とするルールの設定を構想するものである。「雇用関係のない働き方」をする組合員というものが法制上では労基法上での労働者に当たるとの判断を支えるための仕掛けである。しかし、就労規程は遵守規範ではなく尊重されるべきルールに留め置かれ、結果、労働者保護にかかわっては、労災保険は一人親方のケースの特例に倣い監督官庁に団体加入申請することができるという具合に限定され、「みなし労働者」の水準にすら達していない。

よつて、同案に対しても永戸会長代行は不同意を表明し、結果、同案も廃案となる。次いで、二〇〇九年五月案が提示されるが、二月案を部分的に修正するものに止まり、本案も永戸会長代行は不同意とした。

③総選挙を控えた野党案（二〇〇九年六月案）

夏に予定される総選挙後に政権交代が生じるとする観測が広まり始めた春以来、後に官房長官に就任する仙谷議員（弁護士）との間で法・骨子案の詰めが図られる。認可制度に換え準則主義を採用することに同意した同議員も、協同労働者は労基法上での労働者には当たらないとする認定に立っていたが、（一）就労規程は組合員が協同で決定し、（二）その内容は、こうした「特例に適用される労働関係法令に準拠して」定められるものとし、（三）不分割積立金の設定を認める、とする構想を法・骨子案に

盛り込んできた
ここでも問題が露出する。協同労働という働き方に「特例」として労働関係法令を適用するとするが、いかなる法律が適用されるのか明白ではなかつたからである。よつて、この案もまた棚上げされ、政権交代後に新与党との交渉を継続することに決した。

法・骨子案／要綱案論議 第一ステージ

（一）新政権側からの要綱案提案 （二）一〇一〇年一月案

三・一 東日本大震災時に官房長官を務めることになる枝野幸男衆議院議員（弁護士）を中心とする議連民主党部会による法・骨子案が二〇一〇年一月に提案される。

この法・骨子案は、（一）設立は準則主義とする、（二）利用組合員、出資組合員といった非従事組合員は認めない、（三）適正な労働条件を確保するために就労規程を作成し基準局長に提出する、（四）役員を除く組合員を雇用保険法、労災保険法の被保険者とし、かつ、労働安全衛生法を適用し、（五）税制優遇は認可制度を根拠とするものであるので、

い、（六）就労創出等積立金を設定することを組合の組織要件の一つとする、という柱から成り立つていた。
この段階でも、協同労働者は労基法九条の労働者ではないとの見方に立つていた。それは当時、ワーカーズ・コレクティブ内部では労協とは異なり、「協同労働で働く者は労働者ではない」とする理解・主張が行き渡つていたからでもあつた。故に、後に厚生労働大臣となる小宮山洋子議員は、「当時、団体としての法の設計に留意したが、組合員にかかる個別的な規定は先のことであると考えていた」と、議員職を退く寸前に語つている。

（一）法・骨子案の抜本的再構築

①労働側からの批判

この民主党案をベースとして「協同労働の協同組合法（仮称）要綱案」を議連役員会案として採択することに長勢議連幹事長が反対したにもかかわらず、四月一四日に役員会が招集され、そこで、反対意見もなく同案が採択され、法案化と、その提出手続きに入ることが決定される。

二〇一〇年四月一四日、議連総会が開催され、法案要綱案に「この法律は、組合員が出資し、経営し、働く意志のある者による就労機会の自発的な創出を促進するとともに、地域社会の活性化に寄与し、もつて働く意志のある者がその有する能力を有効に發

揮できる社会の実現に資することを目的とする」と明記された。

この案について、あけて翌年、労働側（全労連、連合、労働弁護団、共産党）から熾烈な批判の矢が浴びせられた。労働者ではなく特例として労働者とする扱いに憂慮したことである。

批判の登場はつとに予期されており、四月に採択

された法・要綱案をしかるべき法案に仕上げるための数次の修正協議が市民会議と与党との間で行われ、一〇月、尖閣漁船事件をめぐり日中間で俄かに緊張が高まるさ中、官房長官との協議の上、労働者性を正面から認め、協同組合固有の仕組に力点を置いて練り上げた法・骨子案／要綱案を再設計する、については、衆院より藤田憲彦議員、奥野絵一郎議員、金子恵美議員、参院より大河原雅子議員、行田邦子議員の各議員を構成員とする労協法ワーキング・チームを立ち上げることを確認する。

チームの内の作業が終盤に差し掛かっていた二〇一一年春に、上記の労働側の批判が登場する。批判

点は、深刻化する労働の非正規化という状況において、労働者性に関して妥協を許さない性格のものであることは明白であった。就労規程という迂回的な経路を取る労働者性の間接的表示は、労協法の適用される組織において組合員が労働者であるのか否かの判断を、労働を管轄する官庁、司法当局に求めざるを得なくなるケースも予想され、司法判断を仰ぐ

となるとそれを惹起した事案が生じてから相当の期間を要することとなり、結果、組合員の利益が甚だしく害されることが確実だからである。

労働側からの批判、憂慮は、労働者性をめぐる法設計上の難点を最後的に消失させる機縁となる。それは、菅内閣の改造（二〇一一年一月一四日）により閣外に仙谷議員が去つて党の代表代行に就任した



働く人が出資も経営も

協同労働 じわり拡大

「雇い離されない」という願望を持たず、働く人々が出資して、賃貸などを参加して運営する「協同労働の協同組合」の活動が広がっています。福岡分野を中心地域の「一社対応」、失業者対応してお世話をしています。現在はNPOの法人などとして登録申請をいたしました。被雇用者の制限がある組合が続いている事。

（堀田惠）

（意見を読みたい）ママをkelzai@asahi.comにお寄せ下さい

（お問い合わせ）

二〇一一年二月中旬より取りかかっていた法骨子案、理由書、それまでに提示された各種の法・骨子案等との対照表の作成完了日付は、偶然にも三・一となっている。次いで翌週、「協同出資」、「協同経営」、「協同労働」の括りで計二六の「Q&A」が、市民会議側から民主党側に提出される。それは、ワーキング・チームからそれまでに提出された質問を参考にして基本的な論点をどのように考えるかを整理したものである。ちなみに、「Q&A」は、二〇一二年一〇月「発見誌」第二五二号（二二）—四九ページ）で公開される。

与党サイドでの議連による法・要綱案の作成は、被災地の復興という難事業のさ中にも続けられる。準則主義による設立がすでに認められていたので、焦点は、組合員の規定の仕方に絞られた。この論点に係わってチーム側が提示してきた当初案は、「協同労働組合が行う事業に従事する組合員は、労働基準法上の労働者と見なすものとする」と（二〇一一年六月二十四日第二次案）とあつたが、笹森会長も組織的従属という観点から労働者性論を堅持してきたこともあり、「労働者である」に修正すべきであると主張した。この提案が受け入れられ、六月二七日第三次草案ではそのように文言が差し替えられる。

民主党議連部会は、第五次案に至るまで私たち市民会議、労協連と協議を尽くした。第三次案以降は、準則主義を採択するとして反社会的勢力が組合を悪

用する恐れにどのように対処すべきか、という実務問題に論議が移行する。阻止条項を置く案も検討されたが、フロント企業のマスクとして組合を悪用する試みを防止する正道は組合員を労働者として処遇することにあり、協同組合の組織法の仕組に手を入れるには及ばない、とした。

法制化の目途がこうして立ったさ中、笹森会長の逝去（六月四日）、お別れ会（七月十九日）が行われる間に、ワーカーズ・コレクティブネットワークジャパン、連合、全労連、労協連からのヒアリングを経て、七月二九日、民主党議連総会は「立法趣意書」を採択する。そこでは、「組合員は労働者。協同労働の協同組合が行う事業に従事する組合員は労働者である」とことを明記するとともに、「労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、雇用保険法並びに最低賃金法等の労働関係法令の適用を受ける」とある。もちろん、こうした労働者に関する定めは「協同労働の協同組合法（仮称）」の法律事項ではなく、全党・会派内で組合員は労働者であるということの確認のために敢えて置かれたに過ぎず、上程段階ではこれを削除するという処理を見込むものであつた。それ故に、決議は法・要綱案ではなく、「立法趣意書」とさせられたのである。しかし、適用法令が具体的に例示されているが故に、労組法などの集団的労使関係法の適用障害はないものの、それが掲げられていなかつたために、列举は制限的列举と見

る解釈を招きよせる難点をはらんでいた。

③出資・経営・労働の三者均衡論という新たな障害

二〇一一年秋の臨時国会中に法案上程に向けての各党内の手続きを完了させるとの方針の下、必要な準備が進められ、市民会議は一月十五日に総決起集会を予定した。その間に菅政権を野田政権（二〇一一年九月二日～二〇一二年一二月二六日）が襲うが、民主党に対する信頼は低下する一方であつた。

臨時国会召集早々に各党へ与党案を提出するために、可及的速やかに議連坂口会長に採択「立法趣意書」を提出し、各党・会派への開示につき同意を得るよう市民会議から民主党議連に要望を行つたが、一月一五日に至るも、坂口議連会長に提出されることはなかつた。

どういう理由で提示が遅延したのか今に至るも不明であるが、一月下旬に党代表代行の仙谷議員を伴い、民主党の議連事務局長（代行・藤田議員）が採択「趣意書」の説明を坂口議連会長に行つた際、会長より、協同で出資する者、協同で経営する者、協同で事業に従事する者、これら三者の均衡が確保されなければならず、組合員の法的地位が労働者であるとなると均衡は保たれず、こうした案では旧政権与党側での賛同が得られない、と指摘され、再三再四の説明にも拘わらず「趣意書」を受理できない、ということで交渉が決裂したということである。

開けて二〇一二年一月二六日、全電通ホールで、

第一部、市民会議第九回総会、第二部、国際協同組合年（IYC）キックオフ・イベント「協同労働の協同組合法の即時制定を求める緊急市民大集会」を開催（「新聞」二〇一二年二月五日）する（二二二）人の参加）。

第二局面でも、目標は不達に終わった。坂口議連会長—藤田議員交渉不調の後、政権党の支持率が急降下していく時期とも重なり、法制化に向けた与党内の推進力は急速に失われていく。

しかし、第二局面での法制化運動は、協同労働が日本社会で市民権を獲得する成果をもたらした。運動の次なる局面は、過半数に及ぶ自治体で法の「早期制定を求める意見書」が採択されている事実を立法者が厳正に受け止め本務を尽くすことと、これを焦点とする。

六 法制化運動の現局面

第二幕以降、政治的激変による議連役員の引退、落選などにより、議連は休止状態となり、法制化運動は一時沈静化する。

しかし、二〇一二年、国連が定めた国際協同組合年を契機に法制化運動の気運が高まっていく。我が国協同組合陣営が一堂に会した「国際協同組合年記念協同組合実行委員会」（IYC実行委員会）で

作成した「協同組合憲章草案」において「協同労働型の協同組合法の制定」が掲げられた。憲章は国会決議として実現に至らなかつたが、IYC実行委員会（その後の後継組織）の主催で「協同労働の協同組合の法制度整備に関する学習会」が開催され、法の趣旨と目的を協同組合陣営に理解を広げることとなつた。

また、労協の東京都墨田区での実践を舞台に制作された映画「ワーカーズ」の上映運動により、協同労働に対する共感の広がりと共に各メディアで取り上げられることとなる。広島市では法制化に先行して二〇一四年度より「協同労働プラットフォーム事業」が開始され、「まち・ひと・しごと創生」（地方創生）における小規模多機能自治推進ネットワークによる地域運営組織の法人化に向けた協議への参加など、「生活と地域」を焦点にした協同労働運動の高まりと期待が広がっていく。

これらを背景に、二〇一五年九月、労連理事会において「協同労働の協同組合」法制化推進委員会を設置、運動の再起動に向けた準備に着手する。

七 協同労働の協同組合の法制化をめざして

議会に広がる（二〇一七年四月時点）中で、二〇一六年一月には、舛屋敬悟衆議院議員を座長とする「地域で活躍する場づくりのための新たな法人制度検討小委員会」が公明党一億総活躍推進本部に設置され、法定定に向けたピアリング、現場視察などが実施さ

れた。

また、旧民主党を中心として組織されていた協同組合振興研究議員連盟は、協同組合憲章草案（憲章には本法制定も明記）の国会決議を第一目的としてきたが、二〇一六年七月、「『協同労働の協同組合法』の制定を先行課題として協同組合基本法制定を目指す」と優先順位を明確にしたうえで、超党派議連として再編強化することを確認、二〇一七年四月二〇日には総会が開催され、河村建夫元官房長官を会長に、法制定に向けて新たなスタートが切られた。

私たち労協連は、この協同組合の法制化により、働く者の協同組合に社会的制度を与えることで、市民が当事者として出資し、事業経営に参画することで、営利企業やNPO法人における労働では解決がむずかしい、また地域や社会が抱える数多くの問題を解決できる可能性があると考えている。

私たちは、法制化を実現することで、（一）地域住民の主体的な仕事おこしを通じて、持続可能な地域づくりに貢献する、（二）自発的な就労機会を創出することで、困難にある人々の就労創出と社会統合への貢献ができるものと考えている。

我が国においては、政府の進める「『我が事・丸ごと』地域共生社会実現」に向けた施策の考え方時は時宜を得たものであり、その具体化が急がれている。

協同労働の協同組合がこれらの政策を実効あらしめる有効な制度であることは、ICAの第七原則で「協同組合はその事業を通じてコミュニティの持続可能な発展のために活動する」ことを自らに課していることからも明らかであろう。

日本の協同組合法制は世界でも例外的な個別法・認可主義の下におかれている。準則主義による「協同

労働の協同組合法」(仮称)の制定は、地域社会の人々が暮らしのニーズを満たすための協同の事業に法的根拠を与える、こうした営みを発展させ持続可能な社会づくりに寄与することとなるものと考えている。

協同労働の協同組合の法律(仮称)

骨子素案

(法制化市民会議副会長 島村 博作成)

総則

協同で出資し、経営する者が労働者として働く組織を協同組合として制度整備を行うことで、労働者による自発的な就労機会の開発を振興し、もって我が国社会の活力ある持続可能な発展に貢献することを目的とする。

協同労働の協同組合

名称 協同で出資し、経営する者が労働者として

働く組織を協同労働の協同組合と称す。
組織要件 協同組合基準とされる要件の他、所要の要件を掲げる。

法人格 この協同組合は法人とし、法人たる一以上の協同組合をもつて設立される組織は、法人たる協同労働の協同組合全国連合会または地方の連合会とする。

その他 名称の排他的独占的使用等、法人にかかる必要な規定を掲げること。

事業 上の協同組合をもつて設立される組織は、法人たる協同労働の協同組合全国連合会または地方の連合会とする。

商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、保育、介護、障害者福祉その他の事業を行う。

組合員 組合員による申立てについて必要な定めをおく。

・組合員は、組合で就業する者または就業を希望する者であって、定款で定める者。

・組合員の地位の喪失に関する定めを行うこと。

設立(準則主義)

・組合員による申立てについて必要な定めをおく。

罰則

適法性監督

司法の決定による解散命令を含め解散事由を定める」と。

解散

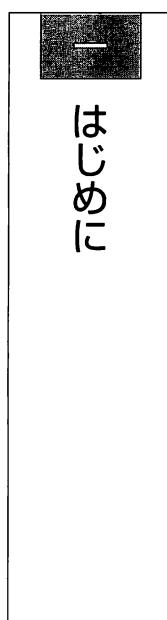
役員・総会・会計等、社団としての法人が備えるべき各種の定めを行う。

会員団体に対する協同組合検査を事業に含む連合会に関する必要な定めをおく。

組合は、公証人による認証により設立され、登記をもつて成立する。

第五節 國際活動の歴史

はじめに



一一〇一六年一一月、ニューヨークの国連本部で有識者会議「誰ひとり取り残されないようにすること—持続可能な開発のための国連一一〇三〇アジェンダの実施におけるパートナーとしての協同組合セクタ

ー」が開催され、日本労働者協同組合連合会（以下、労協連）が招聘された。会議は国連経済社会局社会政策開発課により主催され、国際労働機関（ILO）や国際協同組合同盟（ICA）の関係者ら約100人が参加。

労協連は、世界の労働者協同組合としても日本の協同組合としても、唯一招聘を受けた。会議のテーマは、二〇一五年に国連総会で採択された持続可能な開発目標（SDGs）の実施において協同組合が果たすべき役割を明らかにすること。このテーマのもと、二日間にわたり七つのセッションが行われ、社会的に困難な状況にある人々（生活困窮者・障害者・移民及び難民など）の支援、開発途上国の支援や貧困撲滅のための金融包摶などさまざまな論点が討議された。

労協連からは国際部の中野理主任が、日本のように国際的には豊かと思われている国でも貧困や格差の拡大、社会的孤立が深刻化している現状を報告。こうした危機的状況のもとで日本の労働者協同組合は、高齢者介護・子育て・障害者支援・生活困窮者支援などを主な事業分野として、SDGsが第一目標に掲げる貧困の撲滅をめざして活動していることを紹介した。言葉を換えれば、日本の労働者協同組合ではさまざまの困難を抱えた当事者自らが共に「働くこと」（協同労働）を通じて支え合い、貧困や孤立、社会的排除に立ち向かっているということである。

である。

この労協連の報告は、他の会議参加者たちから好評を博し、会議の成果として作成された国連事務総長宛の提言書の中に「仕事おこし」（Job Creation）や「よい仕事」（Decent Work）の創出に取り組む協同組合、すなわち労働者協同組合の奨励が盛り込まれることとなった。

この国連会議への招聘は、労協連の国際活動の歴史において一つの画期となるものだった。本節では、この画期に至るまで労協連が三五年以上にわたり展開してきた国際活動の歴史を、以下の三期に分けて紹介する。

まずは、イタリアをはじめとする海外の労働者協同組合を調査し、研究の成果を生かして日本における労協運動を発展させ、ICAへの加盟に至る第一期（一九七九年—一九九一年）。次にICAやILOなどの国際機関との連携、また韓国をはじめとする諸外国の労働者協同組合との連携が本格化し、国際協同組合運動との連帶が進展する第二期（一九九三年—二〇〇六年）。そして、諸外国から頻繁に訪れる視察や国際シンポジウムへの参加を通じて労協連の取組みを広く世界に発信し、国際協同組合運動の一翼を担っていく第三期（二〇〇七年—現在）である。

二 第一期（一九七九年—一九九一年）

イタリア調査団と「レイドロー報知」

一九七九年一月、中高年雇用・福祉事業団全国協議会（以下、協議会）の結成に先立つて、その母体組織である全日本自由労働組合（以下、全日自労）は初めてイタリアに調査団を派遣した。この調査団には、田中幸夫中央執行委員ら五人が参加。一行はまず、ローマの全国生産・労働協同組合連合会（ANCPL）本部を訪問している。同会は、当時イタリアで鼎立していた三つの協同組合連合会のうち、左派系のレガ・コープに属する労働者協同組合連合会であり、現在まで続く労協連とレガ・コープの交流はここから始まった。当地ではさらに、エミリオ・ルフオルナチャイなどの建築・土木関連協同組合、ボローニャ市等の自治体を訪問。イタリアにおける労協運動の現状と課題、地域住民や自治体との関係を調査した。

労働者が「雇われ者根性」を克服して経済活動の主体となる「経済民主主義」の実現をめざし、「民主的改革」路線の一環として事業団運動を展開していた当時の全日自労にとって、イタリアの労協運動

は恰好のモデルを提供していた。実際、協議会の設立から間もない一九七九年一月、中西五洲理事長

は「中高年雇用事業団」という構想」は、それまでの「高齢者事業団の経験」と「イタリアの建築コーパスのとりくみの経験」から学ぶことにより生まれたと述べている。かくして、労協連（の前身）は、その後も度々イタリアへ調査団を派遣することとなる。

他方で、一九八〇年モスクワでICA大会が開催され、カナダの協同組合運動家アレクサンダー・レイドローが「西暦二〇〇〇年における協同組合」と題した報告書を提出した。この「レイドロー報告」は、世界の協同組合運動が取り組むべき四つの優先的ための協同組合における雇用の創出を通じた貧困の撲滅を重視。「労働が資本を雇う」労働者協同組合の発展は、「資本が労働を雇う」資本主義企業を生み出した「第一次産業革命」に対し、「第二次産業革命」（「新しい産業革命」）を実現し得るとまで評価した。一九八二年頃、協議会の永戸祐三事務局長（現労協連理事長）はこの「レイドロー報告」を読み、強い衝撃を受ける。当時、協議会直轄の東葛地域事業団を設立する準備に追われていた永戸事務局長は、その法人格や事業団における「雇用」関係について頭を悩ませていた。その永戸事務局長にとって「レイドロー報告」は、事業団における「雇用」関係や法人格の問題を解決し得る労働者

協同組合という一筋の光をもたらしたのである。

一九八三年一〇月、全日自労と協議会は共同でイタリアに調査団を再び派遣。調査団には協議会の内田基大副理事長や菅野正純事務局員ら六人が参加した。調査の目的は、イタリアにおける労協運動を「各種協同組合・労働運動・革新自治体＝住民運動との連携」を含めてさらに詳しく調査し、日本の「事業団の生産協同組合的発展方向」を「明確」にするこ

とであった（菅野事務局員の手稿より）。この目的のもとに一行は、前回視察と同様にローマのANCPL本部を訪問し、マヌテン・コーパス（建物総合管理の労協）やCMC（当時のイタリア最大の建設・建設資材生産協同組合）などを視察した。帰国した菅野事務局員は興奮した面持ちでイタリアの「労働者（生産・サービス）協同組合はすごい」とくに建設関係と旅行業などでは国のナンバーワンの業績を上げている」と報告している。

翌一九八四年一一月、協議会は通算三度目のイタリア調査団を派遣。調査団には竹森幸男常任理事や菅野事務局員ら七人が参加した。一行は、ローマのレガ・コーパス本部とANCPL本部を皮切りに、エミリオ・ロマーニヤ州のCMB（建設・建設資材生産協同組合）やSACMI（機械生産協同組合）、また社会党、共産党、労働組合総同盟なども訪問し、懇談や視察を行っている。

する調査研究も始まった。一九八四年八月、全日自労書記・事業団事務局分会はモンドラゴン協同組合をテーマとする学習会を初めて開催。その後も「じぎょうだん新聞」にモンドラゴン協同組合を紹介す

る記事が度々掲載されている。また一九八五年一月、協議会は「イギリス労働者生産協同組合調査団」を派遣。調査団には原嘉彦副理事長ら四人が参加し、イギリスにおける労協運動と労働組合・自治体・政党等との関係を調査した。この調査には、ICAの調査部長として「レイドロー報告」の作成にも協力したポール・デリック氏の協力を得たが、同氏は同年一〇月に来日し、中西理事長らとイギリス及び日本の労協運動について懇談している。

こうした海外の労働者協同組合に関する調査や研究、また交流の進展とあいまって、日本の事業団運動も労働者協同組合運動への発展という方向性を明確化していく。一九八六年五月、協議会は第七回総会を開催し、事業団を労働者協同組合へと改組発展させることを正式に決定。協議会の名称も「中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会」（以下、連合会）へと改めた。これに伴い、組合員による出資規定や自立積立金制度等も確立され、名実ともに労働者協同組合としての体制が整えられた。

さらなるイタリア調査とモンドラゴン協同組合の調査、CICOPAへの加盟

一九八八年二月、連合会は通算四度目のイタリア調査団を派遣。調査団には関谷省吾副理事長ら一五人が参加した。一行は、これまで同様にレガ・コープ本部やANCPL本部を訪問し、飲食業やダンボールのリサイクル事業の労協を視察している。さらに、今回の視察団は、建設業や製造業の労協を中心訪問していた前回までと異なり、イタリアにおける福祉関連の協同組合の全国的な広がりに着目。高齢者介護や障害者支援事業を行うローマの協同組合ヌオーベ・リスボステを視察している。日本でも高齢化社会の到来や介護問題が社会的関心を集め、労協連も一九九〇年代半ばから介護事業や高齢者協同組合（高齢協）の設立に本格的に取り組んでいく。

当時のイタリアにおける福祉関連事業の協同組合の視察は、こうした日本の状況や労協運動の指向性を反映していた。

同年二月、フランスのパリで産業労働者・熟練工業者・サービス生産者協同組合国際機構（CICO PA）の世界会議が開催され、連合会から初めて中西理事長や菅野教宣部長らが参加。会議では、中西理事長が日本における労協運動の歴史や現状、「七つの原則」について報告し、各国代表から注目を浴びた。また同年五月、インドのニューデリーで開催された「アジアの労働者協同組合の会議」にも内田副理事長や菅野教宣部長らが参加している。

一九八九年九月、連合会は第一〇回総会を開催。

総会の議案によれば、この頃までに連合会はICAより先にCICOPAへ加盟している。また、総会にはイギリスからポール・デリック氏、イタリアからエミリオ・ロマーニヤ州生産・労働協同組合連合会のアントニオ・フィネッリ会長を招聘している。さらに、総会に先立つ一九八九年五月、労協連は「いま『協同』を問う五月集会」を開催。モンドラゴン協同組合から協同組合研究開発機構のホセ・ラモン・エロルサ氏が参加し、講演を行った。日本の協同組合がモンドラゴン協同組合の関係者を招聘したのは、これが初めてのことだった。

一九九〇年一月、連合会はスペインのモンドラゴン協同組合へ初めての調査団を派遣。三登文郎理事や菅野事務局次長ら一〇人が参加した。一行は協同組合研修所イカスビデを皮切りに、労働人民金庫（CLP）、アリスメンディアリエタ工業技術学校、アウゾラグン（女性による配食及び清掃事業の労協）、エロスキ（生協）の店舗及び物流センター、

ファゴール（家電製造業）の冷蔵庫生産工場等を訪問。各種製造業からサービス業、銀行、教育・研究機関、社会保障プログラムまで包含する巨大な労働者協同組合グループを実地に視察し、強い感銘を受けていた。菅野事務局次長によれば、「労働者の主人公としての能力に強い確信を持ち」「協同組合ネットワークを地域に張りめぐらしながら前進し続けるモンドラゴンの姿」に、調査団一行は「変革への

大きな勇気」を与えられている。さらに菅野事務局次長は、労働組合と協同組合が労働協約を結んでいるイタリアのケースと対比し、モンドラゴンでは組合員が「従属労働者」の組織である労働組合に入ることはあり得ないと紹介。言葉を換えれば、モンドラゴンでは「労働者協同組合が労働組合の従来の機能を止揚している—その進歩的な契機を保存しつつ、より高度な次元に向けて否定している」と述べている。ここには、事業団から労働者協同組合との関係をあらためて問い合わせ、後者が前者の「従来の機能を止揚」することを通じて自立していくべきだとする問題意識が見て取れる。

CICOPAを中心に続けられてきた国際交流活動は、全日自労から事業団運動の展開、さらに労働者協同組合への発展へと至る日本の労協運動に少なからぬ影響を与えた。一九九一年三月には協同組合研究所も設立され、同年九月創刊の所報「協同の発見」は海外の労協運動を積極的に紹介していく（協同組合の活動については第八節参照）。そして一九九二年、この連合会の国際活動は一つの画期を迎えることとなる。

ICA 加盟

一九九二年六月、連合会は国際シンポジウム「発

達した資本主義国における労働者協同組合の意義と発展の可能性」を開催。イタリアからローマ大学のファビオ・ファブリ教授、スペインからモンドラゴン幹部研修センターのホセ・アントニオ・ゴイチア副所長、フランスからサペックス協同組合（P.C.関連事業）のベルナール・リオネ理事が参加し、レガ・コープ、モンドラン協同組合及びフランスの労協運動についてそれぞれ報告している。また同月、連合会は立命館大学にて「いま「協同」を問う」一九九二全国集会を開催し、ファブリ教授が再び報告を行った。

同年一〇月、東京でICA総会が開催。ICAの総会がアジアで開催されるのは、これが初めてのことだった。総会に先立ち、労協連は日本協同組合連絡協議会（JJC）の了承を得て、ICAへ加盟する申請書を提出。この申請が承認され、連合会は日本協同組合全国組織としては一番目にICAへの加盟を果たした。総会に先立つて開催された新会員歓迎会でICAのラルス・マルコス会長が「ジギヨウダーン」と読み上げると、中田宗一郎専務ら代表団が満場の拍手の中を立ち上がり、世界中から集まつた協同組合関係者に挨拶。それは、全日自労から事業団運動を経て発展してきた日本の労働者協同組合運動が、国際的な認知を正式に得た画期的な瞬間だった。

またICA総会にあわせて、CICOPAも東京

で会議を開催。連合会から中西理事長が参加し、ホスト国の代表として歓迎の挨拶を述べた。会議では、CICOPA関係者の受け入れも全面的に担当。イブ・レジス会長は中西理事長や永戸副理事長らと共に労働省を表敬訪問し、CICOPA代表団は茨城県でセンター事業団が受託運営する物流センターを視察している。

こうして労協連の国際活動は、一九九二年のICAへの加盟により一つの画期を迎えた。これ以降、労協連はICA・国際協同組合同盟アジア太平洋（ICA-AAP）・CICOPAなどの国際会議にほぼ欠かさず参加していく（資料編の年表参照）。

また、一九九二年五月の第一回総会にて「事業団七つの原則」に代わり「労働者協同組合七つの原則」を採択。翌年五月の第一回総会では、中高年雇用・福祉事業団（労働者協同組合）全国連合会から現在の名称である日本労働者協同組合連合会へと改称している。一九九〇年代前半、日本の労協運動は事業と運動、そして国際活動においても新しい段階を迎えたのである。

同年五月、労協連は第一回総会を開催し、スペインからマドリード労働者協同組合連合会（UCMTA）のルベン・ビジャ理事長を招聘。ビジャ理事長はセンター事業団の病院清掃や子育て現場も訪問した。また、労協連とUCMTAは若手組合員の交換留学生制度を設立。一九九六年五月、この制度によりUCMTAから（ビジャ理事長の夫人でもある）アナ・ヒルサンズ氏が来日し、七月末まで約三ヶ月の研修を行っている。他方で、労協連からはセンタ

で会議を開催。連合会から中西理事長が参加し、ホスト国の代表として歓迎の挨拶を述べた。会議では、CICOPAの執行委員として新たに選出もされている。さらに連合会は、日本におけるCICOPA関係者の受け入れも全面的に担当。イブ・レジス会長は中西理事長や永戸副理事長らと共に労働省を表敬訪問し、CICOPA代表団は茨城県でセンター事業団が受託運営する物流センターを視察している。

第二期（一九九三年—一〇〇六年）

韓国・UCMTAとの交流の始まり

一九九三年四月、韓国の信協ハンウリ生協のイ・ゴヌ理事長から招待を受け、協同総研の菅野専務が韓国を訪問。当地では、労働組合運動の活動家や生協職員に日本の労協運動を紹介した。また、モンドラン協同組合を初めて韓国に紹介したキム・ソンオ氏と面会。キム氏の仲介で、廃食油から石鹼を製造する協成生産共同体、ミシン縫製の生産協同組合シル・クア・パヌル、労働者自主管理企業等を視察し、韓国で芽生えつつあった労協運動を実見した。この訪問が、現在まで続く労協連と韓国との交流の始まりとなる。

同年五月、労協連は第一回総会を開催し、スペインからマドリード労働者協同組合連合会（UCMTA）のルベン・ビジャ理事長を招聘。ビジャ理事長はセンター事業団の病院清掃や子育て現場も訪問した。また、労協連とUCMTAは若手組合員の交換留学生制度を設立。一九九六年五月、この制度によりUCMTAから（ビジャ理事長の夫人でもある）アナ・ヒルサンズ氏が来日し、七月末まで約三ヶ月の研修を行っている。他方で、労協連からはセンタ

一事業団の菊地謙常務理事が一九九七年五月末から二ヶ月にわたりマドリードに滞在した。

阪神・淡路大震災とICAマンチェスター大会

一九九五年一月一七日、阪神・淡路大震災が発生。この未曾有の大災害に際して、労協連はただちに救援対策本部を設置し、被災者でもあつた阪神地域の組合員を中心に復興支援活動を展開した。ICAをはじめとする海外の協同組合関係者からも励ましと連帯のメッセージが多く届いている。

また労協連は、被災した地域住民を主体とする震災復興を進めるために、神戸を拠点に建設労働者協同組合の設立を決定。三月に中田専務らをイタリアへ派遣し、建設関連事業を大規模に展開していたレガ・コープに協力を要請した。応対したジャンカルロ・パスキーニ会長は、地震国イタリアの経験に触れつつ、「皆さんの新しい試みに強く連帯したい。がんばってほしい」と表明。月末エミリオ・ロマニヤ州生産・労働協同組合連合会のフィネッリ会長とANCPL建設部門のマウリシオ・ジャッキ副責任者が来日した。両氏は、神戸で開催された建設労働者協同組合設立準備総会に参加。また労働省・神戸市・西宮市を訪問して協力を申し出ると共に、阪神・伊丹・宝塚等の事業団も訪れ、被災した組合員を励ました。当時設立された建設労協は諸々の理由から発展しなかつたが、六四〇〇人以上が犠牲と

なった大災害に際して、一九七九年から一五年以上にわたり交流を続けていたイタリアの労働者協同組合とも連携して住民主体の災害復興を進めた労協連の取組みは、注目に値するものだった。

他方で一九九五年九月、ICA創立一〇〇周年記念大会及びCICOPA総会がイギリスのマン彻スターで開催。同大会は、一九六六年のウイーン大会以来約三十年ぶりにICA原則を改訂し、現行の原則を採択した点でも画期的な大会だった。労協連からは内田前理事長ら二十人が参加。一行は大会への参加に加えて、協同組合誕生の地であるロッジデールを訪れ、またICOM（イギリスの労働者協同組合連合組織）が主催した労協スタディ・ツアーパーに参加している。CICOPA総会では、片山信一常任理事が阪神・淡路大震災の際の支援にお礼を述べ、復興支援のための建設労協の設立や、全国的に拡大しつつあつた高齢協運動の現状を報告。また、中西元理事長に代わり永戸理事長がCICOPA執行委員として選出された。

キム・ホンイル神父との出会い

一九九六年七月、韓国から「自活支援センタ」の代表団一九人が労協連を訪問。団長のキム・ホンイル神父は、貧困層の教育や就労を支援する「貧民運動」（セヅルメント活動）に従事してきた。一九九六年六月、キム神父ら貧民運動関係者と韓国政府

が協力し、低所得者層に対する安定的な雇用の提供を目的として、ソウル市など五カ所に自活支援センターを設立。同センターの就労支援プログラムを立案するに際し、労協連の取組みを知り、今回の来日となつた。一行は、東京都や川崎市などの自治体、愛知の事業団や神戸の建設労協を訪問。自治体との懇談では日雇労働者やホームレスを対象とする施策について質問し、現場視察では労働者協同組合について熱心に学んだ。

一九九七年五月、労協連は第一八回総会を石川県で開催し、キム神父が参加。キム神父は、院長を務める「分かち合いの家」と労協連の「共同宣言」を発表し、日韓の労働者協同組合の本格的な確立のために、全面的に交流を発展させることを表明した。これに伴い、同年九月には協同総研の坂林哲雄専務らがソウルの分かち合いの家・自活支援センター・貧民運動の事務所を訪問している。

一九九八年一〇月、ソウルでICA-IAP地域総会及びCICOPAのアジア協議会が開催され、労協連からは菅野副理事長ら三人が参加。当地では、キム神父の案内で労働者協同組合の視察が行われ、日本労協連一行に加えてUCMTAのビジャ理事長やCICOPAのブルーノ・ローラン氏（現事務局長）も参加した。韓国における労協運動を実見した菅野副理事長は、キム神父に連合会の設立とICA及びCICOPAへの加盟を勧めている。また、一

一九九九年七月には自活支援センターの視察団一七人が来日。群馬中高年事業団の清掃・介護現場を視察している。さらに同年九月、労協連は創立二〇周年記念式典を開催。キム神父が出席して祝辞を述べている。このように、労協連の韓国との交流は、キム・ホンイル神父を窓口として発展していく。

高齢協設立運動と国際活動

他方で労協連は、一九九〇年代半ばから高齢協設立運動を本格化させるとともに、全米退職者協会(AARP)をはじめとする世界各地の高齢者団体との交流を開始。一九九六年四月には協同総研と共同でAARPに初めて視察団を派遣した。一九九七年六月には高齢協の組合員を含む総勢二八人が訪米し、AARPを視察。こうした質量ともに充実した交流を踏まえて、労協連は同年一〇月に「AARPの挑戦—アメリカの巨大高齢者NPO」を編纂・刊行している。

また、同年一〇月に韓国のソウルで開催されたICA—AP地域総会では、菅野副理事長が日本の労協運動について報告。当地では、ICAのロベルト・ロドリゲス会長及びブルース・ソーダーソン専務と個別に懇談を行い、日本における労協法制定のためにICAからのサポートを要請している。

また一九九七年六月、協同総研が労協連と共同でイタリアへ社会的協同組合の調査団を派遣。一行はボローニャ市で高齢者介護や障がい者支援を行っているA型社会的協同組合カディアイ、社会的協同組合が運営する保育園や幼稚園、農業を通じた障害者の就労支援を行っている農協コーパスなどを視察し、レガ・コーポ本部で総括的なレクチャーも受けている。こうしたAARPとの交流やイタリアの社会的協同組合に関する調査には、二〇〇〇年の介護保険制度の発足を見据えた高齢協設立運動や介護ヘルパー講座の実施など、当時における労協運動の方向性が反映されていた。

ICAや—LOとの連携、アマルティア・センとの懇談

一九九八年五月、労協連は秋田市で第一回総会を開催し、ILLOからゴラン・フルティン事務局長補佐が参加。同氏は「新たな挑戦に応える証明済みの構想」と題した公式声明を発表し、貧困や失業の削減において労働者協同組合が果たし得る役割を強調している。

また、同年一〇月に韓国のソウルで開催されたICA—AP地域総会では、菅野副理事長が日本の労協運動について報告。当地では、ICAのロベルト・ロドリゲス会長及びブルース・ソーダーソン専務と個別に懇談を行い、日本における労協法制定のためにICAからのサポートを要請している。

一九九九年一〇月、永戸理事長をはじめ菅野副理事長、協同総研中川雄一郎理事長らはケンブリッジ大学のアマルティア・セン教授（厚生経済学や社会的選択理論の功績を認められ、一九九八年にアジア人として初のノーベル経済学賞を受賞）と同大学トリニティ・カレッジにて懇談した。この懇談の実現には、七月に別件で渡英した労協新聞の松澤常夫編集長が活躍。永戸理事長からの親書を胸にした松澤編集長は、「まったくといってよいくらい」英語ができるにも関わらず、滞在ホテルから地下鉄と列車でケンブリッジ大学へ。何とか大学まで辿り着いてセン教授の秘書に親書を手渡し、懇談が実現した。

セン教授は永戸理事長らを相手に、雇用の多様化やJCへの加盟が満場一致で承認された。この正式加盟により、JJJCを窓口としたICAやICAA—APとの国際連携活動や、国内における他のJJJC会員団体との協同組合間協同が一層進展していくこととなる。さらに同年九月、労協連創立二〇周年記念式典にあわせて「労働者協同組合国際フォーラム」が開催され、イギリスからICOMのチャーリー・カツテル氏、イタリアからアルチエステ・サントウアーリ氏、CECOP（CICOPAヨーロッパ支部）からフィリップ・ジョワヒム氏が参加し、ヨーロッパにおける社会的協同組合・社会的企業・社会的連帯経済などについて報告した。

一九九九年一〇月、永戸理事長をはじめ菅野副理事長、協同総研中川雄一郎理事長らはケンブリッジ大学のアマルティア・セン教授（厚生経済学や社会的選択理論の功績を認められ、一九九八年にアジア人として初のノーベル経済学賞を受賞）と同大学トリニティ・カレッジにて懇談した。この懇談の実現には、七月に別件で渡英した労協新聞の松澤常夫編集長が活躍。永戸理事長からの親書を胸にした松澤編集長は、「まったくといってよいくらい」英語ができるにも関わらず、滞在ホテルから地下鉄と列車でケンブリッジ大学へ。何とか大学まで辿り着いてセン教授の秘書に親書を手渡し、懇談が実現した。

拡大を通じた失業問題の克服、また雇用の創出を通じた福祉社会の創造において労働者協同組合が果たし得る大きな役割を強調している。

一〇〇一年三月、ICAのカール・フォーゲルストロム専務らが労協連を来訪し、永戸理事長らと懇談。同年五月の労協連第二二回総会には、ICAのロベルト・ロドリゲス会長が参加し、来賓挨拶を述べている。労協連の総会にICA会長が参加するのはこれが初めてであった。ロドリゲス会長は菅野理事長や永戸副理事長と懇談を行い、日本の労協運動と法制化への強い期待を表明している。

一〇〇一年六月、ILOの第八九回総会がスイスのジュネーブで開催され、労協連から菅野理事長が、日本政府の承認と日本労働組合総連合会（連合）の協力のもとにオブザーバーとして参加した。総会では、ILO加盟国の政府、使用者及び労働者団体に協同組合の発展を促す「勧告」の第一次案を討議。菅野理事長は協同組合促進委員会における「労働者グループ」のミーティングに参加し、労働者協同組合による雇用の創出について発言している。翌年四月のILO第九〇回総会にも菅野理事長は続けて参加。総会では、前年の勧告第一次案について討議が重ねられ、最終的に「協同組合の促進に関する勧告」として採択された。この通称「一九三号勧告」は、ICA原則に則って「協同組合」を定義したこと、協同組合の発展を世界的に促進する意義を明確にし

たこと、また協同組合の発展を促進するために各国政府の政策的役割を具体的に明示したことにおいて、画期的なものだった。労協連は、この歴史的な勧告が採択されるプロセスに日本政府や連合関係者、また世界各国のICA関係者と共に加わったのである。こうした経緯から、同年八月には菅野理事長が堀内光子ILO駐日代表と日本における労協運動の発展や労協法の制定に「一九三号勧告」が与える影響について対談している。

韓国との交流の深まり

一〇〇〇年一二月、韓国のソウルで「貧困と失業克服のための国際フォーラム」が開催され、労協連から永戸理事長や菅野副理事長ら四人が参加した。同フォーラムは、キム神父が政策委員長を務める全国失業克服団体連帶会議などにより主催され、労働部や保健福祉部（日本の旧労働省や厚生省に相当）も後援。日本労協連の他にもイタリアの社会的協同組合、イギリスの労働者協同組合、フランスの社会的企業、韓国の生産協同組合から関係者が参加し、それぞれ事例報告と討論を行った。同フォーラムにおけるファン・ドクソン博士の報告「社会的就労創出の意味と展望」は、その後の韓国における就労関連政策に大きな影響を与えたと言われている（「危機の時代の市民活動」東方出版、二〇一二年、一一二頁）。

この年（一〇〇〇年）、韓国では「国民基礎生活保障法」（日本の生活保護法及び生活困窮者自立支援法に相当）が施行され、就労可能な生活困窮者の就労支援事業として自活支援事業が国の政策に位置づけられた。

労協連は、一九九〇年代半ばからキム神父をはじめとする自活支援事業関係者と交流を続けてきたが、自活支援事業が制度的裏づけを得たことにより、日韓の交流はさらに活発化。キム神父ら自活支援事業関係者（一三人（一〇〇一年十二月）、「自活後見機関」（自活支援センターから改称）の京畿道支部から一九人（一〇〇三年一二月）及び二五人（一〇〇五年六月））が来訪し、それぞれ懇談や視察を行っている。また一〇〇六年一一月、労協連は「いま『協同』を拓く一〇〇六全国集会」を神戸にて開催。韓国からも協同組合によるまちづくりで知られる原州の関係者らが参加し、第一三分科会「日韓交流・協同の地域づくり・仕事おこし・福祉活動」で報告も行つた。

ICA・ILO・国連との連携の深まり、五度目のイタリア調査

一〇〇三年六月、労協連は第二四回総会を開催し、ICAのイヴァノ・バルベリーニ会長が参加。レガ・コーピー出身のバルベリーニ会長は来賓挨拶にて、ケアサービスを提供する労働者協同組合や社会



足立青井わくわくクラブの子どもたちに囲まれるバルベリーニ会長

的協同組合の世界的発展と、それを促進した法制度の意義を指摘し、協同組合が雇用の創出や貧困の克服において重要な役割を果たしていることを強調した。また二〇〇四年九月、労協連は創立二十五周年記念国際シンポジウム「尊厳ある労働の社会的実現へ—協同労働の法制化を求めて」を東京の国連大学にて開催。シンポジウムでは、堀内光子ILO駐日代表をコーディネーターとして、ILO協同組合部のユルゲン・シュベットマン部長が「ディーセント・

ワークと協同組合」について、コーポラティブUK（イギリス協同組合連合会）のヘレン・シーモア戦略コーディネーターが協同組合による「雇用創出と地域の発展」についてそれぞれ報告。労協法制定との関連において活発な議論が行われた。

二〇〇五年一〇月、労協連は通算五度目のイタリア視察団を派遣し、菅野理事長ら四人が参加。一行は、レガ・コープのローマ本部とエミリア・ロマニア州本部を訪問し、後者ではバルベリーニ会長と懇談した。さらに、A型・B型・混合型の社会的協同組合（二〇〇一年に農協から転換したコーパプス、ホームレス支援のピアツツア・グランデ、保育園等）を運営するアルコバレート・ラビリアント、カディアイなど）を視察。視察を終えた菅野理事長は、イタリアでは公共サービスの「民営化」において労協や社会的協同組合が重要な役割を果たし、協同組合が経済・社会の変革者として登場していることを実感したと述べている。ここには、日本でも二〇〇〇年の介護保険制度や二〇〇三年の指定管理者制度の発足を通じて公共サービスの「民営化」が進み、それを「市民化」へとリードすべく、労協が介護や子育て事業を本格的に展開しつつあった当時の状況が反映されている。

二〇〇六年三月、労協連は「「協同労働の協同組合」法制化を求める三・一六市民のつどい」を明治大学にて開催し、バルベリーニ会長が参加。約一週

間の滞日中、同会長はJA全中・日本生協連・連合等の本部も訪問し、各代表と懇談している。またセンター事業団の元気高齢者施設（墨田いきいきプラザ）と子育て現場（足立青井わくわくクラブ）を視察し、組合員や高齢者、子どもたちと積極的に交流。その飾らない人柄に多くの人が魅了された。同会長は、神戸で開催された協同集会のプレ集会にも参加し、「二一世紀の国際協同組合運動と市民がひらく新しい公共性」をテーマに京都大学の池上惇名監教授らと講演及び討議を行っている。

さらに同年五月、国連経済社会局がILO及びICAの協力のもと「協同組合と就労に関する専門家会議」を中国の上海で開催。会議には、バルベリーニ会長はじめとして世界各国から協同組合関係者や研究者など約四〇人が参加し、労協連からも岡安喜三郎副理事長が出席した。岡安副理事長は、日本における格差の拡大や高齢化問題等に触れながら、労協による雇用の創出や地域コミュニティの再生をめざす取組みについて報告。協同組合研究で知られるイアン・マクファーソン教授から「日本の労協の取組みの重要性が伝わってきた」と称賛されている。このように、一九九二年から二〇〇六年に至る第二期には、他にもさまざまな海外の協同組合関係者が労協連を来訪している。

例えば、ICA東京大会に提出された「ベーグ報

告」で知られる研究者スベン・ベーク氏（一九九三年七月）、「ペストフのトライアングル」で知られる研究者ヴィクトール・ペストフ氏（一九九六年九月）、ルーマニアの手工業・生産協同組合全国連合（U C E C O M）のドミトル・ドゥンガ理事長（一九九七年七月）、台湾の区域産業経済振興会の邱民理事長（一九九〇年労協連総会）、「未来の仕事」等の著書で知られるジェイムス・ロバートソン氏やケープ・ブレトン大学（カナダ）のグレッグ・マクラウド教授（一九九〇年協同集会）、C I C O P Aに加盟する上海希盟商務諮詢事務所の王凱安氏（二〇〇一年労協連総会）、キューバ共和国特命全権大使（一九九〇六年）らが労協連（及び関連団体）を来訪した。

四 第二期（一九九〇七年～現在）

菅野前理事長逝去と東日本大震災

一九九〇七年七月、J J C 主催の国際協同組合デー記念中央集会に参加するため、バルベリーニ会長が再び来日。同会長は、協同労働法制化市民会議の笠森清会長や労協連の永戸副理事長らと懇談し、あらためて日本における協同労働の協同組合法の成立へ向けた支援を約束している。また多忙な滞日スケジユールの合間を縫つて、同年二月に倒れた菅野前理

事長が入院する病院を訪問。永戸副理事長らが見守るなか、菅野前理事長を抱きしめながら「早くよくなつて」と励ました。

しかし、翌二〇〇八年一月一日、菅野前理事長は逝去（享年五八歳）。三〇年近くにわたって労協連の研究・国際活動を牽引してきた菅野前理事長の早すぎる死を、国内外の関係者が深く嘆き、バルベリーニ会長からも弔電が届いた（そのバルベリーニ会長も一〇〇九年五月に急逝する）。これ以降の数年間、労協連の国際活動は定期的なI C A 総会などへの参加、スウェーデンへの調査団の派遣（一九〇八年六月）、マレーシアからの研修団の受け入れ（二〇〇八年七月）などにとどまっている。

一〇一一年三月一一日、東日本大震災及び福島第一原子力発電所の事故が発生。岩手や宮城の地域労協・高齢協・センター事業団の事業所も被災した。この未曾有の災害に際して、I C A のポーリン・グリーン会長を始めとする世界各国の協同組合関係者から励ましと支援のメッセージが到着。労協連も震災と原発事故を契機に、あらためて今日の社会と労働者協同組合のあるべき姿を問い合わせ、「東北復興事業本部」を設立すると共にF（食）・E（エネルギー）・C（ケア）が自給循環する地域コミュニティ（「F E C 自給圏」）の構築へ向けて本格的に取り組んでいくこととなる。

同年一月にはI L O 協議会が明治大学でシンポ

ジウム「I L O 協同組合振興勧告一〇年—発展の軌跡と展望」を開催。労協連から永戸理事長が参加し、震災復興における協同組合の役割や協同労働の協同組合法制定の必要性について発言している。この一万五〇〇〇人以上が犠牲となり、今もなお約一五〇〇人が行方不明となつている東日本大震災からの復興は、「F E C 自給圏」の構築という取組みとともに、まだ端緒に就いたばかりである。

国際協同組合年

他方で国連は、一九九一年を「国際協同組合年」（International Year of Co-operatives：I Y C）に決定。この決定は、協同組合がもたらす社会への貢献があらためて国際的に認められたことを意味し、とくに貧困の撲滅や良質な雇用の創出、困難な状況に置かれている人々の社会的統合において協同組合が果たす役割に社会的な注目が集まつた。I Y Cを記念し、労協連を含む国内二一の協同組合全国組織が結集して国際協同組合年全国実行委員会を結成。二〇一二年の一年間にわたり全国各地で様々なイベントを行つた。その後、この実行委員会は国際協同組合年記念協同組合全国協議会（I Y C記念全国協議会）に改組され、J J Cとは別の連携組織として現在まで活動を続けている。

労協連は一〇一二年一月、埼玉で「いま、『協同』が創る一〇一二全国集会」を開催。立教大学の

北島健一教授の招聘でフランスから経済学者のジョン・ニルイ・ラヴィル氏、明治大学の中川雄一郎教授

の招聘でスコットランドからスターリング大学のジ

ョンストン・バーチャル教授が協同集会に参加し

た。とりわけ、ラヴィル氏は「連帯経済」などの著

書で知られる社会的経済・連帯経済研究の第一人者

であり、同氏は全体会で来賓挨拶をした後、第四分

科会「国際協同組合運動は、連帯経済の担い手にな

り得るか～東アジアから考える」で講演も行つた。

さらに同氏は、福島・宮城・埼玉などを訪れて労協

の食事業や子育て現場を視察し、「地域のニーズを

把握しながら運営していることは連帯経済の実践」と感想を述べている。

この二〇一二年には、他にもICA—APのチャ

ン・ホー・チョイ事務局長（一月）、中国工合国際

委員会（中国における労協連の一つ）上海支部の宋

振東副主席（九月）、ニューオーリンズで二〇〇五年の大洪水からの復興に取り組んでいるNPO法人

ACORNのウェイド・ラスキー代表（一〇月・東

北復興本部）らが労協連を來訪し、懇談や視察を行

つていて。労協連からは六月、ボストンで開催されたアメリカ労働者協同組合連合会（USFWC）の

集会に島村博副理事長らが参加。さらに一二月、労協連は東京にてICA加盟二〇周年とセンター事業

団の創立二十五周年を祝う記念式典を開催し、ICA会長をはじめとする海外の協同組合関係者から多く

の祝電が届いた。

韓国との交流のさうなる深まり

二〇一三年一月、韓國の大田市で韓国地域自活セ

ンター協会の総会が開催。「地域自活センター」は

自活後見機関から改称された自活支援事業の地域拠

点で、韓国全土に約二五〇カ所ある。韓国地域自活

センター協会は、この地域自活センターのセンター

長たちによって構成される任意団体である。同協会

の総会には労協連から岡安副理事長が参加し、連帯

の挨拶を述べた。さらに総会の翌日、韓国労働者協

同組合連合会設立推進団発足式も行われ、岡安副理

事長が引き続き参加。日本の労協の取組みについて

報告も行つた。韓国では二〇一二年、既存の農協法

や生協法に加えて協同組合基本法が成立。これによ

り労協運動が再び活発化し、連合会（再）設立の機

運が高まっていた。こうした背景もあり、日本労協

連への視察もさらに増加。京畿地域自活センター協

会から二〇人（二〇一三年四月）、韓国労働者協同

組合連合会準備委員会から一一人（七月）、京畿広

域自活センターから二〇人（一月）が來訪し、そ

れぞれ懇談や視察を行つていて。

二〇一四年四月、ソウルで韓国労働者協同組合連

合会創立総会が開催され、労協連から永戸理事長ら

一九人が参加。永戸理事長は、韓国地域自活センタ

ー協会とも協議し、包括的な協定について提案。ま

たパク・ウォンスン市長を表敬訪問している。六月には労協連第三五回総会が開催され、韓国労協連のソン・インチャン会長が参加した。さらに七月、ソ

ウルで国際協同組合デーに合わせた社会的経済フェ

ステイバルが開催。併せて開催された映画祭では、

オープニング作品として労協連製作の映画「ワーカーズ」が韓国で初めて上映された。これ以降、映画

「ワーカーズ」はソウルの映画館インディ・スペー

スで定期的に上映され、大田市などでも上映会が開

催されている。

その後、韓国との交流はさらに活発化。韓国保健

福祉資源研究院のチエ・ギヨンスク代表ら九人（七月）、韓国地域自活センター協会のオ・サンウン会

長ら八人（八月・福岡）、冠岳住民連帯のキム・ミ

ギヨン代表ら四人（一〇月）が來訪し、それぞれ懇

談や視察を行つた。労協連からも全国自活企業大会

（自活支援事業で就労訓練を受けた生活保護受給者が自ら立ち上げた「自活企業」の全国大会）に岡安副理事長が参加している（一一月）。

同年一一月、ソウルでグローバル社会的経済フォ

ーラム（GSEF）創立大会が開催され、労協連か

らは永戸理事長をはじめとする約五〇人が参加。労

協連の仲介で世田谷区の保坂展人区長や元国立市長

の上原公子氏らも参加した。GSEFの創立に際し

て、労協連は日本の民間団体としては唯一の運営委員として参加することが決定。また、韓国労協連と

韓国地域自活センター協会が参加した社会的経済に関する分科会で永戸理事長が、モンドラゴン大学やハッピー・ブリッジ協同組合が参加した労働者協同組合に関する分科会で岡安副理事長が、それぞれ労協連の取組みについて報告した。さらに永戸理事長は、保坂区長らと共にパク市長を表敬訪問。日韓の自治体、協同組合と社会的経済組織が交流を深めていく約束を交わしている。

このGSEF創立大会の数日後、今度は福岡で「い



「いま、『協同』が創る2014全国集会 in 九州・沖縄で包括的協同協定を締結

ま、『協同』が創る二〇一四全国集会 in 九州・沖縄」が開催され、韓国労協連及び韓国地域自活センター協会の関係者を中心に約七〇人が参加した。全体会では、パク市長からのビデオ・メッセージや姜尚中氏の基調講演に続き、労協連の永戸理事長と韓国地域自活センター協会の才会長が包括的協同協定の調印式を行った。

調印式では、韓国代表団全員が壇上に上がり、日韓の友好と連帯を誓い合う歴史的瞬間となつた。また、日韓の社会的経済をテーマとした分科会には、両国から八二人が参加。ソウル市社会的経済課のジョン・ジンウ課長、韓国労協連のソン会長、自活政策研究所のキム・ジョンウォン所長、韓国地域自活センター協会のキム・ヒョンスク事務総長がそれぞれ事例報告を行つた。さらに韓国からの代表団は二つのグループに分かれ、福岡市近郊の高齢協・地域労協・センター事業団の子育て現場を視察している。

その後も韓国との交流は、現在に至るまで発展し続けている。ソウル市社会的経済支援センターの主催する視察団一七人（二〇一四年一二月）、韓国聖公会大学大学院の「社会的経済リーダー養成講座」の受講生二三人（二〇一五年一月）、ソウル大学のアン・サンファン教授ら研究者一〇人（三月）、韓国地域自活センター協会の才会長ら七人（六月・労協連第三六回総会）、ソウル地域自活センターから清

掃関連事業の関係者一八人（八月）、韓国自活共済協同組合連合会からイ・ビヨンハウ会長ら二四人（一〇月）が来訪し、それぞれ懇談や視察を行つた。また二〇一五年一〇月、韓国中央自活センター（韓国全土の自活支援事業を統轄する保健福祉部傘下の財団法人）からシム・ソンジ院長ら一三人が来訪した際には、懇談や視察とともに労協連の仲介で厚労省を訪問し、古村伸宏専務らと共に社会援護局地域福祉課生活困窮者自立支援室の担当者と懇談している。同年一二月、京畿自活企業協会から視察団二八人が広島へ来訪した際も、視察とともに広島市の松井一實市長への表敬訪問を行つた。労協連からは、同年八月に韓国保健福祉資源研究院が主催した「協同労働とよいケア」をテーマとするシンポジウムに坂林副理事長と藤井克子理事（愛知高齢協専務）が参加。さらに一〇月、ソウルで開催された全国自活ハンマダン（自活支援事業関連で最大のフェスティバル）に労協連が招待され、永戸理事長がソウル市府前広場を埋め尽くした数千人の聴衆の前で連帯のスピーチを行つた。

ICA・ILO・国連との連携のさらなる深まり

二〇一五年八月、フィリピンのマニラでILO駐フィリピン事務所の主催する国際シンポジウム「パートナーシップの強化—ハイエン台風後の復興の最前線における暮らし」が開催され、労協連から田中

羊子専務（兼東北復興本部長）が招聘された。田中専務は、前年に日本で行われたILLO関連シンポジウムで東北復興本部の取組みを紹介し、それに感銘を受けた上岡恵子ILLO駐日代表が「ディーセント・ワーク」の創出を通じた災害復興をテーマとするフィリピンのシンポジウムに推薦。シンポジウムには、フィリピン政府や自治体関係者、国連及びILLO職員、日本からも在フィリピン日本大使館関係者らが参加した。田中専務は、東北復興本部による「よい仕事」の創出を通じた市民主体の震災復興について報告し、参加者からも熱心な質問が続いた。またシンポジウムに合わせて、マニラを中心に活動する当地の労働者協同組合数団体（障害者支援の多目的協同組合BBMCなど）と懇談も行っている。

同年一月、トルコのアンタルヤにてICA及びCICOPAの総会が開催され、永戸理事長らが参加した。ICA総会では、CICOPAが製作したビデオ「協同組合の未来に向けてとともに働く」と（Working together for a cooperative future）が放映。このビデオは、世界九カ国の若者によく、また若者のための労働者協同組合や社会的協同組合の事例を取り上げており、日本労協連からはセントラル燃料精製事業団の「あぐりくんTOKYO」（バイオ・ディーゼル燃料精製事業）が選ばれ、全世界の協同組合関係者に紹介された。また永戸理事長は、労協運動と法的枠組みをテーマとする第一四分科会にIL

OPAのブルーノ・ローラン事務局長、レガ・コープのマウロ・ルセッティ会長らと共に登壇し、日本労協連の取組みについて報告した。さらに永戸理事長は、CICOPA総会でも積極的に発言。CICOPAのローラン事務局長やICA-APのバル・アイヤー事務局長、韓国労協連のソン会長とは個別に懇談もし、CICOPAのアジア支部を設立する計画について協議を重ねている。

一〇一六年四月、ICA-APのアイヤー事務局長が労協連を来訪。永戸理事長らと労協法の制定やCICOPAアジア支部の設立等について懇談するとともに、センター事業団の介護・子育て現場を視察している。

また同年五月、ポーランド労働者協同組合監査連合会（NAUWC）のヤヌス・パスクウスキ会長をはじめとする約三〇人の代表团も来日。労協連は、IYC記念全国協議会の協力のもと日本とポーランドの労協運動をテーマとした学習会を開催し、多くの関係者が参加した。さらに九月、JJJC主催のイタリア視察が実施され、労協連から古村専務ら三人が参加。イタリアでは、労協連が長年にわたり交流を続けていたレガ・コーポ本部を訪問し、A型社会的協同組合カディアイなども視察した。また労協連は、A・B混合型協同組合や自立生活支援センターの理事長を務めるピエトロ・バルビエーリ氏と個別に懇談。一〇〇万人以上の労働者協同組合及び社会的協同組合の組合員と六〇〇万人以上のボラティアが参加する連合組織「ナショナル・サードセクター」の理事長も務めるバルビエーリ氏から、イタリアにおける非営利セクターの最先端の取組みについて学んでいる。

五 おわりに

冒頭で触れたように、一〇一六年一月、労協連はニューヨークの国連本部で開催された有識者会議

に招聘され、日本の労働者協同組合の取組みを報告した。労協連の報告資料や「原則」は現在（二〇一七年四月）も国連の関連ホームページに掲載されて

第六節 「協同労働の協同組合」原則の確立と原則改定の歴史

一〇一五年六月、定期全国総会で新しい原則を確立

一〇一五年原則確立の目的と意義

（一）原則とは何か

日本労働者協同組合（ワーカーズコープ）連合会（以下、労協連）は、二〇一五年六月二六～二七日に開催された第三六回定期全国総会で、新原則（以下、二〇一五年原則と称す）を確立した。一九七九年、日本労協連の母体組織である中高年雇用・福祉事業団全国協議会の発足にあたって提起された「事業団七つの原則」以来四度目の改定にあたる。

本節では、（一）二〇一五年原則確立の目的とその意義、（二）中高年雇用・福祉事業団、労働者協同組合、「協同労働の協同組合」と組織の歴史的変遷を踏まえて原則改定の歴史について述べる。

おり、労協連の取組みが国際的に発信し続けられている。労協連の国際活動の挑戦は、今も続いている。

が重要なのである。そういう視点からすれば、原則とは定期的、儀式的に見直されるような使い古されたリストではないのだ。それらは力を与える枠組みであり、活気を与える原動力であり、それを通じて協同組合は未来をつかむことができる。協同組合の確信を成す原則は、それぞれがお互いに独立している訳ではない。それは微妙に関連し合っており、もしそ中の一つが無視されれば、すべてが減退してしまう。協同組合はいずれか一つの原則のみによって判断されるべきではなく、原則全体をいかにうまく遵守していくかによつて評価されるべきである」、「原則は協同組合人が自分たちの協同組合組織を発展させるために努力するうえでの指針である。それは哲学的思考と同様数世代の経験によって形作られた、本質的に実践的な原則である」と、国際協同組合同盟（ICA）が一九九五年に確立した協同組合原則の意義について明記している（「二一世紀の協同組合原則—ICAアイデンティティ声明と宣言」（日本経済評論社、二〇〇〇年））。

組合においては、「原則は戒律以上のものである。それは行動判断と意志決定のための指針（ガイドライン）である。協同組合が原則を文面どおりに履行しているかどうかを尋ねるだけでは十分でない。協同組合が原則の精神に沿っているか、各原則が生み出すビジョンが個別的にも集合的にも協同組合の日々の活動に深くしみこんでいるかどうかを知ること

（二）一〇一五年原則確立に求められる役割

私たち労協連にとって、これまで原則はいかなる役割を果たしてきたのか。

原則は、常に労働者協同組合・ワーカーズコープの運動事業を大きく発展させる指針であり、二〇一

五年原則の確立（二〇〇一年原則の改定）に求められる役割は、以下の通りであった。

第一に、資本のグローバル化による格差・貧困の拡大、経済成長なき人口減少社会、超少子・高齢社会の到来など、歴史的転換期の時代と社会にあって、協同労働の協同組合が果たす役割と社会的使命を宣言すると共に、今後のさらなる発展の必要からその方向性を原則の中に取り込むこと。

第二に、協同労働の協同組合が法制化される時代に、生活と地域の必要に応える協同労働の協同組合における労働とその有り様（労働の概念）を、社会連帯経営と社会連帯運動を内包する協同労働の觀点からわかりやすく社会に提起すること。

第三に、労協連の運動・事業・経営・組織の全ての焦点に、協同労働を定着させる必要があり、その内実を鮮明に描くこと（「協同労働定着プログラム」との連動を図ること）。

以上、新原則の検討にあたって確認された。

（三）新しい原則（二〇一五年原則）を確立する目的

今日、世界は金融資本主義の危機の深化と経済の

グローバル化による富の一極集中と分断、地域経済・社会の崩壊、そして貧困や格差の拡大、労働の破壊など、奪い尽くす経済、奪い尽くす社会が世界を覆っている。国際社会の危機の深まりは、アメリ

カの覇権的地位の相対的低下と連動して我が国の国家主義に基づく「戦争をする国づくり」への危険な兆候－特定秘密保護法の制定や集団的自衛権の行使容認、沖縄新基地建設や防衛費の増大－として表出し、働く人々や市民の生活や労働の危機を一層深化させていくと同時に、福祉の抑圧、基本的人権、民主主義の破壊、とりわけ人びとから自治の権利を奪い去ろうとしている。いまや「戦争前夜」という時代認識を持つ人も増えている。

しかも、これから日本社会は成長なき人口減少社会、超少子・超高齢化社会という戦後どこの国も経験したことのない未曾有の歴史的事態に突入する。この流れの基調は、二〇一六年頃まで続くと言われている（国立社会保障・人口問題研究所）。

それら内外の環境が大きく変化する歴史的転換期の中で、生活と地域の必要に応える事業・運動を推進する協同労働の協同組合（ワーカーズコープ）は、

現在においても着実に発展を続けてきたが、この後もさらに、果たすべき社会的・歴史的役割や任務への期待は一層大きなものになるものと確信している。

その発展の方向は、協同労働への全市民的認識と共感の広がりと実践への参加を基礎に、①地域でF

（食）・E（エネルギー）・C（ケア）が自給循環する地域経済の創造と就労創出・仕事おこし、とりわけ②地域の社会資源を生かした第一次産業と再生

可能エネルギーの創生を展望した新たな事業・地域循環型産業への挑戦、③市民が連帯して労働力を持ち寄り協同組合設立に参加する新しい経営路線としての社会連帯経営の確立と社会連帯運動の本格化、④社会的困難にある人々と、共に働く・共に生きる地域づくりをめざして、総合福祉拠点を創造していくこと、である。

私たち労協連には、これから約五〇年を見通した中長期的な協同労働運動の発展とさらなる飛躍を展望した、新しい原則の確立が求められていた。

（一）二〇一五年原則の目的とその内容

（一）二〇一五年原則の構成

二〇一五年原則は、協同労働運動が今日果たす社会的役割とその使命を文書化した「宣言」と、新しい経営理念である社会連帯経営、持続可能な地域社会の創造をめざした地域循環型産業の創出などを盛り込んだ「原則」の二部構成である。

■「協同労働の協同組合」新原則

宣言

私たちは、発見した。

雇われるのではなく、主体者として、

協同・連帯して働く

「協同労働」という世界。

一人ひとりが主人公となる事業体をつくり、生活と地域の必要・困難を、働くことにつなげ、みんなで出資し、民主的に経営し、責任を分かち合う。そんな新しい働き方だ。

私たちは、知った。

話し合いを深めれば深めるほど、切実に求められる仕事をおこせばおこすほど、労働が自由で創造的な活動になればなるほど、人間は人間らしく成長・発達できる、ということを。

私たちは、直面している。

人間、労働、地域、自然の限りなき破壊に。だからこそ、つくり出したいたい。貧困と差別、社会的排除を生まない社会を。だれもがここによく働くことができる完全就労社会を。

あなたかな心を通り合わせられる、

平和で豊かな、夢と希望の持てる新しい福祉社会を。

私たちは、宣言する。

「失業・貧乏・戦争をなくす」という先人たちの誓いと、

「相互扶助」「自治と連帯」「公平と公正」という国際的な協同組合運動の精神を引き継ぎ、協同労働を基礎にした社会連帯の運動を大きく広げ、市民自身が地域の主体者・当事者となる、

自立と協同の新しい時代を

いま、ここに、共に、切り拓くことを。

(四) 人と地域を思いやる「自立・協同・愛」の文化を職場と地域に広げます。

原則

協同労働の協同組合は、共に生き、共に働く社会をめざして、市民が協同・連帯して、人と地域に必要な仕事をおこし、よい仕事をし、地域社会の主体者になる働き方をめざします。尊厳あるいは、人間らしい仕事をとくらしを最高の価値とします。

三 職場と地域の自治力を高め、社会連帯経営を発展させます

(一) 全組合員経営を進めます。

(1) 働く人は、基本的に全員が出資し、組合員となり、出資口数にかかわりなく「一人一票」で経営に参加します。

(2) 組合員は、「話し合い」と「情報の共有」を大切にし、事業計画を定め、事業経営を発展させます。

(3) 組合員は、役員やリーダーを基本的に組合員の中から選び、お互いに協力し合います。

(二) 仕事と仲間を増やし、働く人の生活の豊かさと幸せの実現をめざします。

二 自立・協同・連帯の文化を職場と地域に広げます

(一) 一人ひとりの主体性を大切に育てる職場と地域をつくります。

(二) 建設的な精神で話し合い、学び合い、連帯感を高めながら、みんなが持てる力を發揮します。

(三) お互いを尊重し、一人ひとりの生活と人生を受け止め考える関係をつくります。

(四) 人と地域を思いやる「自立・協同・愛」の文化を職場と地域に広げます。

(二) 社会連帯経営を発展させます。

①組合員と利用者・地域の人びとが、地域づくりの主体者としての連帯性を強め、仕事をおこします。

②地域全体を視野に入れ、全ての世代を結んで地域づくりのネットワークを広げます。

③当事者・市民主体の豊かな公共をめざし、自治体・行政との協同の関係を築きます。

四 持続可能な経営を発展させます

(一) 事業の継続性を高め、新たな仕事をおこすために、赤字を出さず、利益を生み出します。

(二) 経営の指標と目標をみんなで定め、守ります。

(三) 事業者の一定の割合を、事業と運動の発展のための積立金として積み立てます。

(四) 期末の剰余を次の順序で配分します。

①「仕事おこし」「学習研修」「福祉共済」の基金

②労働に応じた分配

③出資に対する分配(制限された割合以下で)

(四) 労働と福祉を中心とする制度・政策をよりよいものにしていきます。

(五) 積立金と基金は、組合員には分配しない協同の財産(不分割積立金)とし、世代を超えて協同労働と仕事おこしを発展させるために使います。

六 全国連帯を強め、「協同と連帯」のネットワークを広げます

(一) 協同労働の協同組合の全国連帯を強め、運動・事業の経験を交流し、学び合います。

(二) 各種協同組合との間に「まちづくり・仕事おこし」の提携・協同を強めます。

(三) 市民組織や事業体、労働団体、大学・研究所、専門家等と連携を強め、いのち・平和と暮らし、人間らしい労働、基本的人権、民主主義を守り、発展させます。

(四) 労働と福祉を中心とする制度・政策をよりよいものにしていきます。

七 世界の人びとの連帯を強め、「共生と協同」の社会をめざします

(一) ICA(国際協同組合同盟)への結集をはじめとして、国際的な協同組合運動に参加し、発展させます。

します

(一) 地域の資源を生かし、いのちの基礎となる食・エネルギー・ケアが自給・循環する社会を地域住民と共に創造します。

(二) だれもが安心して集え、役割の持てる居場所を地域につくり出し、総合福祉拠点へと発展させます。

(II) 「宣言」の概要

二〇一五年原則の冒頭の「宣言」は、①「協同労働の発見」、②「人間的成长・発達を促す労働との価値」、③「創出する新しい社会像としての完全就労社会と新しい福祉社会」、④「歴史と伝統を引き継ぎ、協同労働の協同組合の社会的使命を果たす」ことを、文節毎に簡易な表現にまとめた。文節冒頭の「私たちは…」は、組合員であると同時に市民を意味しており、協同労働の協同組合の市民的存在を表現している。

特に、宣言の最後の文節において、日本労協連が今まで引き継いでいる精神、つまり母体組織であった全日本自由労働組合が掲げてきた「失業と貧乏をなくし戦争に反対する」という歴史的実践の経緯と、それに基づく労働運動、そして国際的な協同組合運動の「相互扶助」「自治と連帯」「公平と公正」という社会的価値と使命(ICA原則)を盛り込んだ。

また、原則の冒頭は、協同労働の協同組合の「価

五 人と自然が共生する豊かな地域経済をつくり出

(二) 協同労働の協同組合とその運動を、東アジアを焦点に世界的に発展させます。

(三) 戦争や環境破壊をはじめとする人類の危機を直視し、「資本のグローバル化」による大量失業と人間の排除に対しても、「民衆のグローバルな友好・連帯」を強めます。

値」を表現したものである。

(III) 一〇一五原則の各条項の解説

①第一原則 「仕事おこし」「よい仕事」の原則

第一原則の「よい仕事」、「仕事おこし」は、三〇有余年にわたる日本労協連の歴史の中で不変の原則である。働く者の連帯性を高め、生活と地域を焦点とする労働に価値を与え、労働を全面的に生かすことによってこそ「よい仕事」ができ、社会的評価も得られる。

人間は社会的存在であると言われるが、その実感は「仕事」を通じた社会と人間の関係性の中で得られ、人間の「生きがい」と「協同労働」、「よい仕事」の関係は、実践的に深めていく根源的テーマである。また、「よい仕事」とは、働く者の成長・発達を促す最大のものであり、仕事の成果として、他人に対してもよいものを生み出すと同時に、自分自身にとっても人間的な能力、精神的なことも含めた成長・発達を促すことができる。

一九八六年原則 「労働者の生活と権利を保障」、

一九九二年原則「仕事を拡大して、生活を向上させます」を踏まえて、人たるに値する生活を広げるために「働く人の生活の豊かさと幸せの実現」を新たに追加している。

自立と協同は協同組合にとって最高の価値原則であり、一人ひとりの主体性・多様性を基礎に、それぞれの違いを認め合つて連帯することである。「他者への配慮」「思いやり」を基礎に、「話し合い」と「学び合い」を大切にしながら、排除しない共生型の職場と地域づくりを進める連帯の文化の創造と当事者性の發揮が求められる。

一〇一五年度に施行された生活困窮者自立支援制度を社会の焦点にすべく、当事者主体に基盤を置いて、孤立・排除のない職場と地域づくりが実践的なテーマになつている現在、「自立・協同・愛」の文化を職場と地域に創り出していくことは私たち労協連にとって必須の課題である。

一九九二年原則で採用された原則（第三原則）を引き継ぎ、「愛」という表現を採用した。愛とは、「そのものの価値を認め、強く引きつけられる気持ち」「その価値を認め、大事に思う心」である（岩波国語辞典）。

③第三原則 社会連帯経営の原則

第三原則は、職場と地域の自治力を高め、全組合員経営を基礎に社会連帯経営の発展をめざす条項である。

健全経営、仕事の拡大など、一つひとつの取組みを着実に発展させながら、自治能力を高め、事業所が全面的に発展していく経営路線であり、私たちにとって引き続き追求すべき経営路線である。

社会連帯経営は「生活と地域に必要とされる仕事を市民の連帯・協同の力でおこす」という経営路線であり、二〇〇二年原則で掲げられた三つの協同、「働く人どうしの協同、利用する人との協同、地域との協同」という個別的な協同の関係づくりを超えて、「働く組合員と利用者・地域の人たち」が、「事業・運動を通じてつながり、地域づくりの主体者・当事者として連帯性を強める」ことに価値を置く経営路線として、新たに提起したものである。

社会連帯経営は、社会連帯活動や障害のある児童の居場所づくりの実践とその広がりを踏まえて確立してきた経営路線であり、今後、協同労働の運動において実践的に確立していく課題である。

④第四原則 持続可能な経営の原則

第四原則は、二〇〇二年原則を引き継ぎ、労働者協同組合の持続的な発展に向けた経営基盤を強化するために、健全経営と積立金の確立、剩余金処分のあり方について提起している。特に、「赤字を出さず、利益を生み出す」経営は、経営の持続的な発展を保障するだけでなく、「自分たちさえよければ」を超えて全国的な事業・運動を支える社会連帯の経

當であり、「利益」を生み出し「積立金」を積み立て、「剩余」を残す経営を進めていくことである。

積立金、剩余金処分による基金は、世代を超えた社会連帯の財産であり、積立金はセンター事業団においては「自立積立金」として一九八七年の設立当初より制度化され、二〇〇二年には不分割制度導入している（自立積立金の六〇%）。また、その自立積立金は事業高の五%を目標に設定している。

「労働者協同組合は、長期にわたる自己金融のための強力な制度を確立しなければならない」「利益のなかから資本の蓄積を図ることよりも、事業運営のなかに自動的な資本形成の方法を組み込んでいる協同組合は、将来非常に有利になる」というレイドローレポート（「西暦二〇〇〇年における協同組合」ICAモスクワ大会、一九八〇年）の指摘と、「組合員は、協同組合の資本に公平に拠出し、それを民主的に管理する。・準備金を積み立て、協同組合の発展に資するためーその準備金の少なくとも一部は分割不可能なものとするー」というICA第三原則「組合員の経済的参加」を踏まえている。

⑤第五原則 地域経済の原則

第五原則は、人と自然が共生する豊かな地域経済の創造をめざして、①地域の資源を生かし、F(食)・E(エネルギー)・C(ケア)が自給・循環する社会(FEC自給圏)を地域住民と共に創る、②安心

して集え、役割を發揮できる居場所としての総合福祉拠点の発展をめざす、と提起している。特に、「地域経済」の原則は、一九八六年原則の「『町づくり』に貢献する事業」、一九九二年原則の「まちづくりに貢献」、二〇〇二年原則の「『まちづくり』の事業と活動」を踏まえて、確立したものである。

二〇一一年三月一日の東日本大震災と原発破綻が浮き彫りにした我が国の政治・経済・社会の危機的・破綻的事態、そして今後の日本社会ー「成長なき人・減社会」「超少子高齢社会」を迎える中で、持続可能な社会創造が求められている。

地域を疲弊させ、格差と貧困を拡大しながら奪いつくす経済・社会を開拓するグローバル経済に対抗するものとして、労協連はFECが自給循環する地域社会（コミュニティ）の創造を二〇一一年六月の定期全国総会で提起。農業や自伐型林業などをはじめとする第一次産業の事業化への挑戦を開始した。何よりも大切なことは、「人間は自然の一部である」との認識に立ち、自然と人との関係性を大切にし、平等で豊かさのある暮らしと生業が成り立つ地域経済をつくり上げることである。

また、社会的困難が広がる時代にあって、地域で最も困難を抱え、苦労している人々と共に働き、仕事をおこし、支え合える地域をつくること、介護保険制度から投げ出される軽度の高齢者を地域で受け止め、活躍の場をつくること、貧困の連鎖を断ち切

り、どの子どもも主人公となるよう、豊かな体験や学びを通じて子どもが元気に育つ地域をつくるための居場所づくりが求められている。

⑥第六原則 全国連帯の原則

第六原則は、一九七九年原則以降、全ての原則に貫かれた全国連帯の思想であり、協同のネットワークを形成するという実践的課題である。全国組織の強みを生かして、全国の仲間の実践に学び、発信、交流し、学び合う中で生まれる連帯力を創り出し、「小さな全体性」を帶びた各地の事業所や地域労協、加盟組織の豊かな実践が全国的連帯のもとで、大きく発展していくという意味である。

「いま、『協同』が創る全国集会」や地域版の「協同ネット」（新潟、千葉、埼玉、広島、福岡など）などを通して、志を同じくするさまざまな団体と結んで社会連帯の運動が全国的に展開する中で、制度を改革し、政策をつくり、新たな制度の創設（協同労働の協同組合の法制化、コミュニティ事業・就労創出支援条例（仮称）、公的訓練・就労事業制度（仮称）など）をめざすことが求められている。

また、一九九二年原則「協同組合運動との連帯」、二〇〇二年原則「協同組合間の協同」に引き続き「協同組合間協同」を提起しており（ICA第六原則「協同組合間の協同」）・協同組合は、地域的、全国的、（国を超えた）広域的、国際的な組織を通じて協同

することにより、組合員にもつとも効果的にサービスを提供し、協同組合運動を強化する）、協同組合

同士の事業提携にとどまらず、協同組合運動の全国連帶を進める取組みが求められている。

⑦第七原則 国際連帶の原則

第七原則は、一九九二年のICAへの加盟にあたって採り入れられた原則（一九九二原則）であり、以降、日本労協連が国際連帶活動を大きく展開していく契機となつた。

混沌とする国際社会の中で、資本のグローバル化による排除と格差、貧困の拡大に対抗する社会的連帶経済の一翼である国際協同組合運動との連帶を強め、日本から協同労働運動を発信していくことが求められている。

また、「協同労働と協同組合運動を、東アジアを焦点に」と掲げたのは、十数年にわたつて交流を深めてきた韓国の地域自活センター協会や自活企業、二〇一四年四月に設立された韓国労協連など、今後さらに本格的な交流が想定される東アジアの地域において、協同労働の推進とその発展の戦略を中心にして置くという意味である。

特に、国境を巡つて緊張が高まる東アジア地域において、市民レベルにおける平和と友好連帯を進め取組みは、CICOPAアジアを展望する上でも、協同労働運動にとつても重要な課題の一つである。

（四）一一〇一五原則の内的連関性

第一原則から第四原則までは、協同労働の協同組合の組織と組合員の有り様（内的原理としての労働主権、経営・組織、連帶性の原則）を表現し、第五原則から第七原則は協同労働の協同組合やその組合員が地域や社会に対して何をなすべきか、その社会的役割（としての社会変革の原則）を原理的に表現したものである。

四 原則改定の歴史

一九七九年中高年雇用・福祉事業団全国協議会設立時から掲げてきた七つの原則は、以来四回改定されてきたが、それは私たちの実践の発展と情勢の変化に連動するものであった。

（一）事業団七つの原則（一九七九年九月～）：中高年雇用・福祉事業団
全國協議会結成

全国協議会の発足にあたつて、これまでの事業団の問題や課題を評価する中で、「よい仕事をする」「民主的運営の保障」「赤字を出さない」「私物化を許さない」「全国的観点」が最も強調された。特に、第一原則の「よい仕事」は、「市民から愛される失対にならなければ、失対事業を残せないと（中西理事長が）実感していたから、『国民の要求と信赖に応える良い仕事』と、原則を立て、これは『国民のために制度なり事業なりを変革することだ』と

展と結合、全国観点に立つ、ことを提起した。

一九七九年原則は「事業団運動は全日自労が始まつたわけだが、失対事業が廃止された後の対策として、一九七九年に事業団全国協議会をつくった。事業団運動には私物化される危険がつきまとつて、中央執行委員の浦沢栄氏）と、委員長をやつて、事務局長だった浦沢中執（注・全日自労の中央執行委員の浦沢栄氏）と、委員長をやつて、私とで議論して『七つの原則』案をつくり総会で決定」された（中西五洲理事長・当時、じぎょうだん新聞（以下、新聞）一九九一年八月一日）。「この原則は、各事業団が成功するために、ということを越えて、労働運動の新たな路線、民主的改革路線に立つて社会を変革する、その運動の一翼としての事業団運動をどう発展させるのかという観点に立つた、一つの体系をなすものだつた」（永戸祐三理事長、日本労協新聞（以下、労協新聞）二〇一六年一〇月二十五日）。

一九七九年、中高年雇用・福祉事業団全国協議会の発足にあたつて提起された原則である。よい仕事、自主・民主・公開の原則を確立し経営能力を高める、労働者の生活と権利を保障、労働組合の活動を保障、教育・学習活動の重視、地域の住民運動の發

語っていた。…ところで、日本生協連を退任後、日本労協連副理事長を務めていた小林基愛さんは『日本では、最初に原理・原則をつくって出発した協同組合はない』と言つて、事業団全国協議会が原則を定めて出発したことを高く評価していた」という（永戸祐三理事長、労協新聞二〇一六年一〇月二十五日）。

◎運動・事業の特長

高度経済成長の終焉と失業対策事業の収束を迎える中で、失業者・中高年者の仕事づくりー中高年雇用福祉事業団運動の出発と成長、全日本自由労働組合の民主的改革路線と連動して、一九七九年九月に全国三六の事業団が結集し全国協議会が結成される。この時期の主要な事業は、失業対策事業の後処理的な仕事であった（公園の清掃、建設・土木、廃棄物処理など、二五〇〇人の団員、一五億円の事業高）

(一) 新七つの原則(改訂版) 一九八六年五月()・中高年雇用・福祉事業団全国協議会第七回総会で補強・改訂

労協連第七回総会で確立した原則であり、よい仕事をまちづくり、民主的運営と経営能力の向上、協同組合原則を守り労働者の生活と権利を保障、教育・学習活動の強化、労働組合との協力・共同、協

同組合運動との提携、全国連合会の強化、が提起された。

原則改訂・補強の「ポイントは、①労働者協同組合への発展方向をはつきりと打ち出し、②協議会から連合会への移行を決めたこと。連合会への移行については、建設一般全日自労の闘いの中から生まれた事業団が、いよいよ事業・運動体として自立する時を迎えていたこと。現実にも、ブロック単位や事業団同士の協力が進み、今後さらに、全国共通事業の推進など、強い全国的な協力・連合が求められるようになつたことから提起された」（新聞一九八六年六月一日）。

◎運動・事業の特長

一九八五年プラザ合意による構造改革、円高・内需拡大が政策的に実施され、バブル経済が誕生していく時代を迎える中、事業団全国協議会では「雇われ者意識の克服」「労働者は企業の主人公になり得るか」が強調され、原則の中に協同組合原則を採用し、事業団運動から労働者協同組合運動・協議会から連合会への発展がうたわれた。

モデルとなる労働者協同組合とその運動を推進していくために、一九八七年に労協連の直轄事業団としてセンター事業団を発足。協同組合間提携による仕事（ビルメンテナンス、医療福祉生活協同組合との提携による病院清掃や生活協同組合との提携による物流業務など）を全国的に拡大していく。

(II) 労働者協同組合七つの原則(一九九一年五月())・全団員投票を経て第一三回総会で決定

一九九一年の第一二回定期全国総会で承認され、全国で一年間の討議を経て、第一三回総会で確立された原則である。

原則では、徹底民主主義と労働者が主人公、よい仕事とまちづくり、経営強化・出資・事業計画・仕事の拡大、自立と協同と愛の人間への成長、全国観点と変革の立場、労働組合運動・社会運動との連帯、国際連帯が提起された。全国での組合員討議を経て、一九九二年三月一五()二日にかけて全団員投票が実施され、四一一人が投票に参加。

一九九二年原則は労働者協同組合への自己革新をめざし、「『企業とはいつたい誰のものか』を問い合わせ本意から、働く者と社会のためのものに企業を変革していく運動」を提起している（「労働者協同組合七つの原則の解説」、一九九二年）。

第一原則では「労働者が企業の主人公」となるために必要な運営・経営の路線として「徹底民主主義」が提起、強調され、それは一九八六年原則の「民主的運営」に代わるものであつた。「民主主義を徹底

一九八七年に「いま『協同』を問う」プレ集会を静岡県の伊東で開催し、協同総合研究所の設立（一九九一年）の大きな契機となつた。

する」とは「一定の納得をつくりながら進めていくこと」という運動」（中西理事長・当時、新聞一九九一年八月一日）であり、また「『徹底民主主義』という言葉は、本当にみんなが主人公になるためにはどうしたらよいかという真剣な摸索、事業団運動の実践の中から生まれたことば」であった（新聞一九九一年九月一日）とされた。

また、「『徹底民主主義』というのは、中西さんの実践の中から出てきた迫力ある言葉であり、一九八八年のICA大会報告（マルコス報告）でも『民主主義に徹底する、執着する』という表現がされていて。それを踏まえてICAの第二原則（民主的運営の原則）を労働者協同組合的に表現してみた」と、原則確立の討議に参加されていた富沢賢治教授（一橋大学）は語る（新聞一九九一年八月一日）。この原則は二〇〇二年原則において、「全組合員経営」という新たな経営路線へと引き継がれていく。

一九九二年原則は、一九九二年のICA東京大会でのICA加盟を契機として第七原則に国際連帯の条項が新たに設けられると共に、またこれまで第一原則に掲げてきた「よい仕事」の原則が第二原則となつた唯一の原則となつた。

◎運動・事業の特長

東西冷戦の終結、新自由主義的政策によるグローバル経済の拡大、地域経済の崩壊が進行する時代を迎える中、日本労協連は自らの運動・組織を労働者

協同組合運動（労働者協同組合）として自己規定し、出資をして労働者協同組合の組合員となる取組みを開始。新たな経営路線として「全組合員経営」「共同の経営」が提起され、その実践に取り組んでいく。組合員の高齢化、高齢社会の到来にあって、映画「病院で死ぬということ」の制作・上映運動の全国的展開、一九九五年の定期全国総会で「新しい福祉社会の創造」労働の人間化・地域の人間的再生」をスローガンに掲げ、新たな運動・事業への挑戦を開始する。

一九九九年のセンター事業団の経営危機を機に、生活と地域を焦点とする運動・事業への転換をめざし、二〇〇〇年の公的介護保険制度の施行に呼応して全国でヘルパー養成講座を連続的に開催、四万人を養成。修了生や市民が主体となって共に地域で支え合うコミュニティケアの拠点として「地域福祉事業所」の運動的立ち上げを進める。また、「高齢期を人生の完成期」と捉え、高齢者の新たな活躍の舞台づくりをめざして、高齢期の生活や生きがい、福祉、就労を地域で支え合う「高齢者協同組合」設立の全国的展開を進める。

二〇〇〇年より全国協同集会を「協同を問う」から「協同を拓く」集会へと発展させ、特定非営利活動促進法（NPO法）施行を契機に、地域で活動するさまざまな団体、非営利組織とのネットワークを広げてきた。

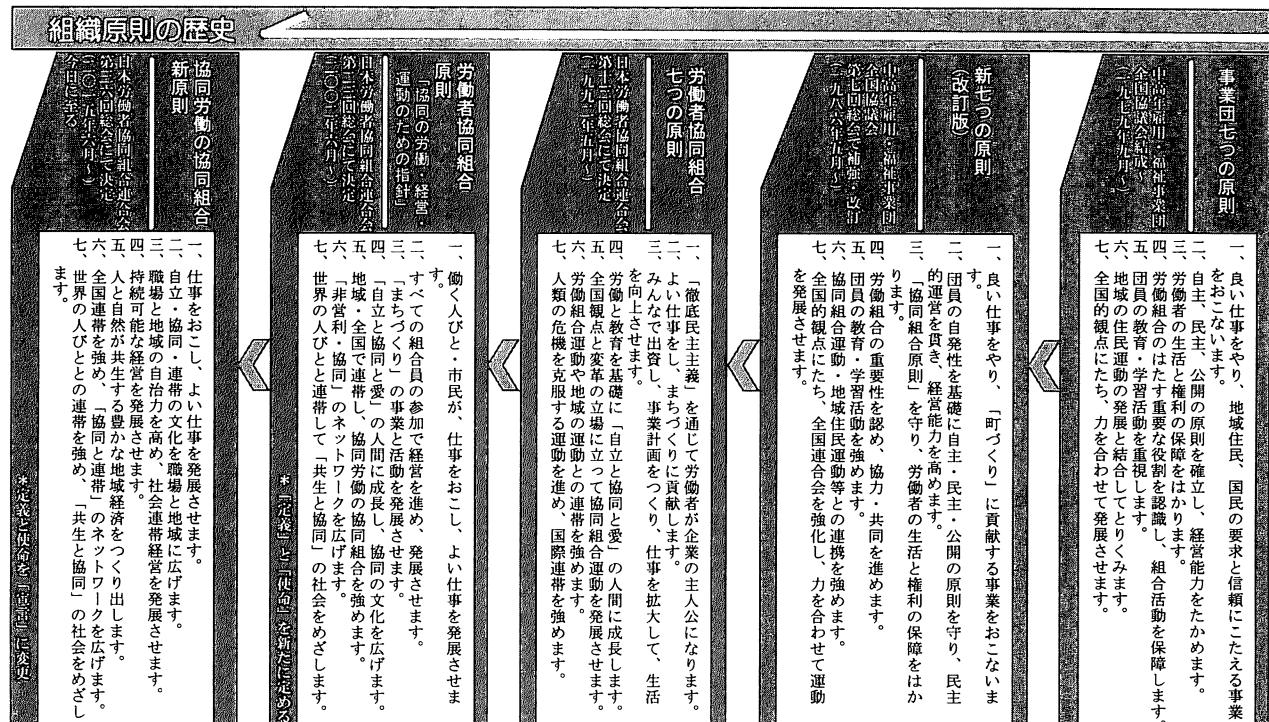
（四）「協同労働の協同組合」がめざすもの 労働者協同組合新原則・協同の労働・経営・運動のための指針（二〇〇一年六月～）・全組合員投票を経て承認され、連合会第一三回総会で決定

二〇〇二年の第二三回総会で確立した原則である。原則では、仕事おこしとよい仕事、全組合員経営、まちづくりの事業活動、自立と協同と愛の人間への成長、全国連帯で協同労働の協同組合の強化、非営利・協同の全国ネットワーク、国際連帯・共生と協同の社会創造が提起された。

労働者協同組合における労働の有り様を「協同労働」と定義し、その協同組合を「協同労働の協同組合」と位置付け、運動・事業の焦点を「生活と地域」に定め、市民の自覚の高まりを中心に据えて、協同労働「三つの協同」による「新しい福祉社会」の創造を使命として掲げた。

また、協同労働の協同組合の社会的制度の確立を求めて、労働者協同組合法の制定を提起（一九九八年）、協同労働の協同組合法制化をめざす市民会議（代表、大内力東京大学名誉教授）を設立し（二〇〇〇年）、法制化運動を開始した。

もとに二〇〇〇年一〇月六日に原則検討委員会が



設立され（座長・堀越芳昭委員（山梨学院大学教授）、起案責任者・菅野正純委員（協同総合研究所主任研究員）、事務局・富田孝好委員（日本労協連事務局長）、坂林哲雄委員（協同総合研究所専務理事）他一二人、オブザーバーに川口清史氏（立命館大学教授）、肩書きはいずれも当時）、原則案の作成に向けて議論を開始。第一回検討委員会（二〇〇〇年一〇月六日）にあたって、永戸理事長より「労働者協同組合法の制定の取組みとこの七つの原則の改定を通じて、労働者協同組合は本格的に『協同労働の協同組合』としての発展を迎えることになる。一方、雇用問題も引き続き深刻な状況であり、政治も混迷を深めている。労協法制定では、自民党も含めて国会議員レベルで動きが急速に展開する状況を迎えていた。こうした中で労協自身の内実とこれまで大切にしてきた七つの原則を『協同労働』といふ新たな発展段階での理念を合わせ持つ内容に発展させなければならない。地域の中で手をつなぐ労働運動が求められている時に、『協同労働』はそのカギになると確信している」と提起している（二〇〇〇年一〇月一九日、原則検討委員会議事録）。

また「ICA一九九五年原則（協同組合のアイデンティティに関する声明）」を参考に、定義・価値・原則の構成で新原則（案）を練り上げていくことを再度確認」され、二〇〇一年原則の構成が検討された（二〇〇〇年一月一日、原則検討委員会）。

二〇〇二年原則確立の目的は、「『協同労働』と

その協同組合が、働く人びと・市民および日本社会に對して果たす役割を本格的に問われる中で、①労働者協同組合の組合員の主体的な参加を促し、事業

計画の作成や活動の総括、学習・教育の基本として活かすと共に、②協同労働に関心を持つ多数の市民にイメージと指針を提供し、協同労働の協同組合を全市民的な運動に発展させる手がかりとし、③政策立案者や行政、地方自治体関係者、マスコミなどに協同労働の協同組合を正しく理解してもらえることを企図している」とされた（菅野正純協同組合研究所主任研究員「労働者協同組合新原則の検討状況について」二〇〇一年四月六日）。

定義 協同労働の協同組合とは

協同労働の協同組合とは、働く人びと・市民が、みんなで出資し、民主的に經營し、責任を分かち合つて、人と地域に役立つ仕事をおこす協同組合です。協同労働とは、働く人どうしが協同し、利用する人と協同し、地域に協同を広げる労働です。

使命 協同労働の協同組合がめざすもの
協同労働の協同組合とは

一・人のいのちとくらし、人間らしい労働を、最高の価値とします。

二・協同労働を通じて「良い仕事」を実現します。

三・働く人びと・市民が主人公となる「新しい事

業体」をつくります。
四・すべての人びとが協同し、共に生きる「新しい福祉社会」を築きます

加盟組織において、全組合員投票が実施され、センター事業団では二〇〇二年二月四～九日に、組合員二六一五人中二〇六一人が賛成（得票率九一%、賛成率八九%）で批准された。この二〇〇二年原則において初めて、組合員による原則唱和がセンター事業団の事業所からはじまり、全国会議での唱和が定着していく。

◎運動・事業の特長

グローバル経済が世界を席巻し、福祉国家の破綻的事態が進行する中で行財政改革に基づく公共の民営化が進行する時代、市民が主体となる「新しい公

共性」を提起し、自治体との協同を深める立場で親子ひろばや学童保育、児童館、保育園などの子育て施設の運営を中心に公共関連事業を広げていく（指定管理者制度施行二〇〇三年）。二〇〇四年には、センター事業団を母体に社会連帶委員会を設立し、地域の課題に応える社会連帶運動を開始、二〇一〇年に一般社団法人化し、現在に至る。

二〇一一年三月一日に起きた東日本大震災、東京電力福島原子力発電所事故は、日本社会の政治・経済・社会的危機の深まりを実感させると共に、新しい社会創造への転換への要請を認識させ、この大震災を契機に、本部機能の一部を東北・仙台市に移し、東北復興本部を設置。「東北から新しい日本を」を掲げ、沿岸被災地において被災当事者と共に、食や産直、農業や自伐型林業などの第一次産業、また

多世代共生ケアを柱にした仕事おこしの挑戦を開始した。二〇一一年六月の定期全国総会で全国方針としてF（食料）・E（エネルギー）・C（ケア）が地域で自給循環するコミュニティの創造を提起、各

に、二〇〇八年一月超党派の議員連盟「協同出資・協同経営で働く協同組合を考える」が発足、第一次要綱案が二〇一〇年四月に発表される。

原則を確立した二〇〇二年は、国際労働機関（ILO）で採択された「協同組合の振興に関する勧告」（第一九三号勧告）が出され、その一〇年後には国連により国際協同組合年が定められ、協同労働の協同組合法制化の追い風となる年でもあった。

国連国際協同組合年の一〇一二年に開催した全国協同集会を「協同を拓く」から「協同が創る」集会へと発展。引き続く一〇一四年の九州・沖縄協同集会においては、韓国地域自活センター協会との包括的協同協定の締結など国際的、また市民連帯・社会連帯運動を創造する集会として開催する。

地で農業や自伐型林業などの第一次産業、またバイオディーゼル燃料(B D F)精製の事業がスタート。

協同労働の協同組合が法制化される時代に、働きたいと願うだれもが安心して働くことのできる社会「完全就労社会」(二〇一〇年)と「公的訓練・就労事業制度(仮称)」(二〇一一年)、「公共政策提言」(二〇一三年)などの政策提言を行い、また全国で広がる放課後等デイサービス(障害のある児童の居場所)の立ち上げを契機に、「社会連帯経営」の確立・発展、だれもが安心して集える拠点としての「総合福祉拠点づくり」を提起し、二〇一五年原則に引き継がれることとなつた。

(五) 「協同労働の協同組合新原則」宣

言・原則」(二〇一五年六月～)・

全組合員投票を経て承認され、第

三五回定期全国総会で決定

一分野・課題別一
新原則の確立にあたつて、前述の通り、社会の連帶性と市民の社会性を高める「社会連帯経営」の確立、人と自然が共生する持続可能な地域社会の創造を目的とした「地域経済」、誰もが安心して集える居場所としての「総合福祉拠点づくり」を新たに明文化した。

二〇一五年原則は二〇一二年から検討が開始され、三年にわたる議論を経過しての確立となつた。二〇一二年一〇月一二日に日本労協連理事会のもと

に発足した原則検討委員会(座長・岡安喜三郎副理事長(協同総合研究所理事長)、他理事九人)において議論が開始され、第三四回定期全国総会に「協同労働の協同組合」定義・めざすもの・原則」第一案を報告。

第一次案を受けて、二〇一三年七月一八日に結成された原則検討委員会(座長・永戸祐三理事長、他理事一三人、オブザーバー・大高研道氏(聖学院大学教授))において、永戸理事長より「現『原則』(二〇〇二原則)は組合員の中にそれなりに浸透しており、組合員自身がこの原則に対してもどのような評価・意見を持っているか、可能な限り掴むことが必要。新しい原則は、①運動・事業の基本に、協同労働と社会連帯経営がしっかりと位置づけられ、この基本に沿つて取組みが大きく発展すると思われる。同時に運動・事業の全領域が『生活と地域』、つまり社会全体にかかる段階にあつて、現『原則』ではカバーできない面が存在するし、それが一層大きなものになろうとしている。運動や事業の広がりの中で、当然これまでにない新しい層の人々の参加が現に存在するし、これからもっと広い多様な人々の参加が想定される。原則改定は、これらの事態に

対応する意味から検討されることになった。②また、社会情勢の変化が急激であり、あらゆる運動・協同組合運動も含めて一が大きく変わらざるを得ない。この大きな変革の中で、なおしつかり自らの運動・

に発足した原則検討委員会(座長・岡安喜三郎副理事長(協同総合研究所理事長)、他理事九人)において議論が開始され、第三四回定期全国総会に「協同労働の協同組合」定義・めざすもの・原則」第一案を報告。

第一次案を受けて、二〇一三年七月一八日に結成された原則検討委員会(座長・永戸祐三理事長、他理事一三人、オブザーバー・大高研道氏(聖学院大学教授))において、永戸理事長より「現『原則』(二〇〇二原則)は組合員の中にそれなりに浸透しており、組合員自身がこの原則に対してもどのような評価・意見を持っているか、可能な限り掴むことが必要。新しい原則は、①運動・事業の基本に、協同労働と社会連帯経営がしっかりと位置づけられ、この基本に沿つて取組みが大きく発展すると思われる。同時に運動・事業の全領域が『生活と地域』、つまり社会全体にかかる段階にあつて、現『原則』ではカバーできない面が存在するし、それが一層大きなものになろうとしている。運動や事業の広がりの中で、当然これまでにない新しい層の人々の参加が現に存在するし、これからもっと広い多様な人々の参加が想定される。原則改定は、これらの事態に

対応する意味から検討されることになった。②また、社会情勢の変化が急激であり、あらゆる運動・協同組合運動も含めて一が大きく変わらざるを得ない。この大きな変革の中で、なおしつかり自らの運動・

事業を発展させられる基本となるにふさわしい原則にしたいという思いからの改定検討である。③ワーカーズコーポの組合員ではない、働く者・市民全体の理解・認識に資するわかりやすい原則が求められている」(二〇一三年七月一八日第一回原則検討委員会での永戸理事長挨拶)と提起された。

二〇〇二年原則を基に、事業団運動から協同労働運動に至る到達段階と発展の可能性・課題について議論を重ね、第二次案として「協同労働の協同組合(ワーカーズコーポ)の原則・協同労働宣言・原則」を策定し五月二九日の理事会に報告、第三五回定期全国総会(二〇一四年六月二七～二八日)で提案、一年間の討議を経て確立することが確認された。

労協連理事会のもとに新たに原則検討委員会(座長・永戸祐三理事長、他理事三人、地域労協・センター事業団の若手リーダー、組合員九人)を二〇一四年九月二五日に設置、加盟組織、全国の事業所で討議を開始し、出された意見、質問、疑問に応える検討を重ね、第三次案として最終案を確立、二〇一五年三月二十五日の理事会に報告。

第三六回定期全国総会での採択を前に、二〇一五年五月一～二三日にかけて労協連加盟組織で全組合員投票が実施され、組合員数八一三四人中、七八二人が投票、賛成が六七七八票(九四・四%)と

いう高い率で批准された(センター事業団は、組合員六〇四〇人中五六五四人が投票、五三二六人が賛

成（九四・二%）。

◎運動・事業の特長

グローバル経済が世界を席巻し、奪い尽くす経済・社会が格差と貧困を世界的に拡大する時代、日本労協連は、社会変革をめざす社会運動の一翼を担う協同労働運動の現段階を「全面的発展への移行期」

と自己規定し、三三三二億円、一万三〇〇〇人の就労を創出。新原則を掲げて、協同労働運動の全面的発展に向けて「生活と地域」を焦点としきつた運動・事業への挑戦を開始した。

特に、「自立と尊厳の確保」「地域づくり」を掲げて二〇一五年四月に施行された生活困窮者自立支援制度を社会の焦点とすべく、「共に働く、共に生きる、地域をつくる」をテーマに、社会的困難にある人々との協同・連帯をすすめ、持続可能な地域づくりの課題（持続可能な開発目標（SDGs））と結んで、地域共生・多世代型の総合福祉拠点づくり、地域循環型産業の創造をめざしている。

二〇一六年一月には、国連の有識者会議「誰ひとり取り残さない」ようにすること—持続可能な開発のための国連二〇三〇アジェンダの実施におけるパートナーとしての協同組合セクター」に日本労協連が招聘されることとなり、「よい仕事」（デイーセントワーク）と「仕事おこし」（ジョブクリエーション）の重要性が国連事務総長宛ての提言にまとめられることとなつた。これは、「生活と地域」を

焦点とした日本労協連の協同労働のよい仕事と仕事をおこしの実践が、普遍的な社会開発、地域づくりのモデルになり得るし、またその可能性を高く評価いたいたものではないかと考えている。

五 おわりに／協同労働の協同組合が法制化される時代、原則を運動・事業の本格的発展と社会変革の力に

一八四四年に近代的協同組合の先駆的存在であるロッチャード・先駆者協同組合が労働者自身の手で誕生してから一七〇年以上が経過した。協同組合は資本主義の勃興期一九世紀にヨーロッパで始まり、その後世界各地に広がり、現在では、グローバル経済が跋扈する世界の中において日本を含め世界の多くの国々で多くの協同組合が活動を展開、二〇一六年には「協同組合の思想と実践」が国連のユネスコ無形文化遺産として登録された。

国連は、全世界に広がる「失業と貧困、社会的排除」に対して、協同組合は「貧困の根絶、完全かつ生産的な雇用の創出、社会統合の強化」を図ることができると評価し、二〇一二年を国際協同組合年とした。

世界の協同組合の連合組織であるICAには、二〇一二年三月現在で九六カ国の二八三会員が加盟

し、関連する組合員数は世界全体で約一〇億人、事業高は二九六兆円にものぼる（日本の協同組合に参加する組合員は六五〇〇万人、事業高一六兆円）。農林水産業、購買、金融、共済、雇用創出、旅行、住宅、福祉・医療など、人びとの生活のあらゆる分野で事業が営まれている。

二〇世紀後半の協同組合としては最後に登場した労働者協同組合（ワーカーズコープ）は「あらゆる種類の協同組合のなかで、おそらく一番複雑で、スマースかつ成功裏に運営することの難しい協同組合である。初期のころ、失敗率が高かつたことがこれを裏づけている。出資の造成、雇用労働者（非組合員）、所得の分配、残余財産の分配、出資金の払戻し、内部留保の積立などに関する多くの問題点や諸困難がある」とレイドロー報告（「西暦二〇〇〇年における協同組合」一九八〇年ICAレポート）は指摘する一方で、「労働者協同組合が大規模に発展すれば、新しい産業革命の先導役を務めることになるだろう」「労働者協同組合は、たんなる雇用や所有しているという感覚よりも、もっと深い内面的二字、つまり人間性と労働とのかかわりに触れるものである」と評価している。

二〇〇一年現在、労働者協同組合（ワーカーズコープ）は、国際的にはG7諸国を始めとして各国で法律が整備されており、世界の生産協同組合と労働者協同組合には六〇〇万人が参加。特に、欧州では

六万企業一五〇万人が工業・手工業（三三三%）、サービス業（三八%）、建設（一四%）、社会サービス（一三%）、文化教育（二一%）の部門に従事している（二〇〇一年八月二十四日、読売新聞記事）。

日本の労働者協同組合は、市民が主体となつて「働く機会を自発的に創出する」と「よい仕事を実現し、社会に役立つ」ことに道を拓く組織である。働きたいと願いながら仕事を得られないでいる人々や、まともな仕事に就きたいと願いながら適わない人々が「雇つてもらう」のを待つのではなく、自發性や主体性を高め、自らが主体的に仕事を創り出していくことを支援することを目的としている。

今の時代に求められていることは、「労働の復権」と「市場の社会的コントロール」、そして「公共を

市民の協同で担う」ことで、人間的な社会の再創造への道を鮮明にすることであろう。市民・労働者を協同のルールで結び、働く意志ある者、協同して仕事をおこす意志のある者なら誰にでもその道を開くことを可能にする仕組みが協同労働であり、その法律が「協同労働の協同組合法」である。

協同労働が法制化されようとしている時代、労協連は現在の到達段階を「協同労働の本格的発展への移行期」と自己規定した。社会の歴史的転換期に、協同労働の協同組合とその運動・事業の全面的発展をめざして、新原則を実践的なものとして確立していくとともに、共に働き、共に生きる社会を市民協同の力で創造していくための指針として社会に発信し、広げていくことが求められている。

当面の事業内容としては、①自治体などと協力し

高齢者向きの仕事の確保、②高齢者のための住宅の建築または修繕、③特別養護老人ホームやデイ・ケアセンターの建設と運営、④労働者協同組合などの提携によるホームヘルプや老人給食サービスの確保、⑤医療生協などの提携による保健・医療サービスの確保、⑥高齢者の食料品や生活用品の共同購入⑦文化・スポーツ、レクリエーション、家庭菜園などの自主的活動、⑧高齢者問題の学習と運動、地域・自治体への働きかけ、⑨機関紙の発行などが考

高齢者協同組合の構想は、事業団連合会の中西理事長が一九八七年に「じぎょうだん」新聞で提唱。

第七節 高齢者協同組合運動の歴史

～一九八七年

高齢者協同組合づくりの提唱

一九八九年には地元の三重県で全国初の高齢者生活協同組合設立の準備に入った。

「高齢者生活協同組合づくりの提唱」～高齢者が元気に生活できるまちづくりをめざして～が、労協連の中で提案されたのは、一九九〇年五月の第一回総会だった。「これは高齢者事業団の発展方向の政策的基礎となるもの」として提案されていた。

呼びかけの趣旨には「医療や福祉のサービスを必要としながら、地域で孤立し、サービスも受けられずいる高齢者やその家族が、協同・連帯して、サービスを確保し、その内容を充実させるための組織です。同時に、高齢者の要求を実現させるための運動体として、行政に対する活動も行う組織です。高齢者とその家族が自ら組合員となって出資し、あわせて地域福祉の向上を願う団体・個人が賛助的な組合員となって協同組合を構成しようというものです。高齢者自身が主体となる協同組合を提案するのは、もうけ主義企業の食い物にされたり、誰か（役所や施設）の「お世話になる」というのではなく、高齢者市民の当然の権利と要求を、自分たち自身の力を基礎に実現することがたいへん重要だらうと考えるからです」と謳っている。

こうした構想を提案する背景には、日本が少子高齢社会へ向かうといふことも大きなきっかけだったが、それ以上にあったのが労協連加盟組織の中で働く団員（現在の組合員）の半数以上が六五歳以上の高齢者であったことに加えて、高齢者に相応しい仕事おこしの実績がいくつもあったことである。

京都高齢者事業団では、平均年齢六七歳の高齢者約二五〇人が、草刈りや緑化作業、公園やビルの清掃、屋内での軽作業で平均八万円の収入を確保し、「働けるうちは働きたい」「家にこもっているとボケてしまう」と、高齢者の収入保障としてはもちろん、介護予防や社会参加の場として十全に機能していた。兵庫県の西宮市、宝塚市、尼崎市にも高齢者就労に取り組む加盟組織があり、仲間と地域のために特別養護老人ホームの建設に取り組むところも現れていた。尼崎の喜楽苑もその一つである。

西宮市や神戸市で八〇人あまりのヘルパーが在宅で暮らす二〇〇人以上の高齢者の介護に取り組み、

倉敷市の健寿協同病院でも高齢者介護の仕事が高い評価を受けるなど介護分野の仕事も広がりを見せて

いた。さらに、長野、三重、福岡県の柏屋や大牟田では給食サービスに取り組み、高齢者の生活を支えるという活動の大切さが強く認識もされていた。これららの活動をきっかけに超高齢社会に対する労協連の新たな運動として提案されたのが、高齢協の設立だつた。

当時の取組みを伝える朝日新聞のコラム「深海流」には「『高齢者生活協同組合（高齢者生協）』をつくろう」という呼びかけが、先ごろ東京の社会文化会館で開かれた『どうする高齢社会』をテーマとするシンポジウムであつた。『高齢者生協』とはまた何とも耳慣れない言葉だ。…シンポジウムでその構想を説明した菅野正純・労協連事務局次長によると、高齢者自身が主体者となる協同組合のことで、具体的には高齢者とその家族が自ら組合員となつて出資し、併せて地域福祉の向上を願う団体・個人が賛助的な組合員となつて協同組合をつくろうといふものだ。中西五洲理事長はこう言う。「なんでもかんでも行政の責任だ、というやり方だけでは不十分。自らの力、協同の力を集めて精いっぱい努力する。そして、それでも足りないところを国や自治体に要求する、というのが本来の生き方ではないか」。

高齢者生協の構想は、いわば高齢者自身の中に芽生えた自立・自助の試みと言える」。

二 先駆となつたセンター事業団 による高齢者協同組合の設立 ～一九九四年九月

を契機に設立を呼びかけたりとさまざまな活動を行つてきた。しかし、具体的に設立には結びつかなかつた。今までも仕事はやれている。あえて新しい組織づくりは必要ない。無理はしなくてもよいといふ現実的判断が優先していたのかもしれない。

そこで、労協連の中でも中心的な存在だったセンター事業団が、高齢協づくりでもモデルを示そうと、「センターセンター事業団・高齢者協同組合」の設立総会を開くことになった。一九九四年のことである。総会にはマスコミや協同組合、労働組合関係者等の列席で、その顔ぶれと数は当初の予想をはるかに超えるものだつた。日本生活協同組合連合会の中林元会長理事、全通信労組の宝樹文彦元委員長、神奈川県藤沢市の葉山俊市長をはじめとした来賓は四〇人を超えて、N H K のテレビ取材を含めて一二社のマスコミが駆けつける騒ぎとなつた。新聞記事を見た人の問合せや、飛び込みで参加された方々も六〇人と大きな反響で、それは高齢社会に対する不安と同時に、協同組合で何かができるだとう大きな期待の表れでもあつた。

労協連永戸祐三理事長は、「きっかけの一つは、共に働く仲間が働きなくなつても結び合える組織づくりだつた。だから、給食とかヘルパーとか、サービスをする側からの発想で検討してきたが、そうではなく、高齢者が主体となり、高齢者どうしが本当に助け合える状態をどうしたらつくれるか、これに

一九八七年に示された構想だったが、その後、労協連では「高齢協づくりの指針」や労協新聞の「討論版」、映画「病院で死ぬということ」の上映運動

社会や若手がどう対応できるかを総合的に考えねばならないと思った。高齢者には力がある。さまざまな能力がある。問題は、高齢者が自らやりたいことを協同してやる、という仕組みが乏しいことだ。そこで私たちは、仕事を含めて生活全般を協同化する高齢者協同組合が必要だと考えた」と、設立趣旨を話している。

ここに、日本で初めての「仕事・福祉・生きがい」づくりに総合的に取り組む協同組合が誕生したことになる。

センター事業団・高齢者協同組合への衝撃的とも思える世間の関心が、労協連加盟組織に与えた影響は大きかった。中西五洲名誉会長が「三重県で設立する」と決意表明したように、それまで遅々として進まなかつた高齢協づくりに弾みが付き、全国各地で設立運動が営まれ、大きなうねりとなっていく。

その運動はそれまでの労協連の枠を超えて、生協や医療生協、そして障がい者運動に取り組む関係者へと広がり、労協連の活動がなかつた地域でも設立運動が取り組まれることになつていく。労協連の中核であるセンター事業団は設立運動のほとんどに関わり、専務理事や事務局長として一定の役割を初期に果たしている。労協から高齢協へ転籍したりーダーもいて、その後の日本高齢者生活協同組合連合会(以下、連合会)の活動を支える上で力となつていている。その設立運動の中で、高齢協のビジョンとして「寝

たきりにならない、しない」「元気な高齢者がもつと元気に」という一大スローガンが定着することになった。

三重県では、設立総会から二カ月後の一九九五年八月に生協法人の認可を受け、高齢者生協の第一号となつてはいる。しかし、第二号の愛知の認可は、設立総会から二年後の一九九七年八月である。「福祉を主たる事業とし、高齢者の就労にも取り組みたい」という思いは愛知県に受け入れられず、購買を主たる事業とする生協として認可されることになった。

その後、介護保険制度の一〇〇〇年四月の施行が決まる中で、東京高齢協が「福祉を主たる事業」とする生協として一九九九年三月に認可された。設立を

祝う会で厚生省の樋口正昇地域福祉課長は「高齢者の介護サービスなどの分野で福祉事業に取り組んでいただけることは非常にありがたい」と挨拶。以後、全国で生協法人の認可が進んでいった。以下に、一九九五年以降の設立状況を示す。

山形県高齢者福祉生活協同組合、(一〇) 生活協同組合・東京高齢協

一九九七年 (一一) 生活協同組合・さいたま高齢

協、(一二) 静岡県高齢者協同組合*、(一三) 岡山県高齢者福祉生活協同組合、(一四) 大阪高齢者生

活協同組合、(一五) 高知県高齢者福祉生活協同組合、(一六) 千葉県高齢者生活協同組合*

一九九八年 (一七) えひめ高齢者協同組合*、(一八) 青森県高齢者福祉生活協同組合、(一九) 熊本県高齢者障害者福祉生活協同組合*、(一〇) 宮崎県

高齢者協同組合*、(一一) 宮城県高齢者生活協同組合

一九九九年 (二二) 香川県高齢者生活協同組合、(二三) 秋田県高齢者・障害者生活協同組合*、(二四) 岩手県高齢者福祉生活協同組合、(二五) 和歌山高齢者生活協同組合、(二六) ひろしま高齢者生

活協同組合

二〇〇〇年 (二七) 富山県高齢者・障害者福祉生

活協同組合*、(二八) N a R a 充実社会ネットワーク*

二〇〇一年 (二九) 群馬高齢者生活協同組合*

二〇〇二年 (三〇) 大分高齢者福祉生活協同組合*、(三一) 福祉生活協同組合いきいきコーポ(長崎)*

二〇〇四年 (三二) 滋賀県高齢者生活協同組合し

が夢ネット*
一九九五年 (一) 三重県健康福祉生活協同組合、(二) 生活協同組合・沖縄県高齢者協同組合、(三) 愛知県高齢者生活協同組合、(四) 福岡県高齢者福祉生活協同組合
一九九六年 (五) 長野県高齢者生活協同組合、(六) 生活協同組合北海道高齢協、(七) 神奈川高齢者生活協同組合、(八) 兵庫県高齢者生活協同組合、(九)

143

二〇〇六年（二〇〇一） ささえあい コミュニティ生活
協同組合新潟

二〇一三年（三四） 京都高齢者生活協同組合くら
しコープ

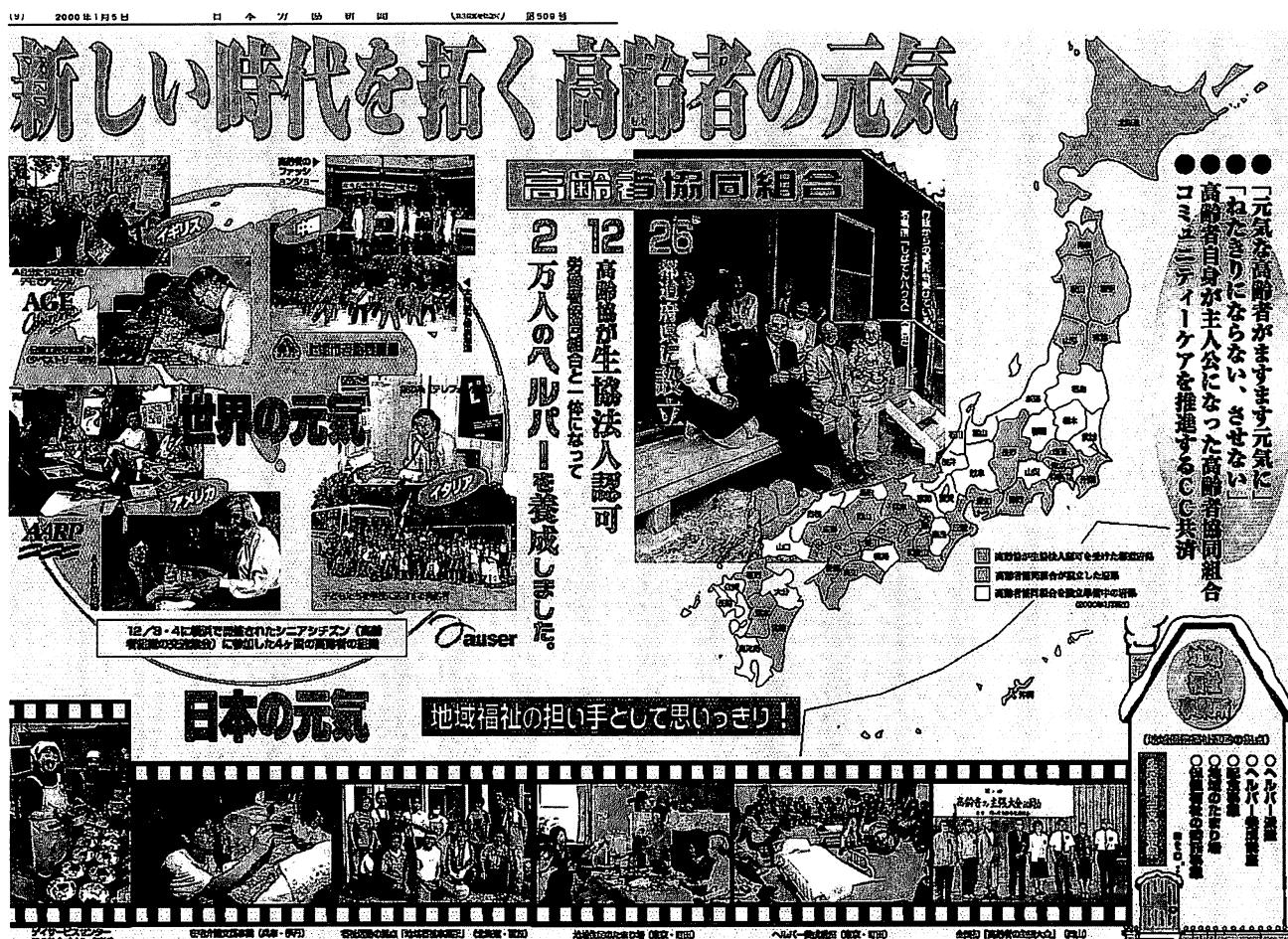
※（）は設立順。名称は基本的に現在のものを使
用。なお、連合会に未加盟となっている組織には＊
をつけており、現在の活動状況は不明。

三 福祉・いきがい・仕事おこし に取り組む高齢協

二〇〇〇年に「介護保険」が新たな社会保険制度としてスタートし、沖縄を除く全ての連合会加盟高齢協（以下、会員）がこの分野に挑戦した。労協連の活動にならい「ヘルパー養成講座」の実施とその修了生たちが中心となり高齢者介護に取り組む地域福祉事業所づくりを進めていった。一部は労協連加盟組織から事業を継承したところもあった。介護保険以外では、移送サービス、配食サービス、生活支援や高齢者住宅などに取り組んでいる（全国の事業高の推移は後掲）。

生きがい文化活動は多様な広がりを生んでいる。

例えば、「忘れない・日本の・あの八月」と題した冊子をまとめたのは、詩の朗読劇に取り組んだ「八月座」である（東京）。当時、イラク派兵を進める



日本労協新聞2000年1月5日

小泉政権に、連合会の大内力会長理事は「愚行の再来を憂う」と題する一文を東京の機関誌に寄せる。長野では組合員の体験記を冊子にする活動が取り組まれ、「戦前、戦中、戦後の信州人の聞き書き」は一〇巻を数えている。岡山で毎年続けられている「高齢者の主張大会」も設立当初は各地で取り組まれた。年末の恒例となつた「第九合唱」やファンションショーに取り組む「いよよ華やぐ俱乐部」（東京）、高齢者劇団「エルダーキヤツツ」（香川）などは、多くの高齢者を励ます活動として続いている。山形の「悠々一〇〇歳塾」、岩手の「悠遊塾」、長野の「脳いきいき講座」に代表される高齢者の学びの活動は、全国津々浦々で取り組まれている。葬儀や墓に関する活動も関心が高く、事業化したところもある。

生活支援サービスを中心とした高齢者の仕事おこしは、まだまだ本流にはなつておらず、各地の取組みには濃淡がある。その中で、香川高齢協は商店街協同組合から駐車場管理等の委託を受けるなど、仕事おこしの取組みに熱心である。しかし、生協に対する認可制度が仕事に枠をはめ、高齢者の仕事としてふさわしい内容でも生協法人では認められないという事態を生んでいる。高齢協では、「元気な高齢者がもっと元気に」というスローガンの実現に向け、結果として、NPO法人や一般社団法人など複数の法人格を複合的に運営せざるを得なくなっている。

四

CC共済と高齢協運動

ボランティアによる現物給付を最大の特徴とする

画期的なCC（コミュニティ・ケア）共済が労協連の提案で二〇〇〇年に始まつた。この共済は、地域における「支えあい、助けあい」をボランティアの手で実践するものであり、高齢協の「寝たきりにならない、しない」「元気な高齢者をもつと元気に」を具現化し、高齢者の助け合いの活動を生み出す事業として位置付けられた。サービスを「提供する側・される側」という関係ではなく、「自発的にお互いが支えあう・助けあう」という協同・連帯の活動を広めようと、高齢協の活動を強く意識して開始された。なかでも、兵庫や長野では中心リーダーの献身的取組みもあり、利用する高齢世帯にとって、なくてはならないサービスとして一定の役割を果たした。しかし、担い手の確保が難しく、財政的な困難もあり、全県的に広がるまでには至らなかつた。また、CCC共済に取り組んだ高齢協も、北海道、長野、愛知、兵庫など一部の高齢協に限られ、この仕組みを利用した事業は継続していない。しかし、「互いが支えあう・助けあう」というCC共済が求めた仕組みは、独居や高齢世帯が増え続けている中で、依然として高齢協の課題であり続けている。

五

日本高齢者生活協同組合連合会の設立—二〇〇一年一月

東京高齢協理事長で東京大学名誉教授である大内力氏を代表としてつくられた「高齢協連絡会」を出发として、二〇〇一年七月には、東京高齢協副理事長で日本生協連OBの勝部欣一氏、神奈川高齢協理



日本高齢者生活協同組合連合会設立総会

事長で慶應大学名誉教授の黒川俊雄氏、福岡高齢協理事長でエフコープOBの石田静男氏も加わり、高齢者生協連合会発起人会がつくられた。

一〇〇一年一一月に、「寝たきりにならない・しない」「元気な高齢者がもっと元気に」をスローガンに「八つの目標」を掲げた日本高齢者生活協同組合連合会が、一六単協の結集で設立した。記念イベントには、厚生労働省の辻哲夫年金局長（後、次官）、

御茶ノ水女子大の袖井孝子教授、埼玉県立大学の佐藤進教授のパネルディスカッションがあり、AARP（全米退職者協会）のエスター・カンジャ会長とジェームス・パーケル次期会長が来賓として挨拶している。超高齢社会を迎える日本の内で、社会的・時代的ニーズ、特に「高齢者の仕事おこし」に大きな期待が寄せられ、元気な高齢社会づくりは他の協同組合にないユニークな取組みであり、少子高齢社会に主体的に取り組む地域の担い手として、マスクにも多数取り上げられた。

連合会の片山信一専務理事が、労協連とも協同して、全都道府県での設立をめざした活動に旺盛に取り組んだ。その活動は、群馬、大分、長崎、滋賀、新潟の設立へと結実している。また、介護保険制度がスタートし、本格的に福祉事業に取り組み始めた会員には、介護福祉事業に関することはもちろん、生きがい活動や仕事おこし、そして組合員拡大などの多様な課題が山積していた。

連合会は、理事会の下に「生きがい部会」や「福祉部会」をつくり、会員の具体的な課題に取り組んでいる。「福祉部会」では全国研修会に取り組んだり、福祉事業に関わるアンケートを実施し、介護保険制度への要望をまとめ、厚生労働省との交渉も行っている。連合会理事会の活動を補う目的で、中国四国や東北では会員が集まるブロック会議にも取り組んだ。

しかし、創立当初の連合会理事会の構成は会員の運営に直接かかわっていない非常勤の理事長が多くを占めたことで、会員のニーズに基づく活動を十分につくり出せず、連合会の活動を不十分であると感じる単協もあつた。連合会の成り立ちを考えれば、加盟する高齢協こそが、連帶するということに関しても問題意識を持ち、連合会の役割を高める活動を建設的につくる必要があつた。しかし、連合会事務局への不満とできていことばかりが問題となり、連合会への連帶意識は年を追うごとに希薄になつていつた。一〇〇四年に加盟した長崎高齢協と大分高齢協が、二〇〇六年、二〇〇八年に脱退している。それぞの組織の事情があつたとはいえ、連合会の活動に問題がなかつたとは言えない。また、会員の中から連合会の役割を自ら引き受けるというところが現れず、人的・財政的には労協連に依存した状態が長く続くなつた。

六

連合会の役割と活動の変化

一〇〇八年連合会の要請を受けて、労協連は当時労協センター事業団の専務補佐だった坂林哲雄を新たな専務理事として派遣した。連合会の役割を再考し、会員の連合会における活動を呼び覚ますことに

なつた。各会員の活動も初期の混乱が落ちつき、経営的・財政的・組織的基盤も確立されつつある中で、連合会理事会は会員の専務理事が構成するものにかわりつつあり、各地で起こる生き生きした話題に加えて、少子高齢社会や社会保障に関する精度の高い情報を前提にした議論が繰り返され、理事会の議論のレベルは大きく変化した。連合会の研修に関する力量も会員の結集と共に向上した。

連合会では「大衆長寿社会を生きる知恵」という組合員向けの学習教材、「ともに手を取り合って、地域の中で」という働く組合員向けの学習冊子、高齢者生協の実務を学ぶための「会計実務の手引き」、福祉事業に関する労務管理を学ぶ「労働関係法規と介護労働」などを、高齢協の実践を踏まえて作成した。組織活動では総会、理事会を補完するために常任理事会を毎月開催し情報共有と意思統一を図るようにあらためた。一部の地域で実施されてきたブロック会議を全国四ブロックで年三回実施し、職員

レベルの交流を通じて組織横断的な情報共有の仕組みをつくりつつある。ガバナンス＆マネジメントセミナーも毎年開催し、高齢協運動の大きな方向性を学び合う機会をつくり、トップマネジメントから職員レベルまで、組織を超えたコミュニケーションの量は飛躍的に拡大している。

高齢者の暮らしに関係して、所在不明の高齢者が問題になつた際に「ひとりぼっちの高齢者をなくそう」とアピール文を発表（二〇一〇年九月）し、「寝つきりにならない、しない」「元気な高齢者をもつと元気に」に続くスローガンが生れている。また、介護保険制度の改悪に対し政府に対する要望書等を二〇一〇～二〇一四年と出してきた。

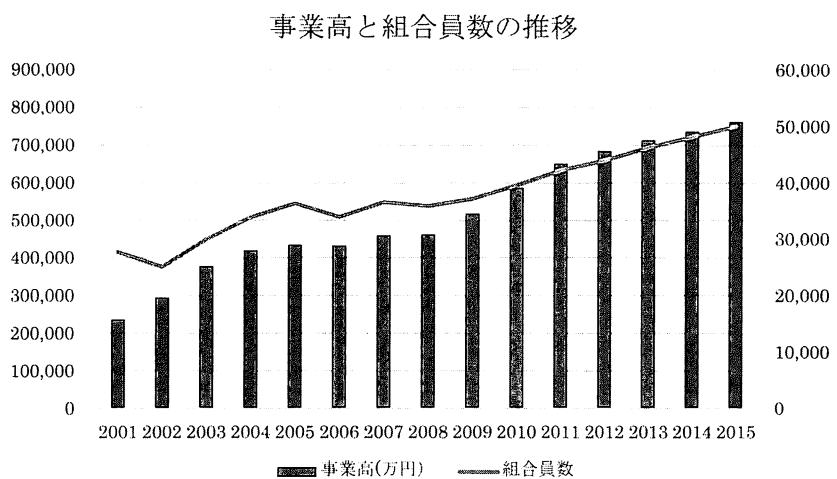
生活協同組合として、組合員拡大や組織強化は恒常的課題であり、「組織強化・組合員拡大の指針」（二〇一二年）を示し、毎年「強化月間」を位置づけ全国一斉の取組みを実施してきた。

理事会は、上記のような活動の変化を前提に、連合会の役割を再認識する中で、あらためて労協連のこれまでの支援に感謝しつつ、「自立」を不可避の課題として受けとめる必要があると考え、二〇一〇年から「自立」に向けた本格的な検討を行つた。その結果、二〇一四年六月に代表理事・専務に稻月秀雄を初めて会員から選出することができた。福岡高齢協との兼任専務であるために、会員が得意分野で全国的な役割を担おうと「全員野球」を提案し、全

国連帯を強く求める仕組みを模索している。

七 一七年間の歩み

（一）組合員数と事業高



（II）会長理事・専務理事（敬称略）

専務	会長	西暦
片山信一	大内力	02
		03
	兵頭釣	04
		05
坂林哲雄	06	06
		07
	市川英彦	08
		09
稻月秀雄	10	10
		11
	12	12
		13
	14	14
		15
	高見優	16

協同組合も検討されています」と述べている。

この「協同の現代的問い直し」は協同組合運動も見据え、社会変革の立場を持ちながら、人間性回復のための経済・労働・文化のあり方、地域社会の再生などを「協同」の視点から問うことを研究所の使命と位置づけるに至る。その趣旨に賛同・共感し、

「超」学際的な協同へのアプローチを求める研究者」「実践家の強い研究要求」「大学の研究者と実践家の間に、『専門家』とでも呼ぶべき領域の人々」が集い、その一人として作家の井上ひさしさんも関わりながら、協同総研を立ち上げていく。その研究者の結集と協同総研の立ち上げの中心には、常に菅野正純さん（当時、協同総研専務、後、労協連理事長などを歴任、二〇〇八年逝去）がいた。

設立後、同年九月一五日に所報「協同の發見」（以下、「發見誌」）創刊号を発行。この時期は「仕事の發見」誌と合わせて編集を担っていた。

北海道、広島、京都で協同の懇談会を開催し、その開催は協同総研の地域的広がりにつながっていく。国際活動においては世界労協連（CICOP A）、欧州労協連（CECOP）、イタリア、スペインバスク地方のモンドラゴン協同組合（スペイン最大の労働者協同組合グループ）などを訪問し、ヨーロッパの労働者協同組合の調査を行う。また、中国・社会科学院の張承耀氏、アメリカのロバート・マーシャル氏ら研究者と交流し、中国の「国外社科

快報」には協同総研中西五洲副理事長の「人類の危機」、富沢賢治理事（一橋大学教授）の「労働者協同組合の原則」が掲載された。一方、事業団全国協議会からの委託研究で「四国の森林保全問題」を行っている。

一九九一年には、労協連がICA加盟を実現したICA東京大会（一九九一年）でのベーカー報告「変革期の世界における協同組合の価値」を翻訳して発行し、その報告を踏まえた連続シンポジウムを開催。また、「子育てコーポ研究交流集会」を開催し、その内容を書籍として出版。労働者協同組合運動の発展に伴い、「いまなぜ労働者協同組合なのか」（黒川俊雄著、大月書店、一九九三年）、「ワーカーズコーポの挑戦—先進資本主義国労働者協同組合」（日本労働者協同組合編、労働旬報社、一九九三年）を同時期に発行している。

地域協同集会として北海道で初めて協同集会を開催、翌年の一九九三年には青森、長野、山形・鶴岡で開催し、「地域協同研究会」も北海道、鶴岡で開催する。

また、エルコープ職員（千葉）に向けての「協同組合論」講座や、いばらきコーポ「米の調査に関する組合員アンケート」を受託し、実施している。国際活動では、CICOPA第四回世界会議（スペイン）への参加、フィリピン、韓国に訪問し、労働組合活動家、労働者協同組合研究者らと交流を図る。

一九九三年度は国内で深刻化する経済的不況、リストラなどの社会的問題を背景に、全国縦断シンポジウム「雇用不安と労働の未来」（名古屋・仙台・佐賀で開催）を労協連と共に開催、報告書にまとめた。

引き続いて、一九九四年度は「雇用不安と労働の未来」集会（岡山・神奈川・東京・神奈川・相模原）、「いま『協同』を問う一九九四年全国集会」を名古屋市中京大学で開催。また「神奈川ワーカーズコーポ研究交流集会」を開催し、ワーカーズコーポ（コーポかながわ）、ワーカーズ・コレクティブ、労働者協同組合（センター事業団）が一堂に会する場がはじめて持たれた。埼玉では「第一回埼玉協同のつどい」を開催する。

労働者協同組合の教科書づくりを目的に「労働者協同組合への招待」を特集した「仕事の発見」誌を特大号として発行する。

国際活動ではイタリアのレガコーポとの交流やICA原則改定への討議に参加した。

三 第一期・労働者協同組合の研究所として・一九九五～一〇〇年度（第三、第五期）

労働者協同組合の実践の広がりと法制化の必要に応え、労働者協同組合法制化研究会を一九九五年九月に発足し、計六回の研究会、五回の基本研究会を

通じて「第一次法案要綱」を発表、法制化の意義と必要性を社会に提起した。

また、「第二回ワーカーズ全国交流集会」「京都雇用シンポジウム」「北海道協同集会」「熊本協同集会」などの労協連の集会に関与する。

労協連からの受託研究「全日自労三重県本部五〇年史編纂」「センター事業団・よい仕事に関する調査・研究報告書作成」「中高年事業団・高齢社会の福祉事業の開拓に関する研究」を行い、「仕事おこしのすすめ」（池上惇著、シーアンドシー出版、一九九五年）、研究年報I「非営利協同の時代」（協同総研編、シーアンドシー出版、一九九五年）などを発行する。

国際活動ではICAマンチエスター大会への参加、アメリカ高齢者運動、環境保護運動の調査、中小企業家同友会のモンドラゴン・イタリア調査の企画に協力、マドリッド協同組合（UCMTA）から研修派遣されたアナビルサンズさんの研修プログラムに協力した。

一九九五年には高齢化社会に対応して、労協連グループとしてははじめて協同総研が、初の訪問介護員養成講座三級課程を開講（一〇月九日～一二月一八日、二十五人が終了）、以降労協連が中心となつてヘルパー養成講座が全国で開催されていく。

一九九六年度は、「いま、『協同』を問う一九九六全国集会」（仙台市）の実行委員会に参加し、報

告書を作成。「文化協同研究会」「法制化研究会」「福祉研究会」「社会的経済研究会」「けんぽく生協の研究会」など多くの研究会を主催または参加した。また、研究奨励制度を検討し、多くの研究者による「協同」の研究の推進が試みられた。そして、研究年報II「NPOと新しい協同組合」（協同総研、一九九六年）を作成する。

一九九七年度は二つの研究グループ（「理論政策研究グループ」「海外法研究グループ」）を立ち上げ、「労働者協同組合法研究会」「福祉コミュニティ研究会」「黄柳野高校の調査研究」などをを行う。国際活動では、「イタリア調査」「AARP（アメリカ退職者協会）調査」「ILD、ICA、UKC調査」「韓国調査」などを行う。また研究年報III「協同で労働を組織する労協法のすすめ」（協同総研、シーアンドシー出版、一九九八年）、「英國協同組合法の提案と法案」、「黄柳野調査研究のまとめ」などを発行し、「AARPの挑戦」「仕事の発見」などの編集の協力を行った。

一九九八年度は、「今、『協同』を問う一九九八全国集会」（広島）の企画運営に参加する。

国際活動では、スペイン、イギリスのエイジコンサーン、中国上海市老年委員会の高齢者の活動の研究会を開催。また、ICOM（イギリスの労働者協同組合と協同組合開発機構の全国連合会）のチャーリー・カッテル氏に京都・東京で行った研究会に参

加いただく。出版物として「アメリカ・カナダ協同組合運動の新しい息吹」を発行。

一九九九年度は、島村博主任研究員の責任のもと、「労働者協同組合組織の聞き取り調査」「労協法第一次改定素案づくり」「九・一二労協法国際フォーラム」「労協法制定推進のための市民研究会」の活動を行い、社会に法制化の意義と必要性を提起する。また、国際活動では、ICAケベック大会への参加、ICOM/CGMへの訪問、アマルティア・ゼン教授（ケンブリッジ大学、当時）との対談（労協連永戸理事長、協同総研中川雄一郎理事長、菅野正純主任研究員）、「世界をつなぐシニアシチズン」などに参加。報告書として「欧洲社会的協同組合の最新事情」、「カナダ協同組合法」「新しい働き方、英国労働者協同組合からのメッセージ」（ビデオ・副読本）などを作成。一方、二〇〇〇年三月には「仕事の発見誌」の刊行を終了する。

二〇〇〇年度に入り、協同総研は一〇周年を迎える。二〇〇一年三月二十四日に虎ノ門パストラルで記念式典を開催する。また「いま、『協同』を拓く二〇〇〇全国集会」（東京学芸大学）を企画し、準備から報告書の作成も行う。広報及び情報発信として協同総研のホームページ（JICR.ORG）を立ち上げる。国際活動では、岡安喜三郎専務理事の主導のもと、韓国で開催された社会的企業の開発に関する

国際フォーラムに参加。また、韓国のキム・ホンイル神父らが労協連を訪問、インドネシア協同組合評議会、韓国アジアNGO情報センターなどが来所した。

第三期・協同労働の協同組合の研究所として（一〇〇一～一〇〇六年度・第六～第八期）

四

国際活動では、ICAアジア太平洋地域青年セミナー、ICAソウル大会、フィリピンなどに参加。

一〇〇二年度は、「いま『協同』」を拓く一〇〇二全国集会in九州」（九州国際大学）「いま『協同』」

を拓く一〇〇二全国集会in千葉」（千葉大学）の実行委員会に参加、企画協力をを行い、報告書を発行。

また、大学生協連と協同組合青年ミーティングを継続的に実施。海外活動ではベトナム、フィリピンで開催されたCICOPA会議に参加。

一〇〇一～一〇〇六年度においては「研究所の四つの機能」として掲げた「協同の思想と戦略に関する研究」「地域づくり・仕事おこしに関する研究とサポート」「協同経営・教育の研究とサポート」「協同労働の協同組合」法の研究と制定支援を軸に活動を行う。

一〇〇一～一〇〇六年度は、協同の思想と戦略に関わる研究会を開催。「ILO協同組合振興勧告」やイタリア、フランスの社会的協同組合、協同組合法のアプローチから研究を進める。日本協同組合学会シンポジウムでは「『協同組合の促進』に関するILO勧告案をめぐって」を青山学院大学で開催、資料作成への協力をを行う。

一〇〇〇年に設立された「協同労働の協同組合の法制化をめざす市民会議」の事務局を協同組合内に置き、法制化運動の実務を担っていく。以降、幹事会を開催し、市民会議ウェブサイトを開設する。

報告書」の作成、「高齢協連・高齢者生活・意識実態アンケート」「いま、『協同』」を拓く一〇〇四全業訓練講座や学習会・講座等への講師派遣、そして

国集会inながの」の集会実行委員会への参加、職

通算七度目になる九州・山口地区での会員集会を開催する。国際活動として、AARPの調査を実施。

一〇〇五年度は、第二回「センター事業団仕事を暮らしのアンケート」調査結果を分析、結果を「発見誌」に掲載。調査事業では「センター事業団和光市の団地地域調査、センター事業団足立区委託団塊世代調査」を行った。国際活動としては、イギリス社会的企業調査、イタリア協同組合調査を行った。

また、地域就労政策をめぐる国際シンポジウムを開催し、国連「協同組合と就業に関する専門家会議」で報告を行う。

一〇〇六年度は、「いま『協同』」を拓く一〇〇六の立ち上げ支援などを実施。調査では「立川市子育て支援に関するアンケート調査」への協力や日本高齢協連と協力し、高齢者エンパワーメント調査・研究を実施する。

国際活動では、CICOPA世界会議、ICAオーストリア社会的協同組合調査を行い、韓国自活後見機関（現、地域自活センター）と韓国希望製作所との関係でハッピーシニアプロジェクトが来所する。

第四期 協同労働の協同研究 の確立（一〇〇七～一〇一〇 年度・第九～第一〇期）

一〇〇七年度は、労協連の事業として大きく広がってきた公共関連事業（指定管理者制度などの委託事業）と自治体・行政との関係のあり方、課題を整理していくために「新しい公共と市民自治」研究会を開催、市民や働く者がつくる公共の意義と可能性を検討してきた。それらの研究成果を、研究年報として発刊していく。

活センター」の来所に対応する。
一〇〇八年度は、「新しい公共と市民自治」研究会を六回、研究総括フォーラムを開催し、研究年報「新しい公共と市民自治」に集約して発行。集会では「今、協同を拓く一〇〇八全国集会 in 新潟」では集会事務局として関わり、企画運営に参加。夕張市の財政破綻に対し、センター事業団北海道事業本部と連携して「夕張市高齢者と共生のまちづくり再生研究委員会」でアンケート調査・分析・研究会・シンポジウムを行う。

夕張市の財政破綻を契機に、また「新しい公共」の担い手として、法制化後の協同労働の協同組合とその活動を自治体がどう支援することができるかについて検討する研究会を立ち上げ（島村博主任研究員、我孫子市福嶋浩彦元市長、八戸大学前山総一郎教授、労協連、協同総研事務局）、「コミュニティ事業支援条例」（案）を作成、条例制定に向けた学習・

調査事業では、第三回「センター事業団組合員アンケート」調査の結果分析を行い、報告書を「発見誌」に掲載。教育の研究と支援では、東京農工大学朝岡幸彦研究室の呼びかけにより、ゼミの大学院生二人（現在、センター事業団組合員、協同総研事務局員）と共に、三年間の協同研究をセンター事業団福生地域福祉事業所（児童館）と東久留米地域センター事業所（コミュニティ施設）をフィールドで開始、協同労働の共同研究のスタイルを確立していく。

埼玉大学、山形大学での集会の開催などに広がっていく。それらの成果を、年報「新しい協同、新しい社会創造の時代へ—『新しい公共と市民自治』研究会報告二〇一〇」にまとめ発刊。大学との関係では、立教大学から「社会的企業としての労働者協同組合への実態調査」への協力や明治大学「協同組合マネジメント論」の講義をコーディネートする。

国際活動では、ICA-APベトナム総会への参加、マレーシア協同組合カレッジ、スウェーデン協同組合開発支援機構が来研して意見交換を図る。

一〇〇九年度は、研究会活動として「新しい公共と市民自治」研究会を五回開催、「農山村（中山間地域）の再生と協同労働の可能性」を六回開催、「市民自治と協同労働を考える」地域研究会を三回開催し、年報「新しい公共と市民自治二〇〇九」を発行する。

「協同労働の協同組合法」制定運動の盛り上がりと連動して、緊急研究会「協同労働法とそれが拓く時代」を開催し、地域版の法制化市民会議設立支援や協同研究会の設置、協同労働や法制化に関わる論文を発見誌に掲載する。

山形大学菊間満研究室主催による「森林ミニシンポ」への共催支援、また国際活動では、ICAシンガポール総会、パラグアイ小規模農協支援調査、ICA臨時総会（ローマ）に訪問し、韓国の「社会的

企業釜山地域HUB構築実行委員会」「坡州地域自連携型のコミュニティ支援事業のあり方—多摩地区

をモデルに—」を継続開催し、大学との協同研究は、埼玉大学、山形大学での集会の開催などに広がっていく。それらの成果を、年報「新しい協同、新しい社会創造の時代へ—『新しい公共と市民自治』研究会報告二〇一〇」にまとめ発刊。大学との関係では、立教大学から「社会的企業としての労働者協同組合への実態調査」への協力や明治大学「協同組合マネジメント論」の講義をコーディネートする。

だ設立には至っておらず、引く続き多層的な研究が必要である。そこで、二〇一〇年度は、協同総合研究所二〇周年企画座談会を開催し、労協の若手リーダーによる協同労働とその働き方について討論する場を持ち、協同労働の可能性と課題についてディスカッションを行った。

全国集会では、「いま、『協同』を拓く」二〇一〇全国集会 in 四国」の実行委員会に参加、報告集を作成。調査では第四回「ワーカーズコープ・センター事業団組合員の就労意識実態調査」の結果分析を行い、発見誌に掲載した。

第五期・東日本大震災を経て (一〇一～一〇一一年度)

六 第一期)

二〇一一年度は、東日本大震災の発生を受け、被災地支援に取り組む中で、被災地視察のコーディネート、放射能勉強会、福島、相馬支援などを行い、「労協農業ネットワーク会議」などのFEC自給圏づくりに向けた話し合いの場を持つた。また、総会記念フォーラムを「三・一一震災以後の日本社会のあり方を考える」をテーマに福島大学で開催し、被災の現状を視察、研究所として何が求められているかを研究課題に位置づける。

その研究課題として「再生可能エネルギー」「農

山村再生」「震災復興」「国際協同組合年と協同労働」などをテーマとして研究会を開催していく。また、東京農工大学大学院農学研究院と「農山村の再生とコミュニティビジネス・協同労働の可能性」(三年)をテーマに開始する。

二〇一二年度は、引き続き福島、被災地での支援活動を継続しながら、研究活動を開催。特に、環境省の助成事業(三カ年)「再生可能エネルギー需給区連携による『もたせ型』分散型エネルギーシステムの開発」を茨城大学(小林久氏)、東京農工大学(秋澤淳氏)、芝浦工業大学(藤田五郎氏)、協同研(田中夏子氏、落合岳氏、事務局)との共同研究を開始、「開発・運営主体の形成と評価」を協同研が担当することになった。

二〇一二年の国際協同組合年を契機に開催された、「いま、『協同』が創る二〇一二全国集会」(埼玉)の実行委員会への参加、報告書の作成を行った。

国際活動では、韓国の協同組合基本法スタディツアー、地域自活センターフォーラム、総会などに参加し、韓国からも京畿道地域自活センター協会が来所するなどの交流を図った。

二〇一四年度は、厚生労働省社会福祉推進事業「地域協働による多元的・多層的な就労支援・社会的居場所創出ネットワーク構築に関する調査研究」「貧困などによる子ども・若者を対象にしたセーフティネットの現状とその課題に対する提言」などの研究活動を行い、報告書にまとめ、フォーラムを開催し、社会に発信してきた。

全国集会では、「いま、『協同』が創る二〇一四全国集会 in 九州」に実行委員会として参加、報告書を作成。

七 第六期・協同総研二五周年を迎えて(一〇一三～一〇一六年度)

二〇一三年度は、一般社団法人の法人格を取得し、二〇一二年度総会と同時に「一般社団法人協同労働研究所」として研究活動を開始する。特に、厚生労働省の社会福祉推進事業「社会的事業が取り組む就労支援事業から持続性のある中間的就労創出に向けた制度・支援に関する調査」を受託、四回の調査検討委員会、五回の調査検討会議を行い、二〇一五年度より開始され生活困窮者自立支援制度における就労支援のあり方について報告書にまとめてきた。

また「新しい公共と市民自治」研究会(三回)、緊急研究会として「スペインモンドラゴンのファゴール倒産をめぐって」を開催した。

国際活動では、労協連韓国訪問団の事務局を担い、ソウル市長との懇談、韓国労協連設立総会、地域自活センター協会との協定締結の協議に参加、交流を図っていく。

二〇一四年度は、厚生労働省社会福祉推進事業「地域協働による多元的・多層的な就労支援・社会的居場所創出ネットワーク構築に関する調査研究」「貧困などによる子ども・若者を対象にしたセーフティネットの現状とその課題に対する提言」などの研究活動を行い、報告書にまとめ、フォーラムを開催し、社会に発信してきた。

全国集会では、「いま、『協同』が創る二〇一四全国集会 in 九州」に実行委員会として参加、報告書を作成。



協同総研25周年企画集会「『協同労働の協同組合』研究の現段階～協同と労働の過去・現在・未来～」参加者

国際活動では韓国労協連、韓国地域自活センター協会との交流が活発化し、協同集会への韓国労協連、韓国地域自活センター協会から七〇人が参加、韓国で開催された第一回GSEF（グローバル社会的経済フォーラム）に労協連、協同総研から五〇人が参加するなど、交流が活発化する。研究会では、「二世紀の協同組合運動」を開催し、日本の協同組合連合会づくりのあり方について検討した。

二〇一五年度は、労協連との協力のもとに、ワーカーズコープの若手リーダーによる社会連帯経営の実践報告を元に連続学習会を開催。また「都市農村共生・対流総合対策交付金事業」（二年間）を受託、陸前高田市を拠点にした研究活動を実施。

大学の寄附講座の開催を模索していく中で、沖縄大学でワーカーズコープの寄附講座「ワーカーズコープ論」を実現、その後、協同総研会員の先生の紹介で、先生の講義の中ではあるが「ワーカーズコープ論」を六大学で展開する。沖縄国際大学の寄附講座を受講した学生による「社会的コミュニティ再生へむけて従来の労働觀からの脱出！」をタイトルにした論文が野村総研小論文コンテストの奨励賞を受賞、他大学においてもゼミ活動や卒論のテーマとして「協同労働」が取り上げられていく。

二〇一六年度は、協同総研二十五周年に向けて、三つの研究会（①協同組合の源流・担当：岡安理事長、②協同労働の働き方・担当：島村主任研究員、③よ

八 おわりに—協同総研のさらなる発展のために—

協同総研の活動歴史は、まさに「未知への挑戦」の連続であった。社会情勢の変化や協同組合運動、労働者協同組合運動の実践が必要とする課題に応えてきた歴史もある。それは、研究所の会員研究者と共にワーカーズコープのリーダーらが共に参加する「協同労働の協同研究」として行われてきた。

今後、組合員が「学ぶことと実践することを一体的なものとして深めていく」段階へと研究所の活動を高めていくことが求められている。また、ワーカーズコープが新たな領域の運動・事業を本格的に展開し、協同労働の法制化時代に多くの市民が関わる情勢になるなかで、さらに幅広い分野の研究者との結びつきも必要となる。

なお、二五周年記念集会などの資料は「発見誌」二九二号（二〇一七年三月）を参照いただきたい。

第九節 日本社会連帯機構の歴史

一 現場、事業所討議を経ての社会連帯委員会設立

社会連帯委員会はワーカーズコーポ・センター事業団が母体となり、二〇〇四年一月二七日に結成された。設立総会は東京お台場で開かれた。この二年間で会員数は当初の二八六四人から六四五人に増加した。

設立まで約一年間、現場、事業所、事業本部」との討議を何回も繰り返してきた。

「社会連帯委員会の必要性がわからない」「仕事だけでも手一杯なのに、社会連帯などできない」「もつと、じっくり話し合って決めるべきだ」など、さまざまな疑問が組合員から噴出した。初めての組織をつくるため、説明する側も、はつきりしたイメージを語り切れないもどかしさを抱えながらの現場討議となつた。しかし、事業や経営が優先されがちな協同組合にとって、もともとの理念や運動の必要性を語り合つた一年間の積み重ねは貴重だつた。これ

らの喧々諤々の討論を経て、二〇〇四年六月の仙台総代会に於いて、ワーカーズコーポ・センター事業団として、社会連帯委員会を設立することを決定した。

二 なぜ、社会連帯委員会だつたのか

設立総会において、センター事業団田中羊子副理

事長（当時）は「センター事業団の歴史を振り返つてみると、これまで、潰れても不思議でない局面も何度か経験した。それを乗り越えてきたのは、しんどいときほど、身の丈を超えるような、時代や地域の必要に精一杯応えようという運動をつくってきたからではないかと思う。それが応援してくれる人たちを広げ、発展につながつてきた。思い返すと全国の仲間が奮い立つ運動が二つあつた。一つは、映画『病院で死ぬということ』の上映運動。もう一つは、

ながつてきている」。
そう述べた上で、「いよいよ私たちが挑戦し始めている分野は、私たちだけのものではなくなつてしまっている、そのことに応える協同組合となるには、なかなか打ち破れないセンター事業団の持つている閉鎖性を越えていかなければならない。私たちは『事業所の中に巣ごもりるのはやめよう』、『私たちさえ良ければいいというのはやめよう』、『全国観点をもつてこういう働き方を求めている人たちのために全力を尽くしていこう』と常に自らに問い合わせている。しかし、いまだに閉じこもりは打ち破れないでいる。

既存事業もいよいよ契約解除という危機にならなければ、なかなか地域に足を踏み出すというふうにはなつていかない。

社会連帯委員会はこういったセンター事業団の閉鎖性を打ち破り、社会と思いきつてつながつていく組織となると同時に、組合員一人一人の生き方、生活のあり様を問い合わせるものとなるだろう」と開会提起を結んでいる。

この設立の挨拶にあるように、当初から私たちは、次の四つの意義を社会連帯委員会に見出していた。

(一) 労働者協同組合における労働組合のあり方について。
労働者協同組合における労働組合のあり方についての長年の議論を前提とし、雇用関係や搾取する・

される関係にない労働者協同組合には労資（使）の

分断を前提とした労働組合という考え方はなじまず、労働者同士の連帯や社会的テーマに協同して取り組んでいく社会連帯組織が必要である。

(二) 事業経営が金勘定だけに偏り、閉鎖性を増していくワーカーズコープの各現場組織の危機を超えていく。

ある。

経営が成り立たなければ、地域の切実な必要が見えていても、やらないという傾向がどうしても生まれる。社会連帯委員会はこれを乗り越えるシステムである。

また、先行した協同組合が狭い経営主義に陥り、社会的課題の克服に価値をおく、協同組合らしさを失っていた事例からも社会連帯委員会の必要性を呼びかけていた。

(三) 協同労働の協同組合（ワーカーズコープ）

の組合員の性格は労働者であると同時に、その地域で暮らし、働く市民もある。

雇う、雇われるという関係ではない働き方が、協同労働の組合員の最大の特徴である。そこを錯覚し、雇われている感覚で働いている組合員は「報酬がつかない活動はやらない」という姿勢に陥りがちになる。協同労働とは労働者であると同時に市民である組合員が、市民としてできる範囲で地域の連帯活動に参加する働き方を本質としている。行き過ぎた市場経済の中で失われてきた、労働と生活の関係を取り戻すきっかけになるとを考えた。

(四) 何よりも当時、小泉内閣のもとで進められていた、規制緩和、市場万能主義のもと、ズタズタにされていく労働、地域・生活の再生と復活にむけ、市民自身が大きく連帯することによって対抗していくとなつていく。

三 設立から一～三年、 “手探りの出発から確信へ”

一〇〇五年から二～三年は、社会連帯委員会の意味も含め、手探りの出発だった。

最初は社会連帯費を使って“地域の人にしてあげる”企画が多かつたが、時と議論を経る中で、地域

の市民の自立を促進することが社会連帯委員会の本来の主旨であり、市民がまちづくりの主体者となることに何よりの価値を置く取組みが広がつていった。

一つだけ例をあげると、東京都東久留米では再開発が進んだ駅前の地域（大手チーン店とマンション中心の新しい街）において、住民のつながりを復活させたいと、「市民祭り」の企画が提案された。

プレゼン後の質疑の中で「この企画の主旨や想いは本当に貴重だと思うが、してあげる企画になつていいのか？」祭りの財政も社会連帯委員会だけに求めのではなく、地域の商店街や組織にも呼びかけてみたらどうか」という意見が出された。企画を提案

ゼンテーションは二～三年のうちに全国の事業本部に急速に広がつていった。それは、頭で考える社会連帯委員会ではなく、具体的な実践を伴った社会連帯委員会のイメージを広げ、その深い意味が急速にワーカーズコープの仲間に浸透していく取組みとなつた。

この東京の取組みが呼び水となり、この公開プレゼンテーションは二～三年のうちに全国の事業本部に急速に広がつていった。それは、頭で考える社会連帯委員会ではなく、具体的な実践を伴った社会連帯委員会のイメージを広げ、その深い意味が急速にワーカーズコープの仲間に浸透していく取組みとなつた。

した責任者は、「むつとした表情をして、「それはむずかしいのでは」と言っていたが、とにかく当たつてみてほしい」という結論になり、助成金額もその分減額された。その後、現場に持ち帰り、論議した結果、とにかく動いてみようとなつた。さつそく動いてみると地元の商店主が言うには「自分も地域のつながりがなくなつていくことに危機感を感じていた。協力するからやつてみよう」と協賛金を出してくれることになった。結局一〇件近い商店や団体から協賛金が集まつた。「あのときそんなことは無理だと思っていたが、動いてみて地域とのつながりも生まれ同じことを考へている人とも出会え、本当に良かった」と当時の言い出しつべの組合員がしみじみと語つていたのが印象に残つてゐる。当日の第一回市民プラザ祭りは初回にもかかわらず一〇〇〇人を超す人でごつた返し、ワーカーズコープが総出で準備したやきそば、フランクフルト、たこ焼きは祭り開始後二～三時間で完売という盛況になつた。その後は地元の祭り実行委員会も設立され、社会連帶委員会の助成金なしでできる自立した地域の祭りに成長しきつた姿が見られた。

四

シニア社会委員会の設立

「高齢期を迎えた人たち—沈むな、終わるな、外れるな。終わりなき人生の開拓者たろう。新しい福祉社会へあなたの力を！」のスローガンを掲げ二〇〇七年一月「センター事業団シニア社会委員会」の結成総会が開催され、翌年（二〇〇八年）の五月正式に社会連帶委員会のシニア部門となるシニア社会委員会が設立された。設立総会の記念講演は新潟「うちの実家」の代表であつた河田珪子さんにお願いした。

設立の理由として、以下問題提起された。

- ①急速な少子高齢化社会を迎えるにあたつて、高齢者の仕事づくりが最大のテーマとなつてきてゐること。
- ②団塊の世代が定年退職の時期を迎え、急速に進められている公共サービスの民営化の担い手としても役割を發揮できる場をつくりたい。
- ③全国に広がつた高齢者協同組合運動の最大の問題として、生協法人内で高齢者が主体となつた仕事起こし、就労創出が困難な現状。
- ④協同労働に根ざした働き方こそが高齢者の生き

⑤生きがい対策として出発しているシルバー人材センターのあり方では、年金支給年齢が上がり、年金額が下がっていく社会状況の中にあって、高齢期の本格的な就労が創造されない。

しかし、その後は残念ながらシニア社会委員会設立の運動は広がっていない。しかし、広島における協同労働のプラットフォーム事業のスタートや地域の達人のネットワークづくりなど、高齢者の協同労働による仕事おこしが注目される流れは、かえつて強くなり始めているのではないだろうか。

五

東日本大震災と社会連帶委員会（一〇〇九～一〇一一年）

バブル崩壊からリーマンショック以降、急速に広がつた格差、貧困の中、国民は、経済至上主義とも言える戦後日本社会の構造とそれを支えてきた自民党一党支配体制の戦後政治への決別を望み、それが二〇〇九年の民主党政権の誕生につながつた。

しかし沖縄問題で完全な迷走に入った鳩山政権は一年ももたずに崩壊し、民主党への国民の期待は大きな失望に変わつていった。

そういう中で二〇一一年三月一一日、宮城県沖を震源とする東日本大震災が発生する。社会連帶委員会は、日本労連とも協同し、緊急物資の支援、

緊急カンパの要請、被災地の現地調査などにもすぐ取り組んだ。

特筆すべきは、全国の地方委員会の取組みだった。北関東や神奈川では、地域、市民に呼びかけ毎月のように被災地を訪ね、炊き出しやイベントを行った。その中から被災地との信頼が生まれ、その後の当事者中心の仕事おこしにつながった例も生まれている。また、東京電力福島第一原発の被害を受け首都圏に避難して来た被災者に居場所づくりや畠づくり

を行った埼玉県ふじみ野市の「グループにんじん」の取組みや、自治体とのねばり強い交渉の未実現した東京江東区「とよす彩」の当事者主体の「親子ひろば」づくりの取組みなど、数多くの被災者支援の社会連帯活動が生まれ、その取組みはマスコミにも注目された。

その年の総会は「東日本大震災と原発事後が私たちに問うこと」「日本社会の根本的な変革と今求められる社会連帯運動とは何か」をテーマにしたものとなつた。また、F(食)・E(エネルギー)・C(ケア)自給圏づくりに向けた社会連帯活動が二〇一一年以降飛躍的に増えてきることも特筆に値しよう。

の」と言われ、「働くこと」の「いのち」にとつての意味を問う深い映画となつた。コミュニティの衰退と非正規労働の増加にみられる労働現場の劣化を反映してか、三万人近くの市民に見てもらえる映画上映運動となつた。その運動は協同労働への市民の共感を広げ、ワーカーズコープの組合員の確信を深める取組みにつながつていった。

うれしいことに「協同組合基本法」や「社会的経済づくり」、「協同組合都市づくり」を進めている韓国ソウル市でも上映され、韓国の地域自活センター協会と日本の労働者協同組合同士の協定が結ばれた二〇一四年の九州沖縄協同集会にもその運動はつながつていつた。

六 映画「ワーカーズ」上映運動 (一〇一～一〇一四年)

一〇一二年は国連が定めた「国際協同組合年」の年だつた。これを記念することも含めて、映画「ワーカーズ」(森康行監督作品)が完成した。ワーカーズコープが制作した映画では一九九三年に製作した「病院で死ぬということ」に続く二作目の映画となつた。

映画を鑑賞した直木賞作家の天童荒太氏は「(働くことの根源的な意味は、人をイノチにつなぐも

七 沖縄連帯基金の設立、そして 社会連帯機構の地域化へ (一〇一五～一〇一七年)

わずか日本の〇・六%といわれる土地に日本の米軍基地の七割が集中する沖縄。そして、今また辺野古に一〇〇年は保つと言われる新たな基地が造られようとしている。国はある悲惨な沖縄戦の歴史や度重なる選挙で示された沖縄県民の「もうこれ以上の基地はいらぬ」という切実な民意を無視し、辺野古基地建設を強行しようとしている(すでに高江のヘリパッド建設は強行された)。



沖縄連帯基金企画「トーク＆ライブ“OKINAWA”～沖縄の現在を考え合おう！沖縄の心に触れよう！～」

二〇一五年は集団的自衛権の行使を可能とする安保法の成立をはじめ、特定秘密保護法、武器輸出関連法の成立など、まさに戦争ができる国づくりに向けた動きが加速した年でもあった。日本社会連帯機構は、生活と命の基礎である平和と民主主義を守るためにも、沖縄のこの事態に連帯していく意思を表明し、二〇一五年度の総会において「沖縄連帯基金」の設立を決議した。目的は沖縄の基地反対の闘いに連帯すること、そのために

- ①三〇〇〇万円の募金を集める。
②そのうち半分を辺野古基金に納める。
③残りの半分を社会連帯の会員の沖縄辺野古での座り込み及び、本土での沖縄に連帯する集会や報告会に使う。

ことを決めた

一年で一〇〇〇万のカンパを集め、一〇〇人を超す仲間が辺野古や高江の座り込みの行動に参加した。参加した仲間は、沖縄の歴史や人々に触れてさまざまなことを感じ帰ってきている。また現地で他団体の人とつながり、地元に帰ってきてから協同の取組みも生まれている。他にもコンサートや演劇の公演など多様な連帯活動が始まっている。

二〇一六年の総会では、この取組みを発展させ、沖縄県民が主体となつた仕事おこしの大運動を展開していくことを決議した。

その内容は、

- ①沖縄での仕事おこし運動
- ②沖縄各大学での寄付講座の開設
- ③沖縄協同集会の開催
- ④基地反対闘争への連帯

とし、二〇一七年以降本格的に運動が展開されようとしている。

沖縄のこと以外にも、TPP承認阻止、介護保険制度改革反対運動、憲法改悪問題など国民的課題への取組みが広がりつつあり、日本社会の進路を巡つ

て社会連帯機構の果たす役割と存在感が確実に重くなり始めている。

また二〇一六年に広島県神石高原町に於いて第一回「名人・達人サミット」を開催し、地域の再生に地元の達人の力を生かすことの大切さを確認した。

第二回は、二〇一七年四月に宮城県登米市において開催し、地元実行委員会の力が發揮された。

二〇一五年以降のもう一つの特長は、子ども食堂（地域食堂）の全国展開やフードバンクの設立に見られる、格差と貧困に対抗する社会連帯運動が全国各地に急速に広がつたことであった。

八 一般社団法人の設立と 社会連帯運動の本格的な 飛躍の段階へ

二〇一〇年、これまで任意団体として活動してきた社会連帯委員会は、法人格を持つ一般社団法人「日本社会連帯機構」に姿を変え、本格的な飛躍に向かって段階への準備を整えた。それは労働者協同組合運動が社会連帯経営への質的転換を伴うことと軌を一にした変化でもあった。

二〇一六年の総会では日本の社会運動を第一線でリードしてきた外部理事一人を新しく選出し、社会連帯機構の本格的な幕開けに備える体制を整え始めた。

資本主義システムの危機や日本社会の根本からの転換の必要性が正面から語られ始めた現在、持続可能な地域社会の再生と人権と命が真に尊重される社会づくり、とりわけ貧困の克服とその基礎にある平和を築く取組みに日本社会連帯機構は全力を上げなければならないし、そのことで力を合せられる圧倒的な市民が増えている。

社会連帯機構二〇年に向けてのこの一〇年は、辺

野古への基地建設を許さないオール沖縄の運動のように、日本社会の歴史的危機の時代と同時に私たちの予想を超える、新しい社会づくりに向けた抵抗と創造の運動が広がる一〇年になる可能性が見え始めている。

その可能性を拓ききれるか否かは会員一人ひとりの強い思いと我々の足場で各々の地域での協同する力の向上にかかっているといつても過言ではない。

第一〇節 労働者協同組合の経営・財務からみた歴史

一 萌芽期の事業・経営

ため、職業訓練や職業紹介を中心とする制度が次々に導入されるようになっていく。

一九七一年には「中高年雇用促進特別措置法」が施行され、失対事業終息に向かう。この過程において、当時、失対事業就労者を中心に組織されていた

全日本自由労働組合（以下、全日自労）は、自治体に対する失業者への仕事保障闘争の中で、「失対事業に代わる公共事業の受け皿となる事業体（事業団）」としての自らつくるのであれば、そこに仕事を出してもよいとする自治体の対応を引き出したことで、労働組合が運営を担い、失業者が働く場を確保する「事業団方式」の実践に取り組み始める。

一九四九年「緊急失業対策法」が制定され、敗戦後、社会にあふれていた失業者に「日雇い」の機会を与えることを目的に、失業対策事業（以下、失対事業）という公共事業が開始されたが、一九六〇年代前半には、失対事業から民間雇用への転換を図る

(1) 当初の経営

萌芽期の事業団は、自治体から受託する公共事業が主な仕事であり、その経営は母体である労働組合が担っていた。そのため、事業で儲ける（剩余を残す）ことは、「労働者の搾取」につながるなどの誤った考えが生じたばかりか、労働者の労働条件向上が優先されたことで、事業の継続・発展に不可欠となる事業資金を蓄積（内部留保）しようとする考えが抜け落ち、利益は労働者で分配し合う事態が横行するなど、本来の事業や経営からは、かけ離れた運営実態にあった。

そうした中にあっても、「労働者や労働組合に經營はやれない」とする下馬評への反発や、失対予算の一部を振り替え、国が制度化を図った「シルバーカー人材センター」への対抗心が、初期の事業団運動を強力に推進していくこうとする意欲の背景にあつたと言えよう。

ところで、当時の国の雇用政策は、「職場適応訓練制度」や「中高年齢者雇用助成金」など、補助金・助成金制度による民間雇用の推進に力点が置かれていた。加えて、オイルショック後の雇用環境の大変悪化に対処するため、かなり手厚い雇用助成が実施されていた。設立当初の事業団は、こうした補助金や助成制度を積極的に活用したことで、事業運営上、資金面で大きな苦勞をすることは少なかつた。

しかし、制度に依拠した事業は、制度が廃止されれば、行き詰ることは当然で、結果的には労働組合の負担増をもたらすこととなつた。

二 全国組織の誕生と課題

げ、実現をめざしたが、結局、これは短期で消滅することとなつた。

全国協議会の設立によって、それまで労働組合運動の一環として方針化されていた事業団運動は、事業と運動が一体化された取組みとして、その後の進展が図られることになる。

(一) 全国協議会の課題

一九七九年九月、全国三六カ所の事業団が結集し、「中高年雇用・福祉事業団全国協議会」（以下、全国協議会）が結成され、これを契機として高齢者事業団、中高年事業団の全国展開が、本格的に推進されていった。

事業や経営に値しない事業団萌芽期の加盟組織が全国組織に求めたのは、「自立経営」「安定経営」確立へのノウハウであり、その基礎となる一定規模の事業の確保だった。

また当時、各事業団の仕事は、受け皿が変わっただけで、失対事業と同様であったことから「草刈り事業団」と称されていた。草刈りは、雑草が生い茂る時期に仕事が限られ、かつ外仕事のため、悪天候の日は仕事に「アブレ（就労不可）」るなど、不安定就労を余儀なくされる。

こうした事情から、発足間もない全国協議会に課されたのは「屋内で通年就労可能な仕事」の開拓だつた。つまり、加盟事業団のいずれもが、希望しても得難い仕事を全国協議会で事業化し、全国に普及してほしいという切実な思いだったのである。

しかし、全国協議会として応えることができたのは、「よい仕事をする」「赤字を出さない」「私物化は許さない」というスローガンでしかも、それが実践するまでの事業については皆目当てがなく、加盟組織同様、まさに暗中模索の状態にあった。

三 団のスタート

(一) 全国協議会直轄事業団の発足

加盟組織の切なる要望への対応は、全国協議会が経営責任を担う事業体として誕生した「直轄事業団」によるビルメン（建物管理）事業の獲得が、その契机となる。

東葛病院

（千葉県流山市／当初北医療グループ）

現在は、全日本民主医療機関連合会傘下）の新築に伴う管理業務（清掃、設備保守管理、保安当直・受付）の受託が決まつたことで、その事業主体としての直轄事業団第一号となる「全国協議会直轄・東葛地域事業団」が、一九八二年七月五日、一九人の団員を中心に結成された。

引き続き、同年八月には都内の大学生協店舗清掃を受注して東京中央事業団が、一二月には札幌で労働者医療協会の体育館清掃を受注して直轄札幌事業団が設立される。

翌年は、北九州（門司労災病院）、岡山（林道倫病院）、福岡（千鳥橋病院）、埼玉（羽生病院）、

学び、中小の建設産業とその労働者で構成する「建設（事業）協同組合＝建設コープ」の設立方針を掲

横浜（神奈川診療所）、高知（生協病院）にまで拡がり、一九八四年は、山形（鶴岡協立病院）、愛媛（新居浜協立病院）、香川（高松平和病院）へと、足掛け三年で北海道、東北、関東、中四国、九州に至るまで直轄事業団の開設が相次ぎ、さらにこうした直轄事業団の多くが、短期間の内に複数の拠点現場を確保することになる。

(一) 全国協議会が事業団運動の牽引

車に

全国協議会自身が、事業のノウハウを身に付け、安定した経営を実現する。結果的にそうした目標を直轄事業団が実践できたことで、全国協議会は名実ともに事業団運動の牽引車としての役割を確立することになる。

直轄事業団が「建物管理業務」を獲得してノウハウを学び、全国協議会を通じて加盟事業団に広めるため、全国から研修生（三年で五七人）を募ったことで、新たな人材の結集も進み、事業・運動の大きな飛躍をもたらすことになつていく。

後に直轄事業団は、①全国のモデル事業団となる、②人材養成センターとしての機能を持つ、③全国（協議会）に財政寄与する、という三つの目的を掲げ、

活動を本格化させていく。とはいって、直轄スタート時は、いわゆる経営方針は無きに等しく、「絶対赤字を出さない」、「できるだけ残す」ということのみが強調され、一円以上以上の支出は「本部決裁」を要するといった、まさに愚直な運営に徹していた。

初めて「経営指標」が提起されたのが、直轄事業団が一〇カ所となつた一九八四年四月に開催された直轄事業団「事務局長会議」の場で、それは売上げに対する人件費率六〇%、経費率一七%、剰余二三%（内五%は全国協議会会費）というものであった。

これは、当時唯一の事業であつたビルメン業界における優良企業の收支を参考に数値化したものであり、いま振り返しても、相当厳しい指標であつたといえる。

しかし、経営の何たるかを知らぬ集団であつたことから、提起された指標を達成しなければ経営の存続はないものと覚悟を決めて取り組まざるを得なかつたのが、当時の事務局長（現在の本部長クラス）たちの本音であつただろう。

なお、直轄当初に要した資金は、母体である全日自労が、四千万円を予算執行することによって確保できましたが、その後、事業団と全日自労との確執が表面化したこともあり、本来は全日自労の経費扱いであつたはずが、直轄事業団への貸付金に転換されていたため、七年掛かりで利息も加えて全額返済する結果となつた。

(II) 直轄事業団「三つの目的」と初期の経営

四 直轄事業団「経営・財務指標」の確立へ

(一) 新たな経営指標の設定

一九八六年の第一回直轄事業団総代会において、全国一三の直轄事業団は統合を果たした。それを機に、それまでの「赤字を出さない」消極的な経営方針から、事業拡大（働く場を増やす）を積極的に推進する上で、人件費率のみの経営指標でなく、より

初期の頃は、直轄総体としては赤字を出さず、健全な経営が続いたが、一九八二年の東葛病院での事業開始から一九八六年の直轄統合まで、わずか四年足らずで直轄事業団は一三カ所へと急速に増大したこともあり、一時、直轄統合本部（中央）は資金不足に陥り、一カ所「独立採算制」で運営していた直轄西本部（現在のセンター事業団関西事業本部）から資金の融通を受けるという局面もあった。

また、直轄事業団は、全国への財政寄与を三つの目的の一つに掲げたことから、発足時に「収入の六%弱」を全国協議会の会費に充てたことで、まだまだ脆弱だった全国組織の財政と活動を支えた。その後センター事業団となつて以降も一貫して、連合会への財政貢献を果たしてきている。

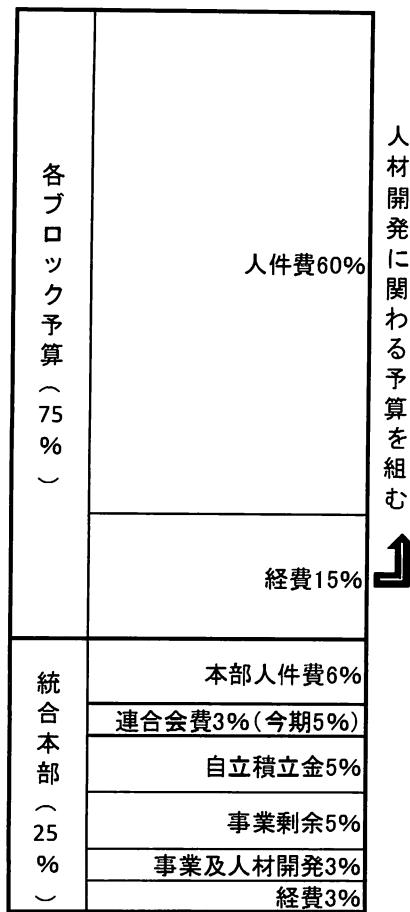
初期の頃は、直轄総体としては赤字を出さず、健

具体的な経営指標・財務指標（次図）を新たに定めるとともに、それに基づく健全経営の追求を本格化させる。

同時に「無借金経営」を打ち出したことで、自ら資金を出し合い（各自の賃金二カ月分を出資目標とする）、事業剩余からも仕事おこし資金を確保する（働いてつくる）制度としての「自立積立金制度（事業収入の5%を目標に積立てる）」もスタートさせることになる。

結果、統合一年目の決算では、5%の「自立積立」金に加え、「就労配当」、「出資配当」までが実現した。労働者が生み出した富を、労働者自身が配分する、当たり前のことだが、初めて実現できたことにより、「労働者が労働者のままで、経営を成し得る」ことに大きな確信を持てるようになった。

なお、直轄事業団からセンター事業団への発展過程を経て今日に至るまで、自己資金である「出資金」と「自立積立金」だけで、事業に必要な資金の全てを確保してきている。



「プロック」は、現在のセンター事業団事業本部

(1) 業態別経営指標の導入

それまでビルメン事業に限られていた直轄事業団だったが、大阪・西淀川区の西淀病院から、一九八五年四月に清掃業務と合わせて職員食堂の全面改装工事を受注して施工後、五月から職員給食業務を全面受託（両業務で直轄関西本部がスタート）したことで、事業の複合化への挑戦が始まっていく。

ビルメンと施設給食では、事業経費の構成が全く異なり、ビルメンでは数%で収まる材料費が、給食事業では二五〇～三〇%になることで、当初から厳格化してきた人件費率六〇%についても、適用不能となつた。

その後、生協から受託した物流（商品仕分け）事業も加わり、事業の複合化が一層進む中、新たな業態現場の収支状況を参考に、「業態別経営指標」の導入が図されることになる。

【財務指標】

- ・総資本回転率（事業高／総資本）：四～五回転
- ・出資金比率（出資金／総資本）：三〇%
- ・自己資本率（出資金+自立積立+剰余／総資本）：七〇%

事業団から労働者協同組合へ

よつて、「出資しないで働くこと」は、「出資者に雇われて働くこと」につながり、労働者協同組合において、あつてはならないことである。労働者協同組合が「雇用／非雇用の関係がない企業」と称される所以である。

(一) 事業団全国協議会から(労働者協同組合)連合会への改組

一九八六年五月の全国協議会第七回総会において、それまでの数度にわたるイタリア協同組合調査の成果を踏まえた上で、事業団のめざすべき組織形態が「労働者協同組合」であることを明確にし、同時に全国組織を、従来のゆるやかな結合体である協議会から、より結束力の強い「連合会」とすることを決議する。

事業団から協同組合となることで、「出資」が不可欠となるが、それに率先して取り組んだのが、全国のモデルとなることを目的化した直轄事業団であった。

労働者協同組合の組合員となることは、同時にその労働者となること意味する。その点が、他の協同組合との決定的なちがいであり、自らが働く事業体が必要とする資金（資本）を自ら出資して確保することにより、組合員は、「資本家に雇われない労働者」となる。それが一般企業の労働者（被雇用者）との本質的な相違である。

(一) センター事業団の発足

設立総会では、従来の直轄事業団三つの目的に加え、「全国の地域事業団に対する事業・経営・人材面での寄与」を加え、センター事業団「四つの目的」を確認するとともに、次の六つの観点を活動の基本目標に掲げた。

- ①「協同」の思想とルールを身につけ、全国観点をつらぬく。
- ②地域づくりをめざす。
- ③事業団の公共性を主張し、仕事を拡大する。
- ④事業運営と体制を確立する。
- ⑤「民主的改革」の立場に立った労働組合との提携。
- ⑥「人」の結集と成長。

センター事業団を発足するにあたり、一方の東京企業組合が有していた「企業組合」法人格の扱いが内部検討され、センター事業団としての新規事業契約については、みなし法人「センター事業団」を主な契約主体とするが、みなし法人は自治体などの公共事業の契約主体に該当しないため、公共事業契約にあたって法人格が必要となる場合は、「企業組合」法人を活用して受注することを取り決める。

こうして民間事業一〇〇%、事業高八・四億、団員二八〇人の直轄事業団と、公共事業が四分の三で事業高七億、団員一二〇人の東京企業組合が統合され、事業高一五・四億、公共事業四・民間事業六、団員五〇〇人の新たな事業・運動体へと成長・發展を遂げることになった。

事業・運動の伸長と経営路線

(一) 事業拡大の起点となつた 「一・二・三運動」

年一月の全国事業所長会議において、「一・二・三運動」と称し、「一に意思統一、二に日参（事業拡大の相手へ）、三に三〇億、みんなで達成」を合言葉に、一～三月期を全団員が事業拡大に集中して取り組む特別期間とすることが方針化される。翌年からは、全国連合会も同方針を掲げることとなり、以後毎年、この運動を途絶えさせることなく継続してきた結果、今日の事業到達があると言えよう。

さらに、一九九二年の第一三回全国総会において、自治体が次年度予算の概算を取りまとめる六～八月を「知らせ、知り、結びあう」自治体集中行動期間と位置付け、全国統一して公共事業の獲得、拡大に力を注ぐことを決定した。

(II) 全団員（組合員）経営と 「事業所の一ヶ月運動」

全国協議会は、設立当初から七つの原則に基づき、「団員の自発性・自覚的活動と運営」を重視してきた。それが「全団員経営」として方針化されたのは、全国連合会の第一三回総会（一九九二年）で、センター事業団にあつては、同総会に引き続き開催された第七回総代会においてであった。

また、センター事業団は、同年度事業計画の中で、全団員経営を本格化する上で必要な組織改革の中心課題として「事業所の一ヶ月運動」を提起し、その実践に踏み出していく。

「東京東部第一事業所」と「東京東部第一事業所」での実践が全国のモデルとして高く評価され、両事業所の経験交流も行われた。

「全組合員経営とは、出資をし、雇われ者根性を克服して、自ら主人公（主体者）=本物の労協組合員）らしく成長していこうとする組合員の努力を基本に、事業所（基礎組織）において、情報の共有、話し合い、よい仕事、健全経営、仕事の拡大など、一つひとつ取組みを着実に発展させながら、自治能力を高め、事業団（事業所）が全面的に発展していく経営路線」と定義され、全国推進が図られていく。

(III) 全組合員経営から「共感の経営」、そして「ミシートメント経営」へ

一九九五年のセンター事業団第一〇回総代会後、初の理事会で全組合員経営から「共感の経営」への発展が提唱される。

それから一〇年余、連合会第二七回総会・センター事業団第二二回総代会（一九九〇六年）において、「私たちは、『働く組合員が、どうしたら主体者として成長・発達できるのか』を模索する中で、『全組合員経営』という経営路線を見出し、さらに、地域に貢献し、人々の共感を得る中で、自らの経営を発展させていこうと『共感の経営』をめざし、そし

七 経営路線の発展過程で直面したセンター事業団の「経営危機」

(I) 経営危機に至る背景

センター事業団の経営は、設立後、順調に推移していたが、一九九〇年代後半になると、厳しい状況になつてくる。オイルショック後の世界的な不況が日本にも波及し、当時主な契約先だった医療機関や生協等の経営も厳しさが増していった。それが病院清扫や生協の庫内作業などの契約金額見直しや減額につながり、センター事業団の収入を徐々に圧迫していくことになる。

支出面では、一九九〇年に連合会が提唱した「高齢者協同組合」の推進、阪神・淡路大震災が契機となつたセンター事業団主導による「建設労働者協同組合」の設立、メディアプロジェクトの開業、本部事務所移転に伴う家賃増、そしてはじめての映画製作等々に相当な資金が投入されていく。さらに、二〇〇〇年四月の介護保険制度開始を前にして、「地域福祉事業所」づくりが取り組まれるなど、かつてなく投資が膨らむ状況を呈していたことから、財政問題が表面化したとき（一九九九年度上半期）には、月々三五〇〇万円（年間四・二億規模）もの資金が流出する事態に陥つていた。

一九九五年からわずか五年弱で大幅な事業剰余の減少（原価率の悪化）が生じ、挙句は赤字に陥つたために、自立積立が不能となるだけでなく、一九九九年度退団者に対して、翌年度総代会後に「出資金」と「自立積立金個人持ち分」の返還が迫つていたことで、二重三重の財政難に見舞われる。

事業・運動のダイナミックな展開とは裏腹に、それを賄うだけの資金蓄積がなかつたばかりか、当時のセンター事業団には、事業全般を統括・管理・指導し、その運営をしつかり支える上での厳密な経営計画や収支計画も無いに等しかつた。そのため一九九九年度下半期において、センター事業団創立以来はじめてとなる「資金ショート」の危機が現実化する局面に立ち至つた。

（II）経営危機克服に向けた経営改革

直面した経営危機を乗り越えるための取組みは、「大規模赤字現場の撤退」、「清掃改革を通じた原価改善」、「一時金の抑制」、本部をはじめとする「全国的な経費節減」など、かつてない痛みを伴うものではあつた。しかし、挑戦が始まつた地域福祉事業所の着実な前進もあり、理事会を先頭に全国の仲間の奮闘があつて、翌二〇〇〇年度には三年振りで自立積立を実施できるまでに収支の改善が進み、最悪の事態を回避することができた。

財務上から見れば、一九九九年度だけで四億円弱の資金が流失したが、翌年度には三億円の資金回復を果たしたことになる。

かかる経営危機については、当時の資本形成検討委員会において、原因の解析・検討が行われ、その結果が関係資料を含め、二〇〇〇年度末の理事会に報告書として提出されたことにより、組織として共

有・教訓化され、経営危機後のセンター事業団の経営改善、経営強化に役立てることができた。

（III）経営危機後に始まつた諸々の改善策

①総代会議案の年度報告として掲載される「事業高・出資金・就労者・組合員の推移」に、「原価率の推移」を追加表記することにした。

一九九八年度決算報告までは、原価率の表記がなく、事業高の伸び率は見えるが、原価率の良否を「見える化」しなかつたため、年々収支が悪化し続けていたにもかかわらず、理事會はじめ組織全体に、経営上の危機感を喚起させる資料としては役立たなかつた。

②信じられないことだが、経営危機に至るまで、事業所別予算は作成されていなかつた。それでもセントラル全体としては、右肩上がりの経営状況で推移してきたため、特段その必要性が顕在化しなかつたと言える。しかし、経営危機が表面化した時点で全事業所の収支状況を集約したところ、赤字（事業所収支で一〇〇%超）、あるいは管理経費（事業本部経費+本部経費）の全額を負担できない事業所が六割を占めていた。その反省から、二〇〇〇年度以降は、全事業所で「現場（業態）別予算」の作成を義務付けることとした。

③同時に、事業所・現場が、毎月の収支実績を自らの手で集計し、予算対比した結果を全国統一の「予算／実績報告書」に記入して、すみやかに団会議で報告（事業本部にも提出）し、全就労者で共有する。その上で経営に関する話し合いを行い、改善課題を明確にし、健全経営の実現に努める。こうした実践を目的に事業所に義務付けた制度が、言うところの「予／実報告」

である。この制度を始めた頃は、事業所別の月次収支集計に、本部経理部が数カ月以上を要していた実状があり、一方で、経営危機を経験したことで、少しでも早く月々の収支結果を事業所・事業本部で共有する必要性を痛感したことから、かかる制度化の背景にある。

④「決裁及び稟議制度」を導入することで、それまでの本部内（役員）の相談、協議を通じた決裁のあり方が一新され、稟議要件と稟議額に基づく決裁回議者及び最終決裁者が明確に位置づけられたことにより、決裁上の不明朗さや決裁の遅滞改善にも役立つこととなつた。

⑤経営危機以前は、出張時の食事代を定額で支給していたが、経費節減のため、センター事業団としては食事代の支給を取り止めた。

⑥携帯電話通話料の扱いについても、それまでの本人申請に基づく支給を止め、「携帯電話の貸与並びに運用規程」を新たに定め、それに基づく支給に改めた。

八 「社会連帯経営」の確立

(一) 二〇〇〇年以降の事業推移と財務

二〇〇〇年度から介護保険制度が施行され、地域労協（事業団）・高齢協・センター事業団それぞれが、地域福祉事業所づくりに取り組んだことで、介護保険関連の事業が、足早に全国化していくことになる。

とりわけセンター事業団にあつては、自治体集中行動を続ける中で、二〇〇三年の足立区学童クラブの運営を皮切りに、翌年には板橋区、墨田区、新宿区、八王子市へと、子育て関連事業は、目を見張る勢いで拡大していった。

また、二〇〇三年度に導入された「指定管理者制度」により、公共事業の民営化が一挙に進み、労働者協同組合陣営としても、その多くを受託するようになつていく。

指定管理事業に臨む労働者協同組合は、民営化による「營利化、市場化、不安定労働化」ではなく、「協同労働」を通じた公共事業の「市民化・社会化」をめざし、行政とも結んだ新しい公共事業のあり方を広く市民や行政に提起しつつ、着実に事業・運動を拡大してきた。

一方、指定管理事業の受託は、財務上のメリットをもたらした。それまで全国展開を続けてきた介護保険制度事業は、利用料の九割（今後は利用者負担

が増加予定）が「国保連」を通じて支払われるが、入金は請求してからおよそ三ヶ月後となるため、他の事業に比較し、事業者の財務を圧迫することになる。一方、指定管理事業は、年数回の分割ではあるものの、指定管理料が前払いされるため、当該事業の資金繰りが不要となることも含め、事業者の財務全般に一定の好影響をもたらした。

制度開始後、短期間で指定管理事業の受託が全国化したことにより、当時、徐々に厳しさを増していく財務状況の改善につながることにもなつた。

(二) 今日の経営論—「社会連帯経営

歴史的に、全団員（組合員）経営、共感の経営、そしてコミニットメント経営へと、事業と運動の発展過程に則しながら、協同労働の経営論を定式化しつつ歩みを進めてきたが、二〇一一年一月に開催されたセンター事業団「経営力会議」において、今日的な経営テーマとして「社会連帯経営」論が提起された。

それを受け、同年の連合会第三回総会議案では、「社会の大変革を呼び起こす『よい仕事』と『社会連帯経営』の創造」が方針化され、「社会をどう変えるか」「地域をどう変えたか」を中心に据えた「よい仕事論」「社会連帯経営論」の確立に向かうこと

は、「市民が公共を担い、主権者として自覚を高め、自治と地域連帯の力を豊かに生み出す『社会連帯経営』に進むことが、私たちの必須のテーマとなつた」ことを確認し、「公共の仕事を地域全体の中に位置付け、地域の課題を利用者、地域みんなで共有し、協同労働で取り組むことの意味を投げかけ、共に担いながら、地域的・社会的評価を圧倒的に高める。」その時、眞の公共性、新しい公共が姿を現わすであろう。このような市民自治と地域の主権性を高める『社会連帯経営』を全力で築いていこう」とのメッセージが発信された。

九 協同労働法制化後を見据えた事業・運動と財務

労働者協同組合の経営路線——未来は「社会連帯経営」の貫徹にあたり

これまでの創生期における社会連帯経営の到達点は、地域に必要な仕事を伝え、その地域で「協力債」などの必要な資金提供を呼びかけ、労働者協同組合が先導して中心的役割も担いながら、その地域に必要な仕事をつくることであった。

これから先の社会連帯経営では、単純な地域資源の提供・享受の関係を超えて、地域資源を協同で所有・活用する視点や、その地域と密接に結んだ共生・協同の関係づくりへの発展が求められる。

超えた中、制度的枠組みや事業経営のみの観点を超え、人間の根源的な営みである「いのち」と「暮

らし」を組織の主要なテーマに据え、生活や地域の困りごとを、当事者と連帯し、共に仕事を起こすことによって解決に導こうとする私たちの事業・運動は今、新たな発展段階に突入し始めている。

こうした動きは、世界的なグローバル資本主義の対極をなすもので、日本においても小規模活動拠点（社会連帯組織）を増やす流れが全国化していることを背景に、労働者協同組合が示してきた取組みへの共感と期待の輪が、市民や自治体の間で加速度的な広がりを見せていく。

一方で、私たちのような組織が、一般の市場経済ベースで民間企業と競合していくは勝ち目はない。事業に不可欠な資源（ヒト・モノ・カネ）を地域の人々との連帯を通じ、地域単位で独自に生み出していくことが不可欠となるだろう。

(II) 「非営利協同基金制度」の必要

労働者協同組合の事業は、一般事業から福祉や公益性の高い分野まで幅広く多様に全国で展開されている。とりわけ福祉や公共分野、地域住民の生活や暮らしを支える仕事など、その一部は、これまで公共が担ってきた領域でもあることから、事業経営上、成り立たせるのが非常に困難な事業分野となる。一方で労働者協同組合は、他の協同組合や社会福祉法人のような税制面での優遇措置（軽減税率の適用、福祉事業への不課税等）が適用されないことから、自らの事業活動の成果の中から、事業に必要な運転

も、今後はコーディネーターからファシリテーター（協働促進者）的役割へ意識を変えていく必要がある。運営に直接参加する当事者（組合員）、協力者やボランティア、物件・物品の提供者、及び寄贈者、協力債や「賛助金（寄付）」による資金提供など、事業に不可欠な三要素（ヒト・モノ・カネ）全てを、それぞれの地域で募り調達することが可能になれば、社会連帯経営による新たな仕事おこしとまちづくり運動は、急速な発展を遂げる可能性がある。

「協同労働の協同組合法（仮称・以下略）」が制定されるならば、この日本社会において、市民主体のまちづくり運動を促進し保障していく大きな役割を果たしていくことが期待される。

資金や仕事おこしに必要な資金を留保していくことが求められる。

そのため労働者協同組合では、このような公益性の高い事業実態を踏まえ、事業剩余に対して課税前の積立てが可能となる「基金制度」の検討をかねてより進めてきた。「協同労働の協同組合」の法制化においても同様の積立金の検討がなされている。

(III) 協同労働セクターの広がりと経営支援 「協同労働経営センター」を展望して――

法律が整備され施行されるということは、これまで雇用労働の仕組みしか存在しなかつた日本の労働政策上においても、革命的変化をもたらすはずである。それは「協同労働」という新たな価値観を伴う働き方が、日本社会の中で多くの人々に認知され、働き方の新たな選択肢の一つとなり、そしてその活動が社会化・普遍化するということだ。

反面、実際にワーカーズコープに属する私たちも「雇用されない働き方」「協同労働」「社会連帯経営」「よい仕事」の本質とは何かを日々悩み、模索しながら働いている。この法制度を活用し、市民が自ら当事者となり、「協同労働」の仕組みによって、その地域に必要な仕事おこしを行う場合、「協同労働」とは何か、「経営管理」の手法、「会計」の知識、「制度事業の内容」などをしっかりと理解して

いくことが不可欠である。そうした基本部分を見失つてしまふと、この法制度を活用しようとする側の都合によって、法の意図する目的が変質されかねない。

協同労働による仕事おこしを支援する相談機関として「協同労働経営センター」の設置を構想し、「法人設立支援」、「制度活用支援」、「協同労働支援」、「経営支援」など、各種相談支援をワンストップで実施できる仕組みが必要とされている。

十 経営・財務の今後に向けて

(一) センター事業団の経営危機に学ぶ

事業団・労働者協同組合の経営・財務の三五年を振り返り、今後の行く末を見通すとき、最も教訓とすべきは、資金ショート直前までの経営危機を経験し、それを乗り越えてきたセンター事業団の事例だろう。

かかる経営危機は、前述のように、それまで右肩上がりの経営しか知らずにいたため、短期で半数を超える事業所が赤字かそれに近い収支状況を呈していたことを、当時の組織としてほとんどまったく認

識できていなかつたことに起因する。だからと言うべきか、同時期にありながら、一定の投資を伴う複数事業に着手した結果、資金不足を来たしたものであつた。

ここから学ぶべきは、全国（全現場）の経営実態を日常的に掌握する重要性、現場（業種）別予算の集約及び月単位での執行状況の確認、経営困難な事業所への不断の指導と適時・適切な対処、本部・事業本部をはじめとする日常的な経費節減に向けた具体策の徹底などが挙げられよう。

センター事業団の場合は、資金難発覚後、すみやかな対策が功を奏して最悪の事態を免れただけなく、制度開始後に一度だけ実施した自立積立金取崩し（積立残高の二五%）によって、入札に必須となる業者登録要件にも支障を及ぼすことなく次年度を迎えることができた。

もとより自立積立金取崩し（一九九九年度決算議案）は、総代会の決議事項であることから総代会に諮られた。しかし、自立積立金の本来的位置づけが組合員に周知徹底できていなかつたこと、経営危機に対する理事会責任が不明確などの理由から、決算議案不採択という、総代会始まって以来の事態となつた。そのため極めて異例ではあるが、総代会一日目の議事に入る前に、事業本部毎の再討論に付されることとなり、結果、修正案を以つて採択されると、いつた、組織的痛みを伴う事態を初めて経験した。

万一あの時、不採択のまま総代会を終えていたなら、今日のセンター事業団があり得たかどうかは、疑問である。

(II) 投資事業と財務

いま一つ重要な点は、今後も格段に増加するであろう一定規模の投資をする事業への対応である。

投資と財務（財政）が一体不可分の関係にあることは、あらためて指摘するまでもないが、投資事業の成否が、経営総体の盛衰に影響することは往々にしてあり、大型投資事業が不成功となれば、それが引き金となる事業倒産も決して絵空事でなく、世間に実例を数え上げれば切りがない。

事業拡大に投資は付きものであるが、財務状況の把握と予測がしつかりしていなければ、暗中模索状態で資金を投じることになつてしまふ。「資金繰り」との兼ね合いにおいて、自ずと投資規模は制限されてしまうべきだが、センター事業団の経営危機前のように経営が至極順調に回っているときは、資金繰りにも余裕があるため、いよいよとなるまで気にも留めない事態が生じかねない。今後の投資にあたつて、こうした前例を決して繰り返してはならない。

前項で触れた経営データの掌握は、経理部の所轄であり、そこに求めればよいが、そのデータに基づく投資判断の是非、あるいは投資順位の決定などについて、専門的に対応する部署が不明朗、もしくは

都度対応というケースが無きにしも非ずである。もちろん、協同組合といえども事業体である以上、トップの責任は回避し得ないが、「協同労働」を事業運営の根幹に据える労働者協同組合にあつては、組織内の話し合いと納得を通じた決定が、本来あるべき姿であろう。

相反して、事業には迅速な対応や決定を迫られる事案が数多い。こうしたケースに協同労働組織としてどう対処すべきか。しつかりとした議論が必要となる。

センター事業団では、年間事業高五千万円を超える契約案件は、理事会の事前協議を経た上で理事長決裁となつており、年間事業高一億円以上の契約案件については、理事会の決議に拠るとしている。だが実際に、大所帯の理事会にあつて、かつ多くの議案を前に、個々の投資案件に対し、諸資料に基づく詳細な論議や質疑を経て決議することが可能かと問われば、困難と言わざるを得まい。

そこでセンター事業団を例にとるなら、事業契約に限らぬ一定額以上の投資案件については、外部の複数専門家を加えた理事会の諮問機関を設置し、投資案件の決裁是非や優先順位などの判断に関し、意見を求めることが賢明だろう。

(III) おわりに

事業団・労働者協同組合のこれまでの歴史は、「労

働者が経営の主人公となり得るか」「雇用・被雇用という関係のない働き方は可能か」という二つの命題に果敢に挑戦し続け、それを懸命に実証してきた足跡ではなかつただろうか。同時にこの二つのテーマは、今後とも日本の労働者協同組合・ワーカーズコープに引き継がれる命題にちがいない。

労働者の大半が、一般企業などの就労経験者である日本社会にあって、「雇用・被雇用」が働く上で基本概念であるだけに、何らかの契機でワーカーズコープに加わることになつた結果、「雇われ者根性」の克服が至上命題となつてみても、それは決して容易なことではない。人によつては実現困難とも言うべき重いテーマとして立ちはだかることもある。

自ら事業資金を拠出し合う「出資・増資」ですら、全労働者にその意義が徹底しているとは言い難い。組合員は、自らの出資額を上限として経営責任を負うのが協同組合である。組合員は出資した時点で、少なくとも金銭的な経営責任を担うことになる訳だが、出資していても、「経営を担う」とか「経営責任が自分にある」という認識を持っている組合員がどれほどいるだろうか。つまり、「労働者が経営の主人公」と公言できる組織となるには、まだまだ長い道のりが必要となる。

この取り組みは、「労働者の意識変革」、「働き方の変革」、ひいては「社会変革」の過程、あるいは

は「連続する闘い」と言つても過言ではあるまい。

こうしてみると、私たち労働者協同組合運動の到達点は、微々たる段階に過ぎないのかも知れないが、少なくとも雇用・被雇用が当たり前の社会に対し、

大きな一石を投じてきたことだけは確かである。

この先、「協同労働の協同組合法」が生まれることは、どんな形態であるにせよ、労働者協同組合・ワーカーズコープにとって、歴史的転換を促すこと

は必至である。それを私たちの三五年の歩みと重ね合わせ、さらなる高みをめざす上での糧となし得るかどうか、新たに私たちに課される課題であると受け止めたい。